

(案)



平成 26 年度年次報告

平成 27 年 4 月

電気通信紛争処理委員会

(参考) 電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信紛争処理委員会令 (平成13年政令第362号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信紛争処理委員会手続規則 (平成13年総務省令第155号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会 (以下「委員会」という。) の事務に関し重要な事項

はじめに

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）第 14 条の規定に基づき、平成 26 年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成 26 年度においては、委員及び特別委員が専門的な知見を活かし、適正かつ迅速な紛争解決に向けて円滑な紛争処理活動に取り組み、地上テレビジョン放送の再放送同意に関する紛争について、あっせん 3 件が処理終了となった。また事業者相談窓口において、電気通信設備の接続や再放送同意等に関する相談対応を 24 件行った。

さらに、紛争処理等を行う際の基礎資料とするため、関係事業分野の動向把握や、諸外国の制度及び紛争処理事例等の情報収集を行うとともに、電気通信紛争処理委員会の認知度を向上させるための周知活動にも取り組んだ。

本報告書では、第 I 部に委員会の運営状況を、第 II 部に紛争処理の状況を、第 III 部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成 27 年 4 月 ※日
電気通信紛争処理委員会

目 次

はじめに

第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	3
第Ⅱ部 紛争処理の状況	5
第1章 紛争処理の概況	5
第2章 あっせん終了事案の概要	7
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	13
第1章 政策担当部局からのヒアリング等	13
第2章 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する 調査研究」の報告	32
第3章 周知広報、利便性向上のための取組	36
第4章 委員会に係る制度改正（業務追加等）	38
【資料編】	
資料1 電気通信紛争処理委員会の概要	40
資料2 これまでの紛争処理の概況	43
資料3 これまでの紛争処理終了事案の一覧	44
資料4 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する 調査研究」の概要について	52
資料5 委員会の周知広報資料	56
資料6 電気通信に関する動向	57

第I部 委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）。

平成27年3月31日現在の委員は以下の5名である。

【委員】

平成27年3月31日現在

氏名	役職等	任命日
なか やま たか お 中山 隆夫 (委員長)	弁護士 慶應義塾大学法科大学院 客員教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成25年12月3日新任
あら かわ かおる 荒川 薫 (委員長代理)	明治大学総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 教授	平成25年12月3日再任 (第1期：平成25年4月1日 ～平成25年12月2日)
お の たけ み 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成25年12月3日新任
ひら さわ いく こ 平沢 郁子	弁護士	平成25年12月3日新任
やま もと かず ひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	平成25年12月3日再任 (第1期：平成22年12月3日 ～平成25年12月2日)

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

平成27年3月31日現在の特別委員は以下の8名である。

【特別委員】

平成 27 年 3 月 31 日現在(五十音順)

氏 名	役 職 等	任 命 日
あら い こう 荒 井 耕	一橋大学大学院商学研究科 教授	平成 25 年 11 月 30 日新任
か どう ねい 加 藤 寧	東北大学大学院 情報科学研究科教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
こ づか そういちろう 小 塚 莊一郎	学習院大学法学部教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
こん どう なつ 近 藤 夏	弁護士	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
しら い ひろし 白 井 宏	中央大学理工学部教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
もり ゆみこ 森 由美子	東海大学政治経済学部 経済学科教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
わかばやし ありさ 若 林 亜理砂	駒澤大学大学院 法曹養成研究科教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
わかばやし かず こ 若 林 和 子	公認会計士	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)

第2章 委員会の開催状況

平成26年度は、次のとおり9回の委員会を開催した。

会合	日付	議事等
第141回	平成26年 4月18日 ～22日	平成25年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告について ※文書による審議（注）
第142回	平成26年 5月16日	KDDI株式会社通信用等施設の現場視察
第143回	平成26年 6月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の接続に関する現状と課題について（総合通信基盤局からの説明） 2 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」の概要について 3 地上デジタル放送の再放送同意に関する協議状況について（情報流通行政局からの説明） 4 移動体通信接続の概要等について（電気通信事業者からの説明） <div style="text-align: center;">  <p>委員会の模様</p> </div>
第144回	平成26年 8月5日 ～7日	あっせん委員の指名について ※文書による審議（注）
第145回	平成26年 9月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業法の一部改正について（総合通信基盤局からの説明） 2 地方分権改革一括法における放送法の一部改正について（情報流通行政局からの説明） 3 あっせん事案について 4 相談事例について

会合	日付	議事等
第 146 回	平成 26 年 10 月 31 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上テレビジョン放送事業者の事業概要及び放送に係る著作権等について（事業者団体からの説明） 2 CATV事業者の事業概要及び電気通信事業における接続等について（事業者団体からの説明）
第 147 回	平成 26 年 11 月 28 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業分野における競争状況の評価 2013 について（総合通信基盤局からの説明） 2 あっせん終了案件について  <p style="text-align: center;">委員会の模様</p>
第 148 回	平成 27 年 1 月 23 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について（総合通信基盤局からの説明） 2 「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」について（総合通信基盤局からの説明） 3 「ICTサービス安心・安全研究会報告書」について（通信基盤局からの説明）  <p style="text-align: center;">委員会の模様(1)</p>  <p style="text-align: center;">委員会の模様(2)</p>
第 149 回	平成 27 年 3 月 20 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 26 年度年次報告（案）について 2 あっせん申請の受理及び取扱いについて 3 あっせん事案のケーススタディ

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程第 2 条第 2 項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2、電波法第27条の35、放送法第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

平成26年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会の機能等については【資料1】、委員会設置以降これまでの紛争処理の概況については【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁の処理件数

平成26年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は4件であった。そのうち、あっせんにより解決した事案が3件、現在処理中の事案が1件となっている。また、仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数（平成26年度）

あっせん申請	処理終了	処理中
4	3 (解決 3) (合意に至らず取下げ 0) (あっせん打切り 0) (あっせん不実行 0)	1

仲裁申請	処理終了	処理中
0	0 (仲裁判断 0)	0

2 審議・答申

平成26年度中、総務大臣からの諮問はなかった。

3 勧告

平成26年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者相談窓口における相談

事業者相談窓口において、24件の相談及び問合せを受けた。相談内容ごとの受付件数及び相談対応（委員会による紛争処理手続の説明や事業者間協議に係る助言）結果の内容は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
① 接続の諾否	3件
② 卸電気通信役務の提供	5件
③ その他電気通信に係る契約	3件
④ 地上テレビジョン放送の再放送に関する同意	10件
⑤ 手続の照会	2件
⑥ その他	1件
計	24件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

相談対応結果	件数
① あっせん等の申請があった	1件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	2件
③ 事業者間協議を継続することとなった	16件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	2件
⑤ 手続に関する説明を行った	2件
⑥ その他	1件
計	24件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含むことから、③に計上されているものの中には、既に終了（最後の相談を②又は④に計上）している案件がある。

※ 本あっせん終了事案については、最終版では当事者名を記載した内容に差し替えを行います。

第2章 あっせん終了事案の概要

平成26年度に処理終了となったあっせん事案の概要については、以下のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了事案の一覧については【資料3】のとおりである。

1 平成26年7月23日申請（平成26年（争）第1号）（地上基幹放送の再放送の同意）

（1）経過

平成26年	
7月23日	A社から、あっせんの申請（平成26年（争）第1号）。(⇒(2))
28日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員（平沢委員、小塚特別委員、若林（和）特別委員）の指名。
22日	B社から答弁書の提出（⇒(3)）
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、A社に対し、質問を送付。
22日	A社から、あっせん委員からの質問（9月16日付け）に対する回答。
24日	あっせん委員から、B社に対し、質問を送付。
30日	B社から、あっせん委員からの質問（9月24日付け）に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示（⇒(4)）
17日	B社があっせん案を受諾
21日	A社があっせん案を受諾

(2) 申請における主な主張

A社は、平成20年にB社と協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、B社のデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

A社は、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある（平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。）。

(4) あっせん案

- 1 B社は、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、A社が甲地域の業務区域においてB社の地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。
- 2 A社は、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 A社は、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してB社の再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 B社は、A社から視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、B社は、上記1による再放送の同意を取消することができる。
ただし、再放送の同意を取消する場合、B社は、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

2 平成26年7月23日申請（平成26年（争）第2号）（地上基幹放送の再放送の同意）

（1）経過

平成26年	
7月23日	C社から、あっせんの申請（平成26年（争）第2号）。(⇒(2))
28日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員（平沢委員、小塚特別委員、若林（和）特別委員）の指名。
22日	B社から答弁書の提出（⇒(3)）
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、C社に対し、質問を送付。
22日	C社から、あっせん委員からの質問（9月16日付け）に対する回答。
24日	あっせん委員から、B社に対し、質問を送付。
30日	B社から、あっせん委員からの質問（9月24日付け）に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示（⇒(4)）
17日	B社があっせん案を受諾
21日	C社があっせん案を受諾

（2）申請における主な主張

C社は、平成20年にB社と協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、B社のデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

C社は、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある（平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。）。

(4) あっせん案

- 1 B社は、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、C社が甲地域の業務区域においてB社の地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。
- 2 C社は、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 C社は、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してB社の再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 B社は、C社から視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、B社は、上記1による再放送の同意を取消することができる。
ただし、再放送の同意を取消する場合、B社は、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

3 平成26年7月23日申請（平成26年（争）第3号）（地上基幹放送の再放送の同意）

(1) 経過

平成26年	
7月23日	D社から、あっせんの申請（平成26年（争）第1号）。(⇒(2))

28日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員（平沢委員、小塚特別委員、若林（和）特別委員）の指名。
22日	B社から答弁書の提出（⇒（3））
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、D社に対し、質問を送付。
22日	D社から、あっせん委員からの質問（9月16日付け）に対する回答。
24日	あっせん委員から、B社に対し、質問を送付。
30日	B社から、あっせん委員からの質問（9月24日付け）に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示（⇒（4））
17日	B社があっせん案を受諾
21日	D社があっせん案を受諾

（2）申請における主な主張

D社は、平成20年にB社と協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、B社のデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

D社は、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

（3）答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある（平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。）。

(4) あっせん案

- 1 B社は、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、D社が甲地域の業務区域においてB社の地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。
- 2 D社は、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 D社は、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してB社の再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 B社は、D社から視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、B社は、上記1による再放送の同意を取消することができる。
ただし、再放送の同意を取消す場合、B社は、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成26年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局及び事業者団体等から関係分野に関する情報収集等を行った。

1 政策担当部局からのヒアリング

(1) 平成26年6月13日 第143回委員会

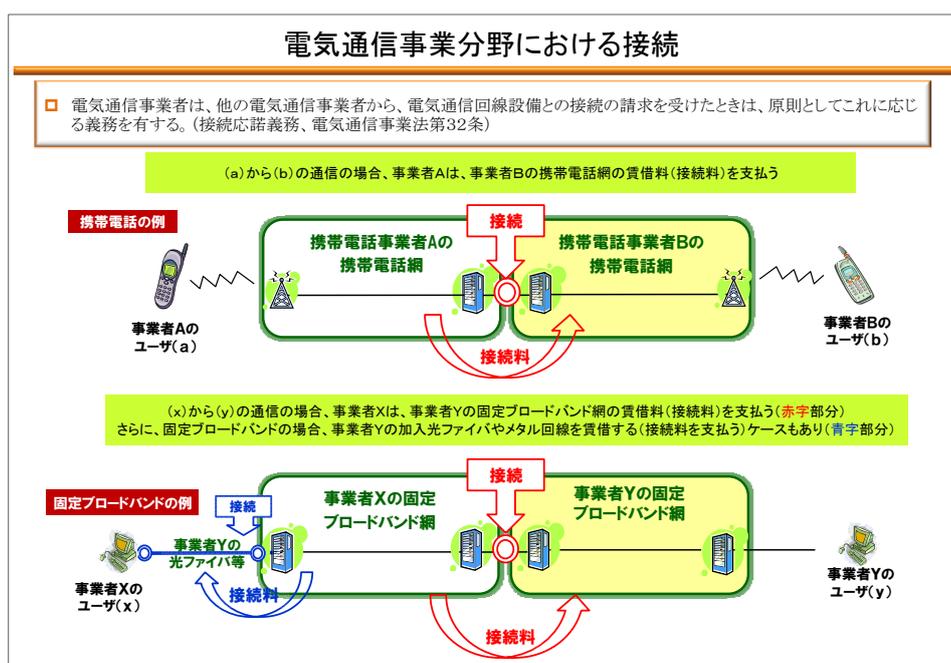
総合通信基盤局から「電気通信設備の接続に関する現状と課題について」説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 接続制度の概要

電気通信設備の接続については、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第32条に、電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときには、原則としてこれに応じる義務を有する、という接続応諾義務が規定されている。

また指定電気通信設備制度として、強い交渉力を有する事業者については「非対称規制」として、接続応諾義務に加え接続料や接続条件の約款化等を義務付けている。



【出典：第143回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

なお、接続のほか、事業法第 29 条第 1 項第 10 号に卸電気通信役務の規定があり、接続が接続約款に基づき一律に接続協定を締結するのに対し、卸役務の場合には事業者間で個別に設定した料金等によりネットワークの提供を受けることができる。

2 固定系接続制度の概要

事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者に対し、接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するための規律を課しており、1998 年に NTT 東西の加入者回線等を第一種指定設備として指定している。

接続料については、総務省令で定める「第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能（アンバンドル機能）」の単位で設定しており、総務大臣の認可を受けることが必要である。接続料の算定については、対象機能ごとに長期増分費用方式、将来原価方式、実績原価方式と定められており、接続料規則第 14 条第 1 項によって、アンバンドル機能ごとに当該接続料に係る収入（接続料×通信量等）が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないとされている。

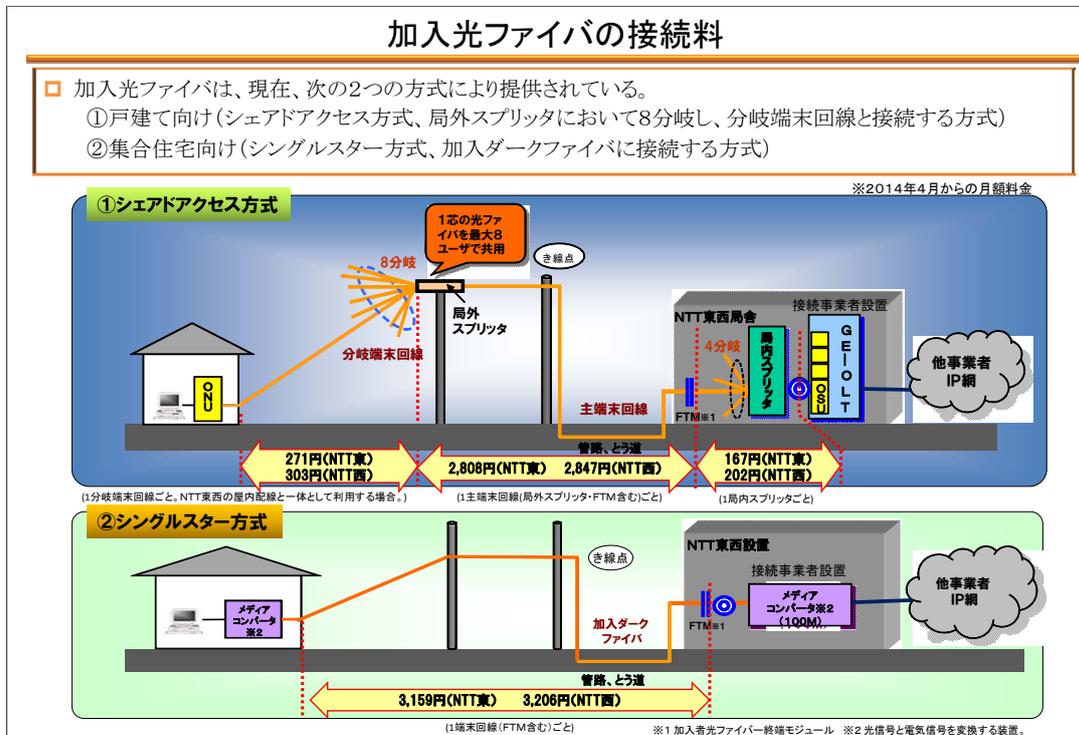


【出典：第 1 4 3 回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

加入光ファイバの接続については、現在、シェアドアクセス方法（局外スプリッタにおいて 8 分岐し、分岐端末回線と接続する方法）とシングルスター方式（加入ダークファイバに接続する方式）とがある。

接続料については需要の増加に伴い低廉化してきたが、2014～2016 年度は需要の伸びが鈍化した上にメタル・光の費用配賦方法の見直しがあったため、下げ止まり傾向にある。なお、シェアドアクセス方式について、現在 NTT 東西は 8 分岐単位ではなく、主端末回線の芯線数を単位とした接続料を設定しているが（芯線単位接続料）、この芯線単位

接続料では一芯の主端末回線に収容する利用者が、1ユーザーであっても8ユーザーであっても、同じ芯線単位接続料の支払いが必要であるほか、物理的制約も存在することから、主端末回線の芯線単位ではなく主端末回線に収容する分岐端末回線（＝利用者）単位で接続料を設定する分岐単位接続料への変更の要望が出ている。



【出典：第143回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

3 移動系接続制度の概要

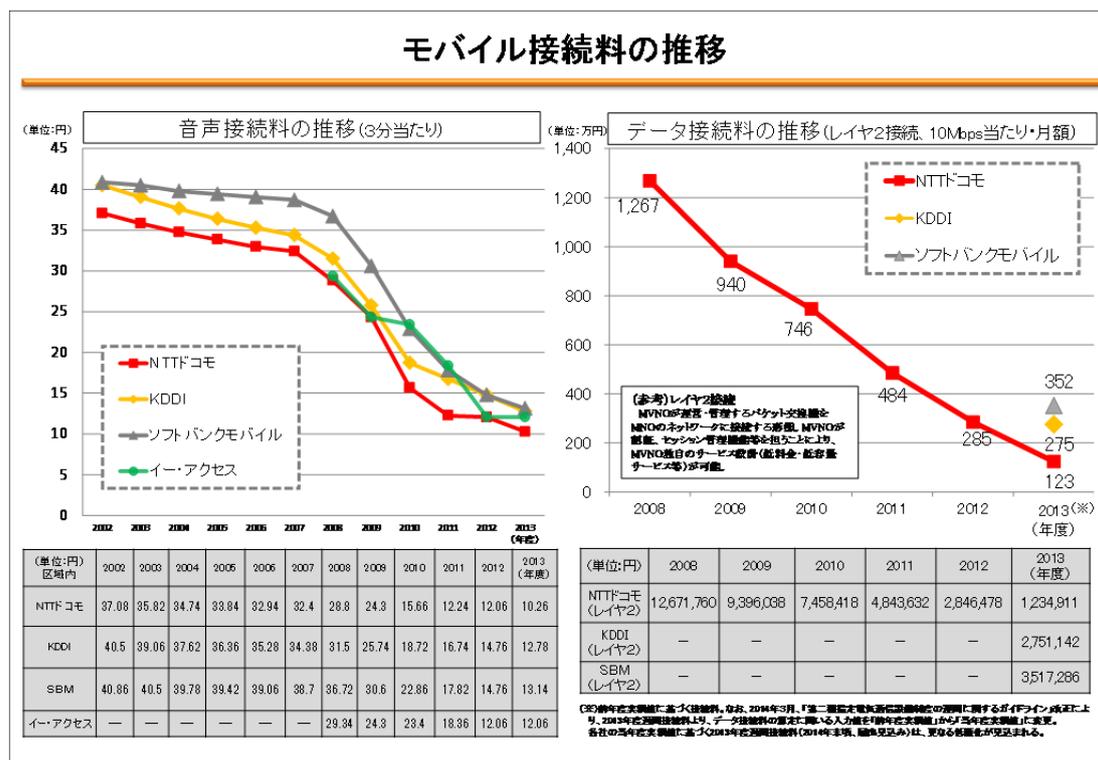
第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度であり、業務区域ごとに10%超のシェアを占める端末設備を有することを基準に、NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクモバイルが指定されている。

二種指定事業者の接続料については、事業法第34条第3項において「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、具体的な算定ルールは「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(二種指定ガイドライン)」に定められている。総務省では、接続料の適正性について、二種指定ガイドラインに基づき検証を実施している。

第二種指定電気通信設備については第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、市場において複数の移動体通信事業者が存在していること等にかんがみ、アンバンドルに係る仕組みは事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることとしており、二種指定ガイドラインにおいて、アンバンドルの設定等に係る考え方を明確化している。

モバイル接続料については、音声接続料、データ接続料ともに、設備コストの増加よりも需要の伸びが著しいため、急激に接続料が低下しており、データ接続料は5年前と比べると10分の1の金額になっている。なお、データ接続料については2014年3月の

二種指定ガイドラインの改正により、データ接続料の算定年度の見直しが行われ、2013年度から接続料の算定を当該年度実績の数値を用いて行うことにより、従来のトレンドによる低減に加えて更なる接続料の低廉化を実現した。また、従来は当該年度の接続料水準が確定するまでは、前年度接続料の金額を暫定的に支払い、事後的に精算していたが、2014年度より接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額を暫定的に支払うこととし、MVNOのキャッシュフローを改善させることとした。



【出典：第143回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

今後の課題として、MVNOの参入促進のために、従来のMVNO事業化ガイドラインに加え、アンバンドル化の一層の推進、SIMロック解除による通信・端末の分離と選択の自由化等が関係者から要望されている。

4 上記課題に関する検討の状況

これらの課題については、情報通信審議会で「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」として審議しており、2014年中に結論を得ることとされている（審議の結果については、本章「1 政策担当者からのヒアリング（3）ア」を参照）。

なお、第143回委員会では、地上デジタル放送の再放送同意に関する協議状況についても、情報流通行政局から説明を受け、意見交換を行った。

(2) 平成26年11月28日 第147回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

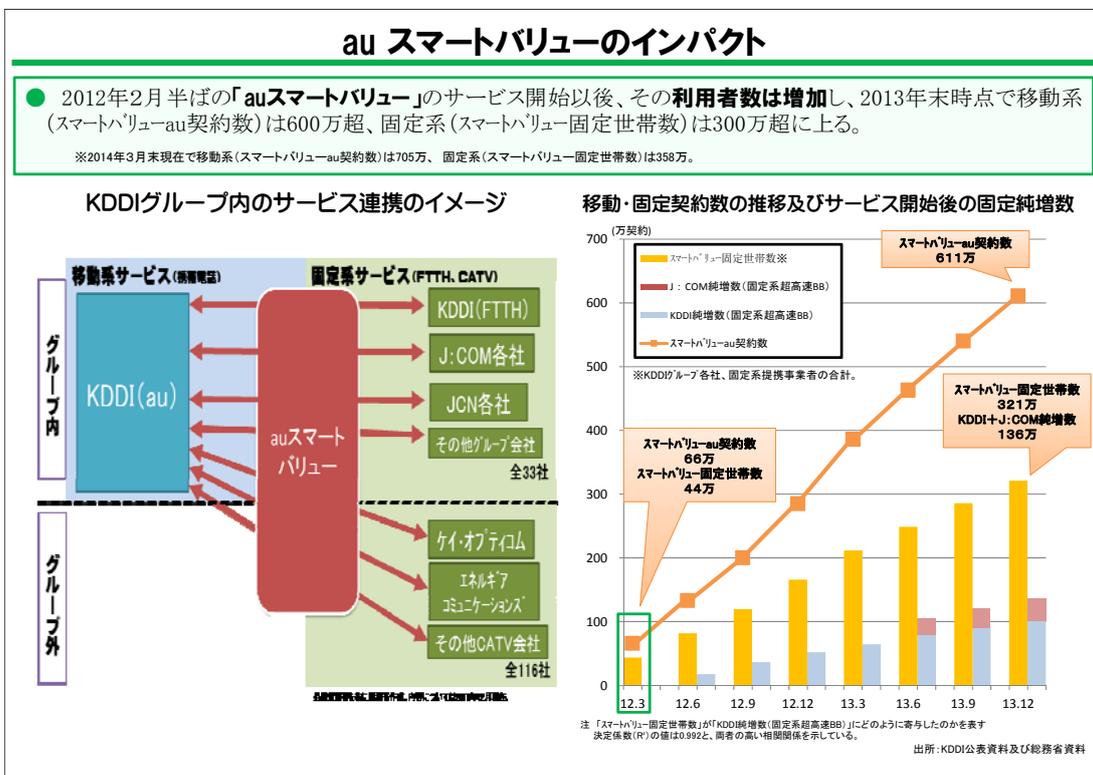
1 競争評価の概要

2003年の電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から事後規制を基本とする仕組みに転換したことから、急激な変化を続ける市場動向を的確に把握するための手段として「電気通信事業分野における競争状況の評価（競争評価）」が導入された。評価の結果については、政策立案の基礎データとして活用されている。

競争評価は定点的評価と戦略的評価の2部構成となっており、定点的評価では経年的なデータの定期的分析を実施している。戦略的評価では毎年度異なる特定のテーマに焦点を当てて分析を実施しており、「競争評価2013」では、企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析、地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析等を行った。

2 戦略的評価 (1) 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析

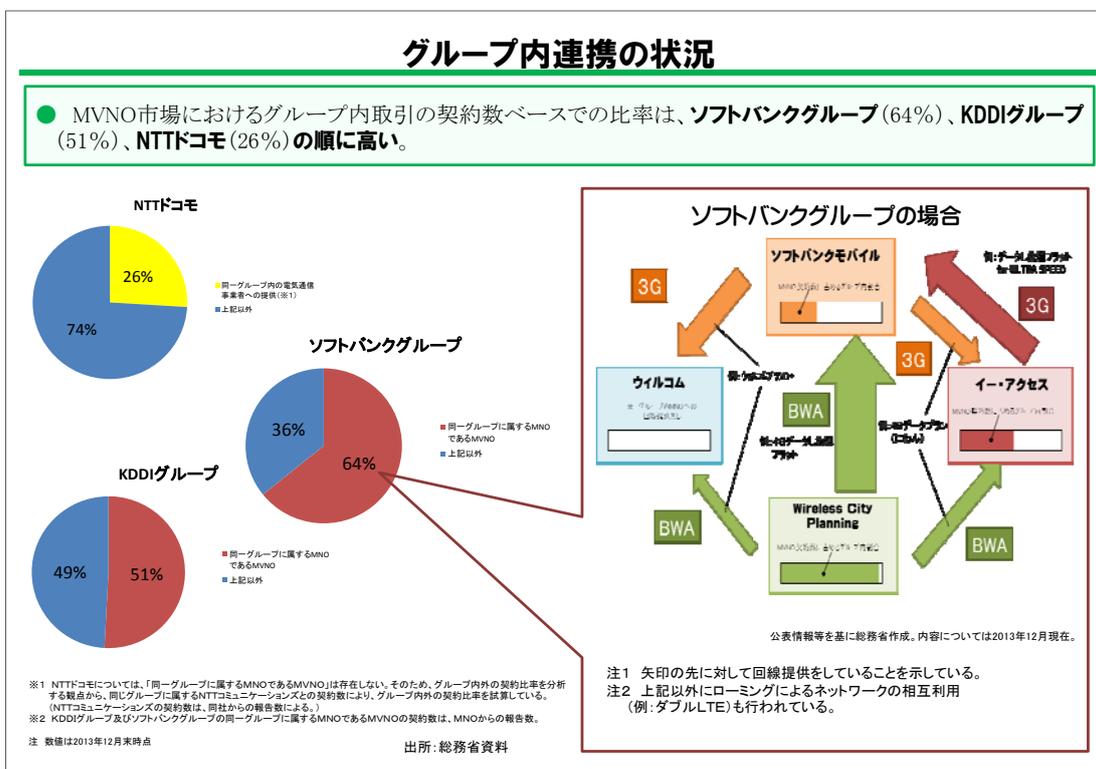
移動+固定型の連携サービスの代表的な例として2012年2月半ばにサービス開始をしたKDDIの「auスマートバリュー」は、2013年末時点で固定系は300万超、移動系は600万超の契約数となっている。固定系超高速ブロードバンド契約数及び携帯電話契約数に



【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

ついて、「au スマートバリュー」開始時（2012年3月）を100として指数化したところ、固定系超高速ブロードバンド市場における KDDI の伸び率（216）は市場全体の伸び率（115）を大きく上回る一方、携帯電話市場における KDDI の伸び率（111）は市場全体の伸び率（110）とほぼ同水準にとどまることから、au スマートバリューという移動+固定型の連携サービスについては、固定市場の方で効果がより顕著であったと考えられる。

移動+移動型の連携サービスを、MVNO 市場で見ると、主要3社のグループ内取引の契約数ベースでの比率で、ソフトバンクグループ（64%）、KDDI グループ（51%）、NTT ドコモ（26%）の順に高く、ソフトバンクグループと KDDI グループでは、グループ会社でお互い回線を提供しあっている。また、NTT グループでは、NTT コミュニケーションズが周波数を有する NTT ドコモの MVNO となっている。各社・各グループの周波数帯別の保有状況では、個社別とグループ別とでは、周波数の保有状況の大小が異なる。また、契約者一人当たり周波数帯域幅は個社ではほぼ同値に収れんするものの、グループ間比較では一人当たり周波数帯域幅に差異がある。



【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

3 戦略的評価 (2) 地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析

競争評価 2013 では、競争状況の異なる東北、関東、近畿及び九州の4ブロックを取り上げ、分析を行った。

競争事業者のサービスシェアの推移では、KDDI グループが過去4年間（2010年～2013年）に大きく増加し、4ブロックのいずれにおいても10%超となっており、東北を除く3ブロックでは、J:COM の統合効果によるところが大きい。近畿及び九州では電力系事業者のサービスシェアが高くなっている。

市区町村における設備競争の状況については、事業者が自社で設備を整備し、超高速ブロードバンドサービスを提供するエリアが増加している。関東及び近畿では複数の事業者によるサービスが提供されているエリアが増加し、東北及び九州では未提供エリアが減少した。

サービス競争の状況についても提供事業者数が増加しており、固定系超高速ブロードバンドサービスが2以上提供されている市区町村数は、関東及び近畿では8割近くに達する。これを世帯数でみた場合、関東及び近畿では9割を大きく上回り、九州でも8割を超える世帯で複数サービスの利用が可能となっている。固定系に加え、移動系超高速ブロードバンドサービスも含めると、超高速ブロードバンドサービスがほぼ全域に普及している。

4 定点的評価 (1) 基礎データ

(1) 移動系通信市場の動向 (2014年3月期)

- ・携帯電話・PHS・BWAの契約数は1億5,702万（うち携帯電話は1億4,401万、PHSは555万、BWAは746万）となっている。
- ・3.9世代携帯電話(LTE)の契約数は4,641万で携帯電話契約数の32.2%を占めている。
- ・移動系通信市場におけるNTTドコモの市場シェアは40.2%となっている。

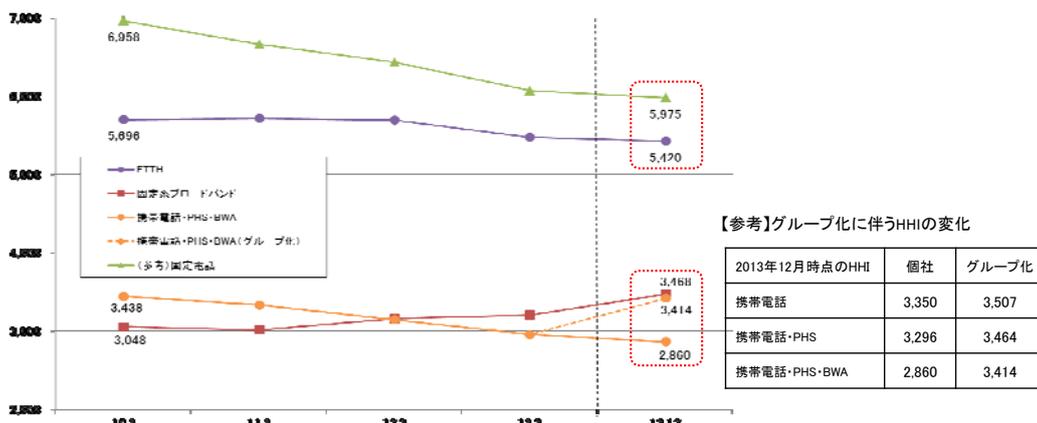
(2) 固定系通信市場の動向 (2014年3月期)

- ・固定系ブロードバンドサービスの契約数は3,585万（うちFTTHは2,535万、DSLは447万）である。
- ・固定系ブロードバンド市場におけるNTT東西の市場シェアは54.5%となっている。

移動系・固定系の両市場の市場集中度

● 市場集中度を表すHHIは、移動系通信市場(携帯電話・PHS・BWA)及び固定系ブロードバンド市場ともに、グループ化に伴い増加傾向である。

携帯電話・PHSサービス市場及び固定系ブロードバンドサービス市場のHHI※の推移



※ HHI (Herfindahl-Hirschman Index: ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出され、市場集中度を表す指標。市場内の4社で25%ずつシェアを有している場合、HHI=(25×25)×4=2,500

注1: 携帯電話・PHS・BWAにおけるHHIについて、2013年12月末時点では、ソフトバンクグループとしてソフトバンクモバイル・イー・アクセス・ウィルコム・WOP、KDDIグループとしてKDDIとUQコミュニケーションズのシェアを合算して算出している。
 注2: 固定系ブロードバンドにおけるHHIについて、2013年12月末時点では、NTT東日本とその他NTT、KDDIとJ-COM、ソフトバンクとイー・アクセスのシェアをそれぞれ合算して算出している。
 注3: FTTHにおけるHHIについて、2013年12月末時点では、NTT東西とその他NTT、KDDIとJ-COMのシェアをそれぞれ合算して算出している。

【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

(3)移動系・固定系の両市場の市場集中度（2013年12月期）

- 市場集中度を表すHHI（Herfindahl-Hirschman Index：ハーフィンダール・ハーシュマン指数）は、移動系通信市場及び固定系ブロードバンド市場ともグループ化に伴い増加傾向にある。

5 定点的評価 (2) 移動系通信市場の動向

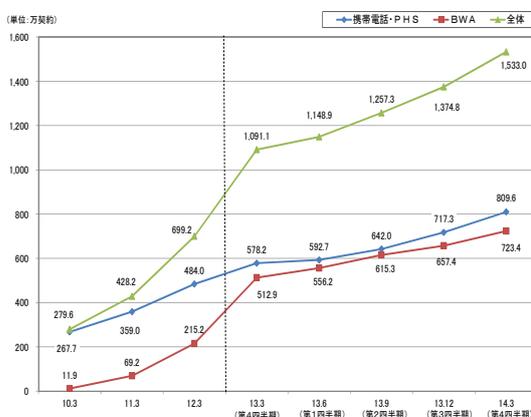
- NTTドコモのサービスシェア、端末設備シェア及び収益シェアは首位であるが、いずれも2位以下の事業者との格差が縮小傾向にある。
- 過去5年間でスマートフォン契約比率は、1.2%（2008年度末）から47.0%（2013年度末）まで拡大している。
- 番号ポータビリティの利用は年々増加しており、2013年度末時点で累計利用数は2,665万となっている。
- MVNOサービス全体の契約数は2013年度末で1,533万（うちMNOであるMVNOは51.8%）となっている。事業者数は163社で増加傾向にある。
- MVNO（MNOを除く）の契約数は増加傾向にある。また、同事業者のうちSIMカード系事業者の契約者数は2013年度末現在で170万となっており、そのほとんどはNTTドコモのネットワークを利用しているMVNOとなっている。
- 2013年度末時点におけるKDDIグループとソフトバンクグループ、それぞれのグループに属するMNOであるMVNOのグループ内企業間の取引の割合はそれぞれ48%、68%となっている。

MVNOサービスの契約数と移動系通信市場に占める割合

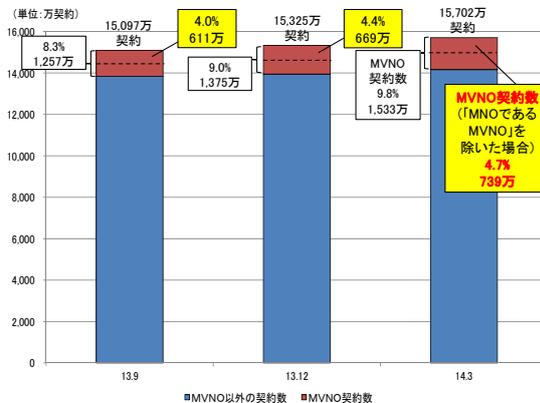
2014年3月期の動向

- MVNOサービス全体の契約数（携帯電話・PHS・BWAの契約数の内数）については、**1,533万**（前期比+11.5%、前年同期比+40.5%）となっている。
- 携帯電話・PHSに係るMVNOの契約数（携帯電話・PHS契約数の内数）は810万（前期比+12.9%、前年同期比+40.0%）、BWAに係るMVNOの契約数（BWA契約数の内数）は723万（前期比+10.0%、前年同期比+41.1%）となっている。
- MVNOサービスのシェアについては、**MNOであるMVNOが51.8%**（前期比+0.5ポイント）、契約数が3万以上であるMVNO（MNOを除く）が44.6%（前期比+0.1ポイント）となっている。
- MVNOサービスの事業者数は**163社**（前期比+2社）となっている。

契約数の推移



移動系通信市場におけるMVNO契約数の占める割合



【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

- ・ 個社別の契約数を単純合算した場合、NTT ドコモのシェアは 40.2%だが、KDDI、ソフトバンク各グループのグループ会社内取引について契約数の重複を排除すると NTT ドコモのシェアは 42.3%となる。
- ・ 移動系超高速ブロードバンド契約数は大幅な拡大を続け、2013 年度末で 5,387 万となっている。うち、NTT ドコモのシェアは 40%超である。
- ・ MNO のデータ通信料金については全体的に上昇傾向が続いたが、3.9G (LTE) 向けにおいては低額プランの導入等、価格帯に幅がみられ、新料金プランではデータ量に応じて料金を設定している。
- ・ MVNO の提供するサービスは、MNO に比べ速度制限のかかるデータ通信上限量が低いかわりに月額料金が低いものが多い。
- ・ SIM ロック解除可能な端末の比率は 55%から 42%へ減少している。なお、「SIM ロック解除に関するガイドライン」の改正により、2015 年 5 月 1 日以降に新たに発売される端末については原則 SIM ロック解除となる。

6 定点的評価 (3) 固定系ブロードバンド通信市場の動向

- ・ FTTH の契約数に占める NTT 東西の割合は減少傾向にある。また、FTTH 契約数の純増数で見ても NTT 東西は契約数、シェアともに低下傾向にあり、対照的にその他の設備設置事業者や競争事業者のサービスシェアが増加している。
- ・ FTTH アクセスサービスの月額利用料は 2005 年時点と比べると低廉化している。また各社の割引サービスにより、さらに実質的な低廉化が進行している。

7 競争評価 2013 における主な評価

(1) 移動系通信市場の評価

個社別で見ると、NTT ドコモの市場シェアは、サービスシェア、端末設備シェア、収益シェアのいずれも 40%を超過し、単独で市場支配力を行使する地位にあると考えられる。ただし、いずれのシェアも 2 位以下の事業者との差は縮小しており、同社の市場支配力を行使する地位は低下傾向にあることから、NTT ドコモが単独で市場支配力を実際に行行使する可能性は低い。

企業グループ別で見ると、移動系通信市場の 3 グループの合計シェアは 100%で寡占状態にあり、3 グループ各社が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。また 3 グループはそれぞれグループ内の企業による一体的な事業運営が進んでおり、グループ外へのネットワーク開放の透明性と公平性に関しては注視していく必要がある。なお、NTT ドコモのサービスシェアは依然として 40%を超過しており、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると認められるが、個社分析と同様、単独で行使の可能性は低い。ただし、同社が NTT グループの主要会社であることを踏まえ、料金統合請求をはじめとしたグループ連携等の動向を注視する必要がある。

(2) 固定系ブロードバンド市場の評価

NTT 東西の固定系ブロードバンド市場における 2013 年度末の設備シェアは 84%、サービスシェアは 55%であり、NTT 東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあるが、2 位の市場シェアを持つ企業グループがシェアを拡大しており、実際に行行使する可能性は低い。

NTT東西のFTTH市場における2013年度末の設備シェアは78%であったが、契約純増数におけるNTT東西のシェアは50%にとどまっている。FTTH市場全体でのNTT東西のサービスシェア等を踏まえれば、市場支配力を行使し得る地位にあるが、固定系ブロードバンド市場全体と同様の理由により、実際に行使する可能性は低い。

競争評価2013における主な評価

1 移動系通信市場の評価

① 個社別の市場評価

- ・ NTTドコモの市場シェアは、サービスシェア(契約数)、端末設備シェア、収益シェアのいずれも40%を超過。単独で市場支配力を行使する地位にあると考えられる。ただし、いずれのシェアも2位以下の事業者との差は縮小しており、同社の市場支配力を行使する地位は低下傾向にある。
- ・ 市場競争をめぐる上位3事業者間の関係、禁止行為規制や第二種指定電気通信設備に係る規制措置等から、NTTドコモが単独で市場支配力を実際に行使する可能性は低い。

② 企業グループ別の市場評価

- ・ 移動系通信市場の3グループの合計シェアは100%で寡占状態。市場集中度(HHI)は高い水準(3,456)で、3グループ各社が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。
- ・ 3グループそれぞれのグループ内の企業による一体的な事業運営が進んでおり、グループ外へのネットワーク開放の透明性と公平性に関しては注視していく必要がある。
- ・ NTTドコモのサービスシェアは依然として40%を超過しており、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると認められるが、個社分析と同様、単独で行使の可能性は低い。ただし、同社がNTTグループの主要会社であることを踏まえ、料金統合請求をはじめとしたグループ連携等の動向を注視する必要がある。

2 固定系ブロードバンド市場の評価

① グループ別の固定ブロードバンド市場全体の市場評価

- ・ メタルから光ファイバへのマイグレーションが進む中で、NTT東西のブロードバンド市場における2013年度末の設備シェアは84%、サービスシェアは55%であり、NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にある。
- ・ 禁止行為規制や第一種指定電気通信設備に係る規制措置等がある中、2位の市場シェアを持つ企業グループがシェアを拡大しており、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。

② グループ別のFTTH市場の市場評価

- ・ 2013年度のNTT東西の設備比率は78%と高い水準で横ばい傾向が続いている。一方、サービス競争では過去3年に進展があり、2013年度末時点のFTTH契約の純増数における東西シェアは50%にとどまっている。
- ・ FTTH市場におけるNTT東西のサービスシェア等を踏まえれば、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、固定ブロードバンド市場全体と同様の理由により、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。

【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

(3) 平成27年1月23日 第148回委員会

総合通信基盤局から「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」、「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」、「ICTサービス安心・安全研究会報告書」について、それぞれ説明を受け、意見交換を行った。

ア「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について

【説明の概要】

1 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」の概要

「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)等を踏まえ、世界最高水準のIT社会を実現し経済活性化と国民生活の向上を図るためのICT基盤の更なる普及・発展の在り方について、情報通信審議会に諮問し、2014年12月に答申を受けた。

情報通信審議会では、①公平競争徹底、②イノベーション促進、③社会的課題解決、④魅力向上・発信、⑤利用者視点を検討に当たっての基本5原則として審議を行い、ICT基盤を担う電気通信事業の在り方について政策の具体的方向性を提示いただいた。

2 2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿

2020年代に向けたICTの役割としては、経済の活性化・効率化、社会的課題の解決、安心・安全の実現等があり、その役割を最大限発揮するためにはネットワークや利用の動向などICTの動向を見据えた上で、我が国にふさわしいICT基盤の将来像を描き、その実現に向けた政策の検討を行っていくことが必要となる。

以上を踏まえた上で、2020年代に向けて目指すべきICTの姿については、次の3項目に整理することが適当であり、その実現を図っていくことが望ましいとの提言を受けた。

- ①様々な産業が新事業・新サービスを創出できるICT基盤
- ②活発な競争を通じた世界最高水準のICT環境
- ③誰もがより安心して利用できるICT環境

2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿	
<p style="text-align: center;">2020年代に向けたICTの役割</p> <ol style="list-style-type: none"> ①経済の活性化・効率化 新事業創出・生産性向上、経済システムの効率化、投資の拡大、国際・グローバル展開 ②社会的課題の解決 医療・教育の高度化、財政支出の削減、エネルギー問題への対応 ③便利な社会の実現 交通システムの高度化、行政サービスの向上、生活支援の充実 ④安心・安全の実現 災害対策、インフラ老朽化対策、サイバー攻撃への対応 ⑤地域の活性化 地域経済の活性化、地域での生活支援 ⑥オリンピック・パラリンピック東京大会への対応 日本の存在感向上、訪日外国人へのおもてなし 	<p style="text-align: center;">2020年代に向けたICTの動向</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ネットワークの動向 <ul style="list-style-type: none"> ・4G、5G等による高速化・大容量化の進展、トラフィックの急増 ・移动通信/固定通信の相互補充 ②利用の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるモノがつながるIoTの時代へ ・移动通信/固定通信を意識しない利用環境 ③利活用、サービス・産業の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・M2M、クラウド、ビッグデータ等の新技術・サービスによるICT利活用・サービスの裾野拡大 ・様々な分野・産業との連携による新事業・新サービスの創出 ・グローバルなICT産業の拡大
<p style="text-align: center;">2020年代に向けて目指すべき姿</p> <ol style="list-style-type: none"> I. 様々な産業が新事業・新サービスを創出できるICT基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な産業がネットワークを自由に組み合わせて、様々な分野で利活用できるICT基盤 II. 活発な競争を通じた世界最高水準のICT環境 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者がニーズに応じた端末やサービス、料金プランを自由に選択できる環境 ・多様なプレーヤーが活発な競争の下で多彩なICTサービスを提供できる環境 ・活発な競争を通じた強靱でセキュリティに強い世界最高レベルのICT基盤の維持・発展 III. 誰もがより安心して利用できるICT環境 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者から青少年まで誰もが安心して利用できるICT環境 ・都市部でも過疎化が進む地域でも、訪日外国人にとっても、誰もが便利に利用できるICT環境 	

【出典：第148回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

3 2020年代に向けたICT基盤政策

2020年代に向けたICT基盤政策としては、以下の提言があった。

(1)ICT基盤の利活用による新事業・新サービスの創出

ア 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進

2020年代に向けて、ICTと様々な業種との連携によりイノベーションが更に促進され、新事業・新サービスの創出が期待される。他方、現在は公正競争を確保する観点から、市場支配的な事業者に対して禁止行為規制が課されている。

今後は市場の環境変化に対応した禁止行為規制の在り方について検討が必要である。具体的には、固定通信市場における禁止行為規制は現状の規律を維持することが適当であり、移动通信市場における禁止行為規制は、不当な優先的取扱い等の禁止を

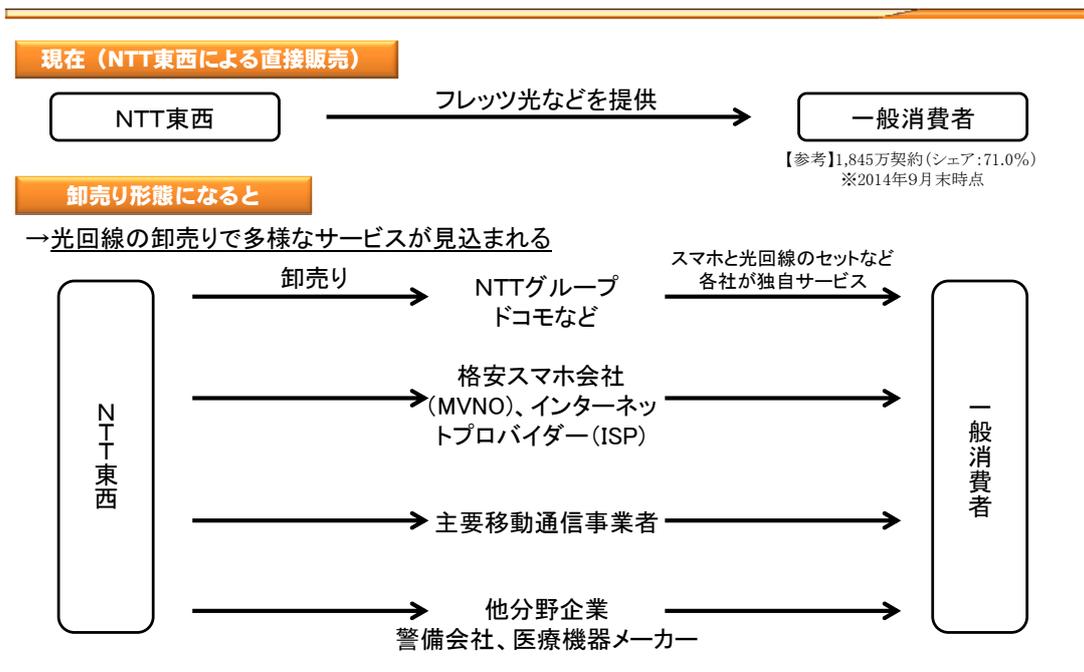
緩和するなど、公正競争の確保に支障がない範囲で見直す方向で検討を進めることが適当である。

イ 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進

2014年5月に発表されたNTT東西による「サービス卸」の提供は、多様なサービス創出や固定系超高速ブロードバンドの利用率向上につながり、経済成長や社会的課題の解決に貢献する可能性がある一方で、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、その在り方について検討が必要である。

具体的には、「サービス卸」が第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、利用者利益に及ぼす影響が極めて大きいこと等を踏まえ、総務省において料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも外部による検証可能性を含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。

NTT東西による光回線の卸売サービス(「サービス卸」)について(イメージ図)



【出典：第148回委員会資料(総合通信基盤局作成)】

また、競争環境に影響を与え得る要素として、①FTTH サービスと移動通信サービスのセット割引について過度のキャッシュバック等により料金の適正性が実質的に損なわれ競争が歪められるおそれがあること、②移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者がFTTH サービスと自らの移動通信サービスのセット割引を正当な理由なく排他的に組み合わせて提供することは、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供と実質的に同様の行為であると考えられること、に留意し、総務省において適切な措置を検討することが適当である。

以上の提言等を踏まえ、総務省としては、公正競争確保のための新たな制度的な仕組みを講ずるとともに、業務改善命令等の対象となり得る行為を整理・類型化するガイドラインを本年2月に策定した。

「サービス卸」に関する新しい制度的な仕組みについて(平成27年1月20日 総務省発表)

- 「サービス卸」の料金その他の提供条件について、公平性、適正性及び透明性の確保の観点等から、現行法での規律に加え、新しい制度的な仕組みを講ずることとする。

1. 公平性、適正性及び透明性を確保するための措置

- (1) NTT東西が、公正競争への影響が大きい卸役務を行う際、以下の制度的措置を講ずる。

(公正競争への影響が大きいことが想定される**主要事業者**に対して) **個別契約を締結する場合、当該個別契約の事後届出制を導入**

※ ただし、卸役務に係る約款を事前に届出・公表する場合は、上記個別契約の届出は不要とする措置を講ずる

- (2) (1)による届出を受けた後、総務省においてその内容を整理し、必要に応じ、NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した**競争事業者**から**意見聴取**を行うとともに、届出を受けた内容について、**審議会に報告を行いその結果を公表**する。

2. 市場の動向等を把握・検証するための措置

- (1) NTT東西は、都道府県別の「サービス卸」の利用実態について**総務省に報告**を行い、**総務省は**、これに基づき、「サービス卸」に係る**市場動向**を分析し、**定期的に公表**。

- (2) **総務省は**、このたび行う制度的な措置について、必要に応じ、**3年後を目途に検証**することとする。

3. 現行法の業務改善命令や禁止行為規制等の解釈指針(ガイドライン)の策定

「サービス卸」に関する現行法の適用関係を明確化する(現行法上、問題となり得る行為を例示する)ことにより、**公正な競争環境を整備するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、「サービス卸」に関するガイドラインを策定(本年1月21日にパブリックコメント開始)。ガイドライン確定は2月下旬以降。**

【出典：第148回委員会資料(総合通信基盤局作成)】

(2)公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現

ア 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進

移動通信市場は現在3グループに集約され、協調的寡占の色彩が強い状況にある。

また近年では各グループ内で電波利用の連携が進展しており、こうした事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策について検討が必要である。

具体的には、主要事業者のグループ化に関する規律の導入やグループ経営を踏まえた非対称規制の見直し、同一グループ内外での取引の公平性を確保することが適当である。

イ 移動通信サービスに関する競争の促進

移動通信市場は主要3グループによる協調的寡占の色彩が強いことから、MVNOの普及発展による競争の促進が必要である。また、SIMロックや多額のキャッシュバック等による利用者の囲い込み等があることを踏まえ、競争の適正化や利用者のニーズに応じた料金プランの設定が必要である。以上を踏まえ、移動通信サービスに関する公正競争の徹底と利用者利益の確保に向けた検討が必要である。

具体的には、移動通信ネットワークのアンバンドル等に関する規定整備など、MVNOの更なる普及促進のための環境整備を進めること、多額の販売奨励金等の適正化やSIMロック解除を推進すること、低廉で多様な利用者料金の実現に取り組むことが適当である。

ウ 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進

超高速ブロードバンド基盤(固定系)の整備率は98.7%である一方、その利用率は

51.1%にとどまっている。また、FTTH 市場における NTT 東西のシェアは高止まりしており、超高速ブロードバンド基盤に係る競争の促進について検討が必要である。

具体的には、加入光ファイバに係る接続制度について検討に着手すること、NGN の更なるオープン化を進めること、NTT グループに課されている規律等について検証していくことが適当である。

(3) 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備

ア 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備

消費者保護ルールの見直し・充実に向けては、「ICT サービス安心・安全研究会」報告書で示された①説明義務等の在り方、②契約関係からの離脱に関するルールの在り方、③販売勧誘活動の在り方、④苦情・相談処理体制の在り方、についての考え方を踏まえ、具体的な制度設計を行うことが適当である（ICT サービス安心・安全研究会報告書については、本章「1 政策担当者からのヒアリング（3）ウ」を参照）。

イ ICT 基盤の整備推進による地方の創生

ICT の役割は今後ますます増大していくが、競争原理下では条件不利地域における ICT 基盤の整備・維持は困難であるため、その在り方について検討が必要である。

具体的には、携帯電話については、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくこと、超高速ブロードバンドについても、公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。また、ユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービス提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。

ウ 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現

2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、2014 年 6 月に公表した SAQ² JAPAN Project に沿って、①無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化、②国内発行 SIM への差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化、③国際ローミング料金の低廉化、④「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進を重点的に進めていくことが適当である。

(4) 適切な行政運営の確保等

公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、①統一的な行政運営の方針の作成・公表、②市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立、③各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立、④行政運営体制の充実・強化といった新たな行政運営サイクルを確立することが適当である。

また、これまでに掲げてきた各種政策について、市場の環境変化等を踏まえ、有効かつ適切に機能しているかを検証した上で必要な場合には見直しを行うことが適当である。

イ「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」について

【説明の概要】

1 「SIMロック解除に関するガイドライン」改正の経緯

SIMロックとは、携帯電話事業者が特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するように携帯電話端末を設定することである。これにより携帯電話事業者を乗り換える際には新たに端末を購入することが必要となり、新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因になるとともに、料金やサービス内容の差別化による競争を阻害する原因となる。このため、総務省では平成22年に「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定したが、当時はSIMロックが解除された端末に他事業者のSIMを差し込んだとしても通信方式、周波数、プラットフォームの仕様等の違いが大きい等の問題があったことを考慮し、事業者の主体的取組によるSIMロック解除の実施を要請することに留まった。その結果、事業者の取組は限定的となっている。

しかしながら、現在はLTE（3.9世代携帯電話）やスマートフォンの普及等により、事業者の通信方式や端末の仕様等の共通化が進展し、諸外国でもSIMロック解除が義務付けられているといった状況も踏まえ、平成26年12月の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申では、利用者利便の確保と事業者間競争の促進の観点からSIMロック解除を進めることが適当とされた。

これを受け、総務省では「SIMロック解除に関するガイドライン」を平成26年12月22日に改正した。

SIMロックの概要

SIM (Subscriber Identity Module)カード

- 携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に挿して利用。
- SIMカードには電話番号などの契約者情報^(※)が記録されており、携帯電話端末をネットワークに接続する際の認証に用いられる。
- 日本では、携帯電話事業者が、端末にあらかじめ自社のSIMカードを挿して販売するのが一般的。

※ SIMカードに記録されている情報： 加入者の電話番号、国際携帯電話加入者識別番号 (IMSI: International Mobile Subscriber Identity)

SIMロック

- 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。それ以外のSIMカードを挿して通信を行うためには、SIMロックの解除が必要。
- 利用者が携帯電話事業者を乗り換える際には、SIMロックにより端末が使用できなくなるため、新たに端末を購入することが必要。このため、SIMロックは、スイッチングコストを増加させ、これが新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因になるとともに、料金やサービス内容の差別化による競争を阻害。
- 海外渡航時、国際ローミングよりも低廉な通信料金で通信できる手段として、現地の携帯電話事業者のSIMを使用する方法があるが、SIMロックのかかった端末では海外で現地の携帯電話事業者のSIMカードに差し替えても通信できない。



【出典：第148回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

2 改正ガイドラインの概要

改正ガイドラインでは、電気通信事業者が正当な理由なく SIM ロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることを明示した。

SIM ロック解除の対象となる端末は、公正競争又は利用者利便の確保に大きな支障があるかという観点から、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末（いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及び USB モデム）とし、可能な場合はインターネット経由や電話による手続を行うなど、迅速かつ容易な方法によって、原則無料で行うことを求めている。

また、利用者周知の観点から、事業者が SIM ロック解除の対象端末や手続を定めた運用方針を予め定め、公表することを求めている。

なお、事業者が留意すべき事項として、①利用者に説明すべき事項及びその方法、② SIM ロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化、③技術基準適合性の確認等について規定した。

本ガイドラインは平成 27 年年 5 月 1 日以降に新たに発売される端末に適用されることとなっている。

平成 26 年 10 月に総務省が公表した「モバイル創生プラン」においても、SIM ロック解除を促進することとなっており、総務省としては、改正ガイドラインを適切に運用してまいりたい。

ウ「ICTサービス安心・安全研究会報告書」について

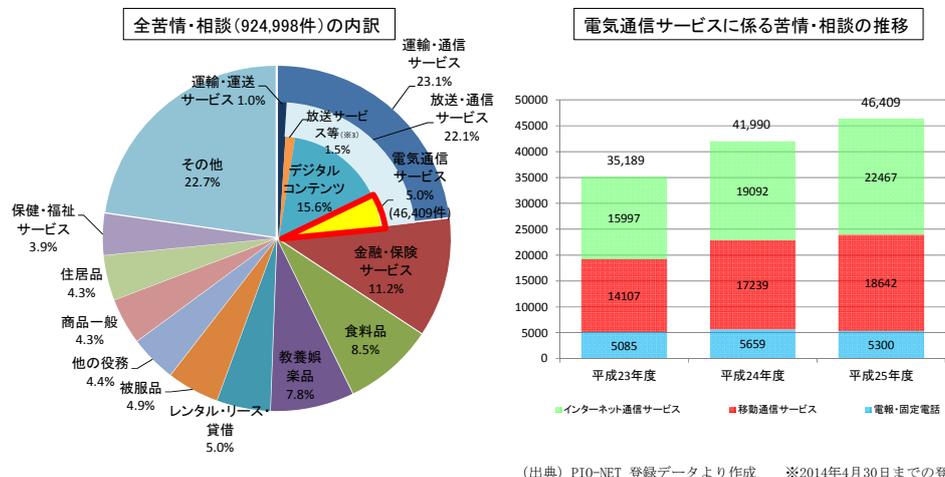
【説明の概要】

「日本再興戦略」等に盛り込まれた「世界最高水準の IT 社会の実現」のためには、消費者行政についても 2020 年代を見据えた対応が必要である。このため、消費者保護ルー

全苦情・相談件数及び電気通信サービスに係る苦情・相談件数(平成25年度)

- PIO-NET^(※1)に登録された2013年度(平成25年度)の全苦情・相談件数は924,998件。
- うち、電気通信サービス^(※2)に係る苦情・相談件数は46,409件で全体の5.0%

(※1) 全国消費生活情報ネットワーク・システム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステム。
 (※2) 「電報・固定電話」と「移動通信サービス」と「インターネット通信サービス」を合わせたもの。



(出典) PIO-NET 登録データより作成 ※2014年4月30日までの登録分

【出典：第148回委員会資料(総合通信基盤局作成)】

ルの充実等直面する課題への対応をはじめ、ICTの安心・安全な利用環境の整備を推進するため、短期的・中長期的な視点からの対応が必要と見込まれる課題への対応について、ICTサービス安心・安全研究会を開催し検討を進めてきた。

12月にまとまった報告書の概要は次のとおりである。

1 説明義務等の在り方（適合性の原則）

提供条件説明の画一化により、電気通信サービスの知識のないものにとっては分かりにくい反面、知識のあるものにとっては過剰な説明となっている等の苦情・相談がある。

これについては、提供条件の説明の際に利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行わなければならない旨を制度化した上で、利用者の知識等に応じ一部説明を不要とすることを可能とするのが適当である。

2 説明義務等の在り方（書面交付）

個別の契約内容に関する書面の交付が必須でないため、契約後に契約内容を確認できない等の苦情・相談がある。

これについては、契約内容が記載された書面を原則紙媒体（希望により電子媒体）により交付することを制度化し、オプションサービス等も同一書面に一覽性を持って記載するよう取組みを行うことが適当である。

3 説明義務等の在り方（広告表示）

通信速度、エリア、サービス等に関する広告が複雑で分かりにくいとの苦情・相談がある。また、景品表示法において、①事業者がサービスの品質等の表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備等の措置を講ずるとともに、②必要に応じて、各事業を所管する大臣に権限の一部（調査権限）を委任することなどを内容とする法改正が行われた。

これについては、事業者団体の自主的取組や、電気通信事業法及び景品表示法に基づく法執行により、広告表示等の適正化を図ることが適当である。

4 契約関係からの離脱に関するルール（禁止行為・取消ルール）

消費者契約法や特定商取引法では、重要事項に関する不実告知や不利益事実の不告知に関する取消権等が規定されている。他方で、電気通信事業法は事前に十分な説明がなかったためにトラブル発生が想定される事項を、契約締結前に説明することを義務付けている。

これについては、①提供条件の説明が必要とされる事項のうち契約締結の判断に影響を及ぼす重要事項の不実告知、不利益事実の不告知を禁止すること、②契約の締結に至る動機に関する事項については不実告知を禁止することが適当であり、その上で、当該禁止行為違反により、利用者が誤認した場合の取消について検討することが適当である。

5 契約関係からの離脱に関するルール（初期契約解除ルール）

特定商取引法等においてはクーリングオフが導入されているが、電気通信サービスには適用されていない。

これについては、①契約内容が複雑となっていること、②通信速度がいわゆるベストエフォート型であることや具体的なサービスエリアは実際に利用しないと品質等を十分に把握できないといった電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。

しかしながら、サービスの利用を可能とするために工事が必要となるものについては、工事費の負担や原状復帰が必要となり、利用者や事業者双方の費用負担が大きくなり得るため、初期契約解除ルールとは異なる取扱いを検討することが適当である。また、電気通信サービスの提供に係る契約の初期契約解除ルールと携帯端末・付属品等の物品の販売契約は区別することが適当であり、端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SIMロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。

6 契約関係からの離脱に関するルール（解約ルール）

利用者が料金割引のために契約期間に拘束があるプランを選択している場合には、一律に契約解除料が発生し、実質的に契約解除が制限され問題ではないかとの指摘がある。また、一部のオプションサービス等の契約について、無料期間終了後も自動継続により課金される場合があり問題ではないかとの指摘がある。

期間拘束・自動更新付契約については、（一社）電気通信事業者協会から、契約解除料なしの解約可能期間の延長と更新時が近づいた時点での通知を行うことを検討中との表明があったことを踏まえ、事業者の自主的取組の効果や、初期契約解除ルールの導入効果等も見ながら、改善状況を検証し、必要に応じ、更なる対応について検討を行うことが適当である。また、オプションサービスについては、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当である。

7 販売勧誘活動の在り方（再勧誘禁止）

代理店等による執ような勧誘についての苦情・相談がある。

これについては、電気通信事業者及び代理店における再勧誘禁止を制度化することが適当である。

8 販売勧誘活動の在り方（代理店監督）

電気通信事業者及び代理店の構造が複数、多階層なものとなっており、把握されていない代理店が存在しているとの指摘がある。

これについては、電気通信事業者等は数次にわたる代理店を把握した上で、適切な販売勧誘が行われるよう、監督体制を整備することが適当である。また、代理店の監督について、総務省としても必要な取組を行っていくことが適当である。

9 苦情・相談処理体制の在り方

我が国の電気通信分野においては、利用者保護のために第三者機関により苦情・相談処理等を行う仕組みは必ずしも十分ではない。

これについては、関係団体から、業界として苦情・相談を受け付けて分析する体制を

整備し、苦情・相談件数の減少に向けた取組みを進めていく旨の発表があったため、その状況を見ながら紛争解決の仕組みの在り方、制度設備の必要性等を検討していくことが適当である。

2 事業者及び事業者団体からのヒアリング

(1) 平成26年6月13日 第143回委員会

ソフトバンクモバイル株式会社から「移動体通信接続の概要等」について説明を受け、意見交換を行った。

(2) 平成26年10月31日 第146回委員会

一般社団法人日本民間放送連盟から「地上テレビジョン放送事業者の事業概要及び放送に係る著作権等」について説明を受け、意見交換を行った。また、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟から「CATV 事業者の事業概要及び電気通信事業における接続等」について説明を受け、意見交換を行った。

3 委員会における施設視察

平成26年5月16日 第142回委員会

KDDI株式会社の通信用等施設の現場視察を行うとともに、設備の概要について説明を受け、意見交換を行った。

第2章 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」の報告

委員会では、今後の委員会における紛争処理や将来の制度設計等を行う際の基礎資料とするため、事務局において実施した諸外国の情報通信分野における事業者間紛争処理制度や事例等に関する調査研究の成果について、第143回委員会で報告を受けた。委員会における説明資料は【資料4】のとおりである。

【報告の概要】

「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」では、電気通信事業者間及び放送事業者間の紛争処理制度と紛争処理事例について、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、韓国、オーストラリアの7カ国について調査を行った。

1 電気通信事業者間の紛争処理制度

基本的には各国とも、紛争処理機関については独立規制機関が担当し、調停、仲裁、裁定（※）を行っている場合が多い。

紛争対象事項については、相互接続に関する紛争、電気通信設備の共有に関する紛争等を扱っている。

※それぞれの用語の定義は以下の通りとする。

調停；当事者間が調停案に合意するか否かを決められるもの

仲裁；仲裁案に従うことを合意して紛争処理機関に解決を委ねるものであり、仲裁案は当事者に対し拘束力を持つ

裁定；行政庁としての紛争処理機関が調査、決定を下すもので、不服がある場合には裁判等の手段で争うもの

(1)米国について

米国は、「州内通信」と「州際・国際通信」とで紛争処理機関が分かれているのが特徴であり、州内通信については州の公益事業委員会、州際・国際通信については連邦通信委員会（FCC）が紛争処理を担当している。

公益事業委員会は、州内通信における相互接続に関する紛争について調停と裁定を行っている。FCCは、州際及び国際通信について、相互接続等に関する通信法違反の申立て、電柱架設に関する紛争について、調停と裁定を行っている。

(2)カナダについて

カナダでは、電気通信・放送に関する紛争処理はカナダ・ラジオテレビ電気通信委員会（CRTC）が担当しており、①事業者間で双務的、あるいは少ない関係者にのみ影響を与える紛争が生じた場合、②紛争の当事者同士がその他の方法で紛争解決をできない場合、③当該紛争の内容がカナダにおける通信及び放送の規制と関係する場合、④紛争の解決が新たな政策を必要としたり既存政策の変更を伴ったりしない場合、について調停と仲裁を行っている。

(3)英国について

英国では、通信庁（Ofcom）、OTA2（Office of Telecom Adjudicator 2）がネットワークの接続に関する通信事業者間の紛争、通信事業者と通信用設備供用者の間の紛争、通信用設備供用者間の紛争の処理を行っている。

Ofcom と OTA2 等の業務の切り分けについては、当事者が多数関与していたり、一方当事者が支配的事業者である場合の紛争は Ofcom が裁定を行い解決する。BT（1984年に民営化された市内、長距離通信サービス事業体）の市内網の接続についての紛争は OTA2 が仲裁を行う。さらに小規模事業者間の紛争や消費者からの申告については、CISAS（Communications and Internet Services Adjudication Scheme）等が調停による紛争処理を行っている。

(4)フランスについて

フランスでは、電子通信・郵便規制機関（ARCEP）が、①相互接続の拒否、相互接続又は通信網へのアクセスに関する協定の締結と履行に関する紛争、②CATV ネットワークの共同利用に関する技術的・財政的条件に関する紛争、③公有地又は私有地に設置された施設の共同利用の是非又は条件に関する紛争、について裁定を行っている。

(5)ドイツについて

ドイツでは、電気通信事業者間で相互接続の条件（料金を含む）に関する協議が調わない場合に、連邦ネットワーク庁（BNetzA）が調停や裁定を行っている。

(6)韓国について

韓国では、放送通信委員会（KCC）が①通信設備の提供、②卸売提供、③相互接続、④設備の共同利用や⑤情報提供について 90 日以内に当事者間での協定締結協議が調わない場合、協定内容の履行や損害賠償について、裁定や調停を行っている。

(7)オーストラリアについて

オーストラリアでは、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）により指定されるサービス（移動体着信アクセス、ラインシェアリング、国内回線容量サービス等）について、アクセス義務を課されているネットワーク設備所有事業者と通信事業者との間で接続要件の合意ができない場合に、ACCC が調停、裁定を行っている。

2 放送事業者間の紛争処理制度

電気通信事業の場合と同様、基本的には各国とも、紛争処理機関については独立規制機関が担当し、調停、仲裁、裁定を行っている場合が多い。

紛争対象事項については、CATV や衛星等多チャンネル事業者がコンテンツを配信するときの条件等に関する紛争を扱っている。

(1)米国について

米国では電気通信事業の場合と同様、連邦通信委員会（FCC）が、①商用ケーブル局の提供条件、②商用ローカル局の伝送、③非商用教育放送局の伝送、等に関する紛争について、裁定を行っている。

(2)カナダについて

カナダにおける放送事業者間の紛争処理制度については、電気通信事業と同じ枠組となっている。上記「1 電気通信事業者間の紛争処理制度 (2)カナダについて」を参照のこと。

(3)英国について

英国では、情報通信ネットワーク（通信及び放送分野を含む）のアクセスの紛争については Ofcom が裁定を行う。Arqiva（大手放送インフラ会社）のネットワークの利用、トランスミッション設備の売却を巡る放送事業者との紛争を OTA-BTS（Office of The Adjudicator Broadcast Transmission Services）が仲裁している。

(4)フランスについて

フランスでは、視聴覚高等評議会（CSA）が、放送番組制作・配信事業者等が、ラジオ・テレビ番組配信に関する他事業者との契約において、料金的あるいは技術的な条件で係争が生じた場合に、裁定を行う。

(5)ドイツについて

ドイツでは、放送事業の送信設備についての紛争は電気通信分野に区分され、電子通信事業者間の紛争同様、連邦ネットワーク庁（BNetzA）が調停を行っている。そのほかのプラットフォーム事業に関する紛争については州内の紛争では州メディア庁、州間の紛争では州メディア庁連盟の放送認可・監督委員会（ZAK）が調停、裁定を行っている。

(6)韓国について

韓国では、①放送番組の供給等についての紛争、②放送等に必要な電気通信設備の利用についての紛争、③放送事業区域についての紛争、④中継放送権等の財産権的利害と関連した紛争等について、放送通信委員会（KCC）内に設けられた放送紛争調停委員会が調停を行っている。

(7)オーストラリアについて

オーストラリアでは、衛星、ケーブルの有料放送市場は実質的にフォクステル（Foxtel）1社によって独占されているため、放送分野の事業者間紛争処理についてはフォクステルに対し「フォクステル特別接続約款（SAU）」を適用し、同社の放送配信プラットフォームを他のコンテンツ配信事業者と同条件で開放する制度を構築している。フォクステルとコンテンツ配信事業者間での協議が調わない場合には、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）から調停事務を委託されている非営利団体の紛争処理機関「オーストラリア商業紛争センター（ACDC）」が調停を実施している。

3 電気通信及び放送事業者間の紛争処理事例（●；紛争処理申請者、★；紛争対象者）

(1)光ファイバ網についての紛争処理事例（電気通信・フランス）

事例；光ファイバ回線の回線共有料金設定について

当事者；●ブイグテレコム（競争事業者）、★フランステレコム（FT（現オレンジ）、既存事業者）

紛争主旨及び決定内容；ブイグは FT との光ファイバ加入者回線の共有契約交渉において、FT が十分に情報開示をせず、接続料金も妥当な水準にないと紛争処理を申請。ARCEP は FT に実際の投資及び費用の負担を反映した接続料金設定を行うべきと裁定した。

(2)移動体通信網についての紛争処理事例（電気通信・英国）

事例；既存事業者の標準相互接続協定について

当事者；●Everything Everywhere（EE、移動体事業者）、★BT（既存事業者）

紛争の主旨及び決定内容；BT の標準相互接続協定（SIA）について、EE は BT による料金変更は移動体通信事業者の同意を必要としないのに対し、移動体通信事業者の

料金変更は BT の同意を必要とするのは不公平であるとし、紛争処理を申請。Ofcom は BT の影響力等を考慮した上で、効率性の観点から SIA は不公平な協定ではないと裁定した。

(3)地上放送の再放送についての紛争処理事例（放送・韓国）

事例；地上放送事業者による衛星放送への再放送の中断について

当事者；●KT SkyLife（衛星放送事業者）、★SBS（地上放送事業者）

紛争の主旨及び決定内容；KT SkyLife は SBS が再放送料金交渉の不調を理由に、首都圏での KT SkyLife 向け地上 HD の再放送を中断したことについて紛争調停を申請。KCC の決定前に両者が合意し再放送再開。

(4)有料コンテンツについての紛争処理事例（放送・米国）

事例；CATV における専門チャンネル配信の差別的取り扱いについて

当事者；●テニス・チャンネル（放送チャンネル）、★コムキャスト（CATV 事業者）

紛争の主旨及び決定内容；テニス・チャンネルは、コムキャスト傘下のゴルフチャンネルが追加料金なしで視聴可能である一方、非傘下のチャンネルには視聴に追加料金が必要なことが差別的取り扱いであるとして FCC に紛争処理を申請。FCC はテニス・チャンネルの主張を認め、コムキャストには是正措置を求め、罰金を科すことを裁定した。

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 関係事業者等への周知活動

(1) 講演会等での委員会業務説明

関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日・場所	説明を行った講演会等の名称
平成26年5月15日 北海道札幌市	電気通信分野における個人情報保護セミナー 【主催】 ・北海道総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会 ・一般社団法人テレコムサービス協会北海道支部 ・北海道テレコム懇談会
平成26年5月22日 広島県広島市	情報セキュリティ対策と個人情報保護セミナー 【主催】 ・中国総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会 ・一般社団法人テレコムサービス協会中国支部 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>セミナーの様様(1)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>セミナーの様様(2)</p> </div> </div>
平成26年7月4日 沖縄県久米島町	沖縄ICTフォーラム2014 in 久米島 【主催】 ・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

<p>平成26年7月8日 東京都中央区</p>	<p>一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム理事会 【主催】 ・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム</p>
<p>平成27年1月29日 大阪府大阪市</p>	<p>平成26年度情報セキュリティ&危機管理セミナー 【主催】 ・近畿総合通信局 ・一般社団法人テレコムサービス協会近畿支部 ・近畿情報通信協議会</p> <div data-bbox="900 483 1326 719" data-label="Image"> </div> <p>セミナーの様様</p>
<p>平成27年3月12日 愛知県名古屋市</p>	<p>ISP & クラウド事業者の集い in 名古屋 【主催】・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会</p>

(2) 事業者団体を通じた周知活動

委員会が取り扱う事案や事例、相談窓口等について記載した資料(【資料5】のとおり)を新たに作成し、事業者団体(一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟)を通じて関係事業者に配布した。

2 ウェブサイトへの参考資料の掲載

紛争処理に役立つ参考資料として、「電気通信に関する動向」(【資料6】のとおり)をとりまとめ、委員会ウェブサイトに掲載した。

第4章 委員会に関係する制度改正（業務追加等）

平成26年6月に公布された電気通信事業法の改正（平成27年4月施行予定）により、電気通信事業法における「電気通信設備統括管理者」の選任の義務付け等が規定された。

また、同じく平成26年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「地方分権一括法」という。）における放送法の改正（平成28年4月施行予定）により、一部の事務・権限が総務大臣から都道府県知事に移譲されることになった。

法改正の内容及び委員会との関連については以下のとおりである。

1 電気通信事業法の改正による委員会の業務追加

（1）電気通信事業法の改正概要

電気通信ネットワークの設備構成の複雑化、通信量の急増により、電気通信サービスの重大事故（2時間以上かつ3万人以上の事故）は10年前に比べ件数が倍増（平成15年度7件→平成24年度17件）するとともに、規模も拡大している。そのため、事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、それを適切に確保する制度的枠組みを整備する観点から、電気通信事業法の改正が行われた。

【具体的な内容】

① 管理規定の実効性確保

事業者ごとに事故防止の取組を作成・届出させる管理規定（自主基準）の記載事項として、全社的・横断的な設備管理の方針・体制・方法等を規定すると同時に、是正措置を確保するため、管理規定の変更命令や遵守命令を追加。

② 電気通信設備統括管理者の導入

社内部門間や社外も含めた全体調整、事故防止への経営陣の主体的関与の強化を図るため、経営レベルの責任者として電気通信設備統括管理者の選任を義務付け。

③ 電気通信主任技術者による監督の実効性確保

現場の設備管理の監督責任者である電気通信主任技術者について、具体的な職務内容を総務省令で定め、権限を明確化。

④ 回線非設置事業者への対応

回線非設置事業者のうち、国民生活に重要な役割を果たすサービスを提

供する者には、回線設置事業者と同様の事故防止の規律を課すことにより、利用者保護を実現。

(2) 委員会の業務の追加

今回の改正においては、電気通信設備統括管理者の事故防止に果たす重要性に鑑み、その職務を怠ることによって事故防止が適切に図られていないと認められる場合には、総務大臣が解任を命じることができることとされた。

また、当該解任命令については、委員会の諮問・答申を経ることが必要とされた。

2 放送法の改正による委員会規定の変更の検討

(1) 放送法の改正概要

地方分権一括法における放送法の一部改正により、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送(小規模施設特定有線一般放送)の業務に関する事務・権限について、総務大臣から都道府県知事に移譲されることとなった。

【移譲される事務・権限】

- ・業務開始等の届出
- ・有線電気通信設備の設置の状況等についての資料要求、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等
- ・業務の停止命令、業務に関する資料の提出要求

(2) 委員会規定の変更の検討

電気通信紛争処理委員会令第3条では、委員会は所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、「関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる」となっている。

今回の放送法改正により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する事務・権限が都道府県知事に移譲されることから、都道府県知事に対しても委員会が再放送同意に関するあっせん等に必要な資料の提出等を求めることができるようにするための規定整備の必要性について、検討を進めることとした。

【資料編】

資料1 電気通信紛争処理委員会の概要

資料2 これまでの紛争処理の概況

資料3 これまでの紛争処理終了事案の一覧

資料4 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」の概要について

資料5 委員会の周知広報資料

資料6 電気通信に関する動向

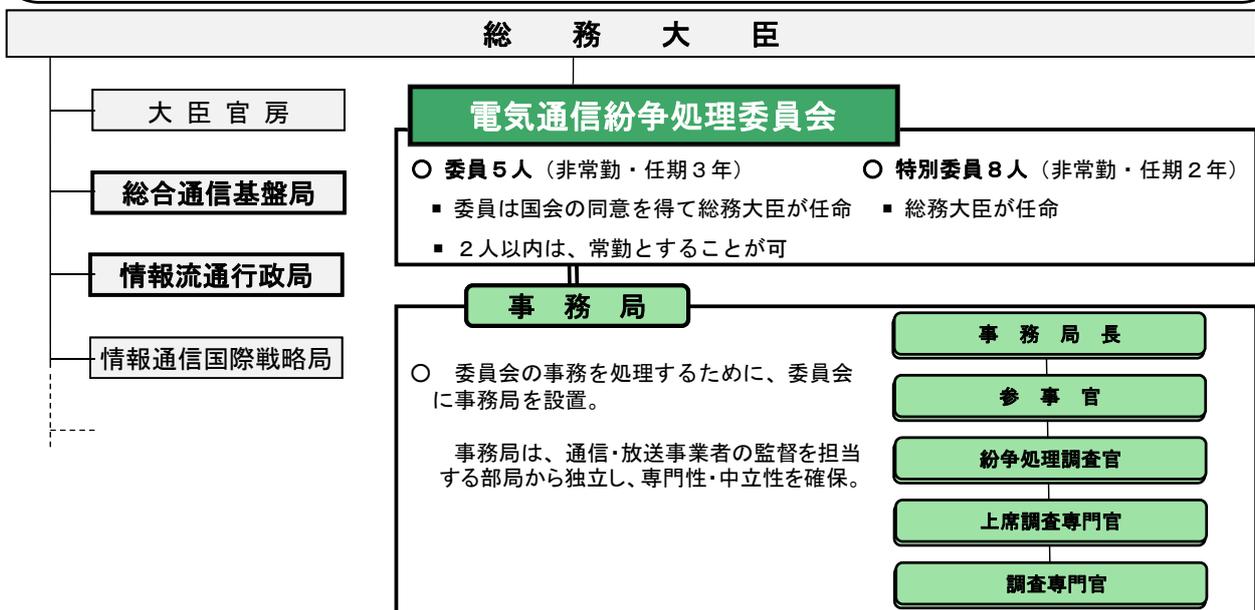
電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置(当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)。

平成23年6月30日、放送法等の一部改正により、委員会の扱う紛争に放送分野等の紛争が追加されるとともに、「電気通信紛争処理委員会」と名称変更。

- ・設置の背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。



2. 電気通信紛争処理委員会の機能①

あっせん・仲裁

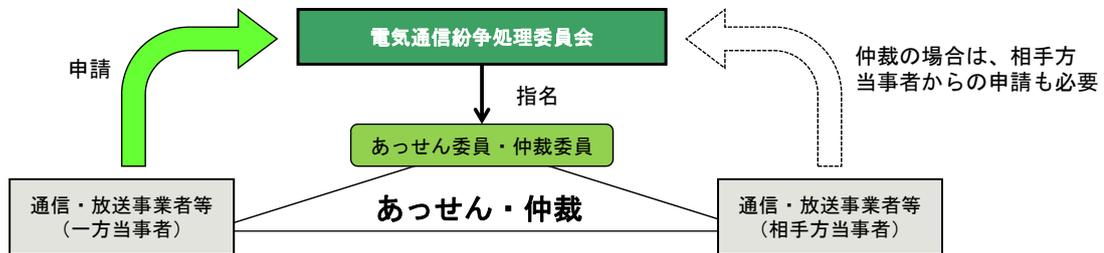
- 電気通信事業者間の接続、ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等について、当事者からの申請を受けて、「あっせん」や「仲裁」を行う。

「あっせん」は、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るもの。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

- ・ あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
- ・ あっせん委員は、必要に応じ、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

「仲裁」は、仲裁委員の行う仲裁判断に服することを紛争当事者が合意した上で行われるもので、仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。当事者は、仲裁判断について、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

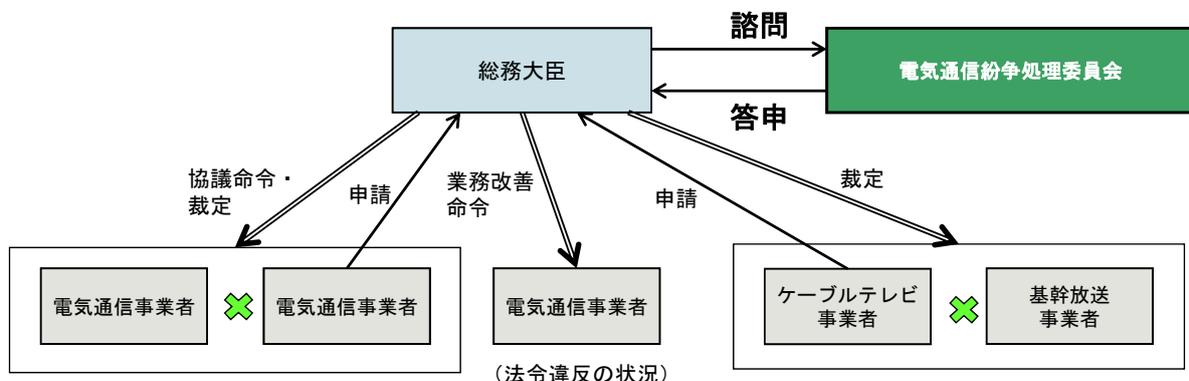
- ・ 仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会が指名。



3. 電気通信紛争処理委員会の機能②

総務大臣からの諮問に対する審議・答申

- 総務大臣が次の行政処分を行う際に、諮問を受け、審議・答申を行う。
 - ・ 電気通信事業者に対する接続協定に関する協議命令・裁定、業務改善命令等
 - ・ ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間の再放送同意に関する裁定



総務大臣に対する勧告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見がある場合には、総務大臣に対し勧告を行う。

4 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定（電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項） ○ 電気通信設備の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第156条第2項） 	あっせん 仲裁	協議命令又は 裁定(注)
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約（電気通信事業法第157条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項） <p>(※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)</p>	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意（放送法第142条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約（電波法第27条の35第1項及び第3項） <p>(※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る（電波法第27条の35第1項）。</p>	あっせん 仲裁	—

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

5. 事業者相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等幅広く行っている。

事業者相談窓口のポイント

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- ◆ 相談は、無料・非公開。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはないもの。

【相談専用電話】

TEL **03-5253-5500**

FAX **03-5253-5197**

電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

これまでの紛争処理の概況（平成27年3月31日現在）

1 あっせん 64件

- 「接続に係る費用負担」に関する件（39件）
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件（5件）
- 「接続の諾否」に関する件（5件）
- 「設備の利用・運用」に関する件（2件）
- 「接続協定の細目」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件（1件）
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件（1件）
- 「地上テレビジョン放送の再放送に関する同意」に関する件（8件）

2 仲裁 3件

（※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。）

- 「接続に係る費用負担」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）

3 諮問・答申 9件

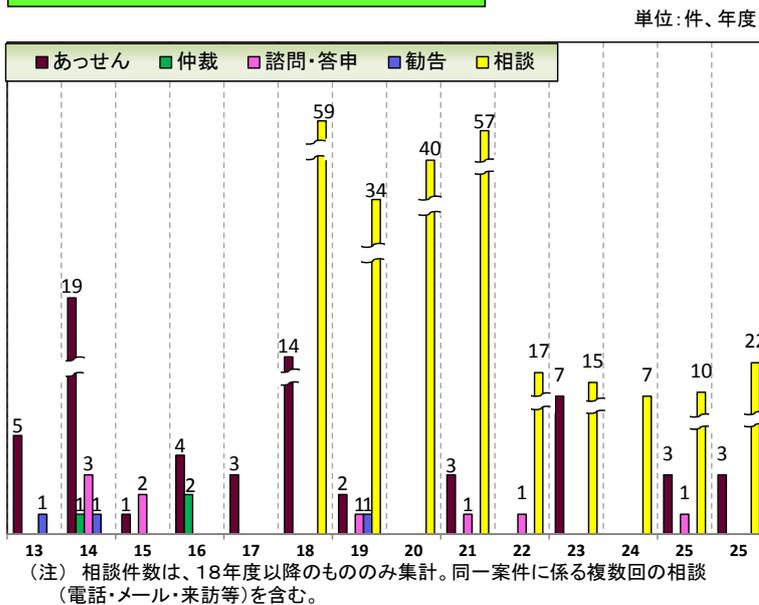
- 業務改善命令（3件）
- 接続に関する協議再開命令（2件）
- 接続協定等の細目に関する裁定（2件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定（1件）

4 勧告 3件

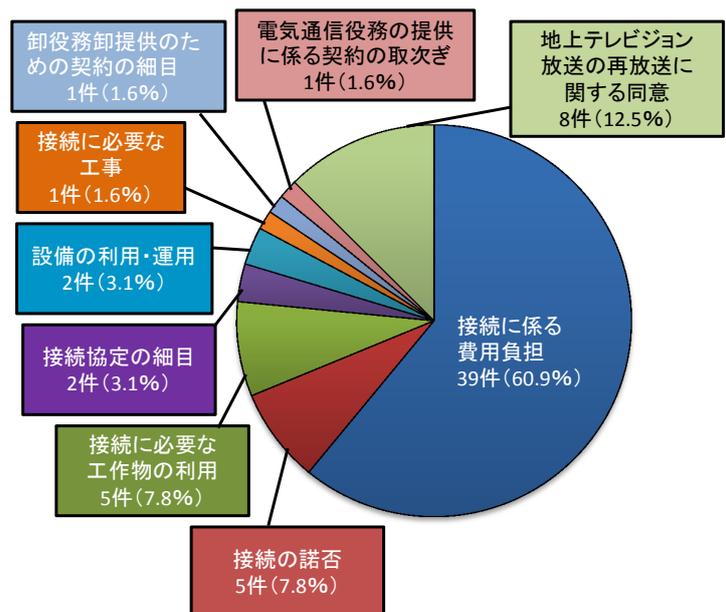
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備（1件）
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備（1件）
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討（1件）

（参考）紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果

合意が成立し解決
42件(65.6%)

合意に至らず
(申請取下げ・打切り)
19件(29.7%)

不実行
3件(4.7%)

注2:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件15件及びあっせん案の受諾により解決した事件27件の合計。

これまでの紛争処理終了事案の一覧

I あっせん・仲裁

(1) あっせん

【電気通信事業法関係】

1 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT 東日本		
平成16年(争)第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による NTT 東日本及び NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本 NTT 西日本		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)による NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTTドコモ		

2 接続料、網改造料等の費用負担に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本		
平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争)第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争) 第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との 接続に関する網改造の費用 負担(ソフトウェア開発費用 全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社 C社		
平成18年(争) 第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との 接続に関する網使用料の 費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイ ヤーズ	(有)ナインレイヤーズによる NTT 西日本との接続に係る 債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争) 第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバン クモバイル(株)の接続料の算 定根拠の開示	あっせん打切り
	ソフトバンク モバイル(株)		
平成23年(争) 第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンク モバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)による NTTドコモの接続料の再 精算等	あっせん打切り
	NTTドコモ		
平成23年(争) 第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンク テレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)による NTT 東日本及びNTT西 日本との接続に係るジャン パ工事費の見直し	合意により解決
	NTT 東日本 NTT 西日本		

3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テ クノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)に よるNTT 西日本の端末回線 との接続に必要なMDFジャン パ工事の方法	あっせん打切り <i>(参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て</i>
	NTT 西日本		
平成14年(争) 第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の 設備に対する工事(A社の 上位プロバイダ変更に伴う IPアドレス設定変更)の早 期実施	合意により解決
	B社 C社		
平成19年(争) 第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社との ジャンパ線切替工事等に関 する接続協定の細目等	あっせん不実行
	B社 C社		

4 コロケーション等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争)第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	合意により解決
	B社		
平成14年(争)第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 <i>(参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告</i>
	NTT 東日本		
平成14年(争)第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
	NTT 西日本		
平成14年(争)第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 西日本		
平成15年(争)第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)によるNTT 東日本の設備(MDF)の利用	合意により解決
	NTT 東日本		

5 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争)第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		

6 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT 西日本		

【放送法関係】

地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	C社	C社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	D社	D社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		

※ 平成26年(争)第1～3号については、最終版では当事者名を記載した内容に差し替えを行います。

(2) 仲裁

【電気通信事業法関係】

1 接続料、網改造料等の費用負担に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決)
	平成電電(株)		

2 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンク BB(株)によるNTT 西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT 西日本		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

1 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSL サービス提供のためのNTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <u><参考>本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <u><参考>本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん不実行)

2 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <u><参考>本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <u><参考>本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告

3 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

4 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	株ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> イー・アクセス㈱によるNTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方など MVNO と MNO との間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」の概要について

資料 4

(1) 各国の電気通信事業者間の紛争処理制度

国・地域	米国		カナダ	英国	仏国	独国	韓国	豪州	日本
	州内通信	州際／国際							
市場環境 (事業者別回線数シェア)	【固定】 ILEC (旧ベル系) : 59% CLEC(新規参入事業者):41%	【移動】 AT&T : 33% Verizon Wireless : 29% Sprint Nextel : 17%	【固定 BB】 ベル・カナダ : 20% ロジャース : 15% ビデオトロン : 15% 【移動】 ロジャース・ワイヤレス : 34% ベル・モビリティ : 28% テラス・モビリティ : 28%	【固定 BB】 BT リテール : 30% Virgin Media : 21% Sky : 18% Talk Talk : 17% 【移動】 Everything Everywhere : 35% O2 : 31% Vodafone : 23%	【固定 BB】 オレンジ : 41% フリー : 23% SFR : 21% 【移動】 オレンジ : 35% SFR : 28% ブイグ・テレコム : 16%	【固定 BB】 ドイツテレコム : 45% 新規参入事業者 : 55% 【移動】 ドイツテレコム : 32% ボーダフォン : 30% E プルス : 21% テレフォニカ O2 : 17%	【固定 BB】 KT : 43% SK ブロードバンド : 15% SK テレコム : 9% LG U+ : 16% 【移動】 SK テレコム : 50% KT : 30% LG U+ : 20%	【固定 BB】 テレストラ : 62% オプタス : 13% iiNet : 11% 【移動】 テレストラ : 48% オプタス : 31% ボーダフォン : 21%	【固定 BB】 NTT 東西 : 54% KDDI : 19% ソフトバンク : 8% 【移動】 NTT ドコモ : 41% KDDI : 26% ソフトバンクモバイル : 23%
紛争処理機関	州公益事業委員会 (PUC)	連邦通信委員会 (FCC)	カナダラジオテレビ電気通信委員会 (CRTC)	情報通信庁 (Ofcom)、OTA2 及び CISAS 等	電子通信・郵便規制機関 (ARCEP)	連邦ネットワーク庁 (BNZa)	放送通信委員会 (KCC)	オーストラリア競争消費者委員会 (ACCC)	総務省 (電気通信紛争処理委員会)
紛争処理方法	【カリフォルニア州】 調停 裁定	調停 裁定	スタッフ協力による調停 仲裁	Ofcom : 裁定 OTA2 : 仲裁 CISAS 等 : 調停	裁定	調停 (当事者間において長期間にわたる業務上の関係が存在する場合等) 裁定	調停 (当事者間での解決が見込める場合や少額の損害賠償等) 裁定	調停 裁定	あっせん 裁定 仲裁
紛争対象事項	【カリフォルニア州】 ・通信事業者間の紛争 ・通信事業者間の紛争 ・相互接続に関する紛争	・通信事業者間の紛争 ・電柱架設・同料金 ・PUC が措置しなかった州内通信の紛争	・事業者間における双務的な紛争、規模の小さい利害関係者にのみ影響を与える紛争 等	【Ofcom】 ・相互接続等に関する紛争 等 【OTA2】 ・BT の市内網接続に関する紛争 【ADR】 小規模事業者との紛争 等	・相互接続に関する紛争 ・施設共有に関する紛争 等	・相互接続に関する紛争 ・相互接続に関する紛争 ・卸売提供に関する紛争 等	・アクセス義務を課されている事業者 (テルストラ、移動体分野についてオプタス、ボーダフォン・オーストラリア) と通信事業者の間における相互接続等の紛争	・相互接続に関する紛争 ・卸電気通信役務に関する紛争 等	
事案件数	非公表	【紛争処理件数】 2010年 : 3件 2011年 : 7件 2012年 : 6件 2013年 : 9件	《CRTC 決定による仲裁件数》 2010年 : 1件 2011年 : 1件 2012年 : 2件 2013年 : 0件	【Ofcom】 《解決件数》 2010年 : 10件 2011年 : 4件 2012年 : 3件 2013年 : 8件 【OTA2】 非公表	《ARCEP 決定による解決件数》 2010年 : 5件 2011年 : 4件 2012年 : 0件 2013年 : 1件	《裁定室が裁定した件数》 2010年 : 50件 2011年 : 4件 2012年 : 0件 2013年 : 11件	《紛争処理申請件数》 2010年 : 3件 2011年 : 3件 2012年 : 1件 2013年 : 2件	《公表された裁定決定の件数》 2010年 : 8件 2011年 : 0件 2012年 : 1件 2013年 : 0件	《あっせん、裁定件数》 2010年度 : 1件 2011年度 : 4件 2012年度 : 0件 2013年度 : 1件

(2) 各国の放送事業者間の紛争処理制度

国・地域	米国	カナダ	英国	仏国	独国	韓国	豪州	日本
紛争処理機関	連邦通信委員会 (FCC)	カナダラジオテレビ電気通信委員会 (CRTC)	情報通信庁 (Ofcom) OTA-BTS (Office of the Adjudicator - Broadcast Transmission Services)	視聴覚高等評議会 (CSA)	州内の紛争: 州メディア庁 州際の紛争: 州メディア庁連盟 (ALM)	放送通信委員会 (KCC)	オーストラリア競争消費者委員会 (ACCC) 及びオーストラリア商業紛争センター (ACDC)	総務省 (電気通信紛争処理委員会)
紛争処理方法	裁定	スタッフ協力による調停 仲裁	Ofcom: 裁定 OTA-BTS: 仲裁	裁定	紛争プロセスに応じ、調停、裁定の二段階	調停	調停	あつせん 裁定 仲裁
紛争対象事項	以下に関する紛争。 ・商用ケーブル局の提供条件 ・商用ローカル局の伝送 ・非商用教育放送局の伝送 ・ケーブルテレビ料金等	・事業者間において双務的な紛争、規模の小さな利害関係者にのみ影響を与える紛争 (料金を含む) 等	【Ofcom】 ・放送インフラ網へのアクセスに関する紛争 ・周波数管理に関する紛争 【OTA-BTS】 独占的放送インフラ企業 Arqiva との間における伝送サービス、中継設備等に関する紛争	番組配信契約における料金・技術条件に関する紛争	プラットフォームへのアクセス、料金、放送コンテンツ等	・放送番組の供給および受給と関連した紛争 ・放送及び放送の送出に必要な電気通信設備の利用と関連した紛争 ・放送事業区域と関連した紛争 ・中継放送権等財産権的利害と関連した紛争 等	独占事業者フォクステルが提供する衛星、ケーブルによる放送インフラの利用に関する紛争	ケーブルテレビによる地上波番組の再放送
事例件数	【放送分野にかかる紛争・申し立て処理件数】 2010年: 5件 2011年: 4件 2012年: 12件 2013年: 7件	《CRTC 決定による仲裁件数》 2010年: 1件 2011年: 0件 2012年: 2件 2013年: 0件	事例なし	《CSA 裁定件数》 2010年: 2件 2011年: 0件 2012年: 0件 2013年: 1件	不明	《KCC での放送紛争受付件数》 2010年: 5件 2011年: 2件 2012年: 5件 2013年: 2件	非公表	《あつせん、裁定件数》 2011年度: 3件 2012年度: 0件 2013年度: 3件

(3) 電気通信及び放送事業者間の紛争処理事例：抜粋一覧

●：申立人（紛争処理申請者）★：相手方（紛争対象者）

通信			放送	
銅線網	光ファイバ網	移動体通信網	地上放送の再放送	有料コンテンツ
<p> 【英国】</p> <p>審理開始：2013/01/10 決定：2013/08/15</p> <p>事例 メタル接続回線の公正な条件での提供について</p> <p>紛争当事者 ●TalkTalk（ISP） ★BT（既存事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 TalkTalkは、BTの市内回線卸売部門であるOpenreachがメタル接続回線を含むローカルループアンバンドリングの卸売サービスを公正な条件で提供していない（サービス提供開始が遅い）と主張し、紛争処理を申請。OfcomはBTの主張を認める裁定。</p>			<p> 【フランス】</p> <p>審理開始：2010/07/23 決定：2010/11/16</p> <p>事例 光ファイバ回線の回線共有料金設定について</p> <p>紛争当事者 ●ブイグテレコム（競争事業者） ★フランステレコム[FT]（既存事業者、現オレンジ）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 ブイグは、FTとの光ファイバ加入者回線の共有契約交渉において、FTが十分に情報開示をせず、接続料金も妥当な水準ないと紛争処理を申請。ARCEPは、FTに実際の投資及び費用の負担を反映した接続料金設定を行うべきと裁定。</p>	
<p> 【英国】</p> <p>審理開始：2012/02/14 決定：2013/08/15</p> <p>事例 既存事業者の標準相互接続協定について</p> <p>紛争当事者 ●EE（移動体事業者） ★BT（既存事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 EEは、BTの標準相互接続協定（SIA）は、BTによる料金変更は移動体通信事業者の同意を必要としないのに対し、移動体通信事業者の料金変更はBTの同意を必要とするのは不公平であるとし、紛争処理を申請。OfcomはBTの影響力を考慮した上、効率性の観点からSIAは不公平な協定ではないと裁定。</p>			<p> 【フランス】</p> <p>審理開始：2009/06/10 決定：2009/12/17</p> <p>事例 地上デジタル放送の再送信におけるチャンネル番号について</p> <p>紛争当事者 ●BMF TV（地上放送事業者） ★Canal+Distribution（衛星放送事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 BMF TVは、Canal+の衛星プラットフォームで提供されている自社の放送番組について、再送信とオプションチャンネル（テーマ別放送）の双方で、チャンネル番号の順番が地上放送での順番に準拠するという原則に反した割当となっていると紛争処理を申請。CSAは、地上放送の再送信チャンネルは割当られた番号の順番を順守すべきと決定。他方、オプションチャンネルにはその必要なしと裁定。</p>	
<p> 【ドイツ】</p> <p>審理開始：2012/11/21 決定：2013/03/18</p> <p>事例 ODR Technologie Serviceによる、ドイツテレコムの加入者回線網へのアクセスについて</p> <p>紛争当事者 ●ODR Technologie Service（ISP） ★ドイツテレコム（既存事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 ODRは、DTがその所有するストリートキャビネットへの接続について、高密度化を図りスペースを確保するか、大型のキャビネットに取り換えるかなど、ODRにとってコスト負担増となる方法で新たな契約を結ぶことを要求したことから、紛争処理を申請。BNetzAは条件付きで従来の接続方法を認める裁定。</p>			<p> 【韓国】</p> <p>審理開始：— 決定：2011/06</p> <p>事例 地上放送事業者による、衛星放送への再放送の中断について</p> <p>紛争当事者 ●KT SkyLife（衛星放送事業者） ★SBS（地上放送事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 KT SkyLifeは、SBSが再放送料金交渉の不調を理由に、首都圏でのKT SkyLife向け地上HDの再放送を中断したことについて紛争調停を申請。KCCの決定前に両者が合意し再放送再開。</p>	
			<p> 【米国】</p> <p>申立日：2010/07/05 決定：2012/07/24</p> <p>事例 ケーブルテレビにおける専門チャンネル配信の差別的取り扱いについて</p> <p>紛争当事者 ●テニス・チャンネル（放送チャンネル） ★コムキャスト（CATV事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 テニスチャンネルは、コムキャスト傘下のゴルフチャンネルが追加料金なしで視聴可能である一方、非傘下のチャンネルには視聴に追加料金が必要なことが差別的取り扱いであるとしてFCCに紛争処理を申請。FCCはテニスチャンネルの主張を認め、コムキャストに是正措置を求め、罰金を科すことを裁定。</p>	

接続・卸や再放送に関する協議でお困りではありませんか？

- ・電気通信事業者との接続料について合意できない
- ・MVNOになりたいが、MNOとの協議が調わない
- ・地上テレビジョン放送の再放送同意について合意できない

まずは、お気軽にご相談ください

専用電話及びメールアドレスを用意し、事業者間で協定・契約・同意に関する協議がうまく進まない場合のご相談を受け付けています。

申請により「あっせん」もご利用いただけます

当委員会の委員が、直接、当事者の間に立って歩み寄りを促すことで、迅速な解決を図ります。

- ✓ 約4ヶ月の所要期間で、2/3の事案が解決に至っています
- ✓ 合意を強制されることはありません
- ✓ 当事者の了解なく当委員会以外に内容を知られることはありません

☎ 【相談専用電話】
03-5253-5500

✉ 【相談専用メールアドレス】
soudan@ml.soumu.go.jp

相談・あっせんは

無料

非公開

過去の事例や手続など、詳細な情報は以下のウェブサイトまで
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

電気通信に関する動向

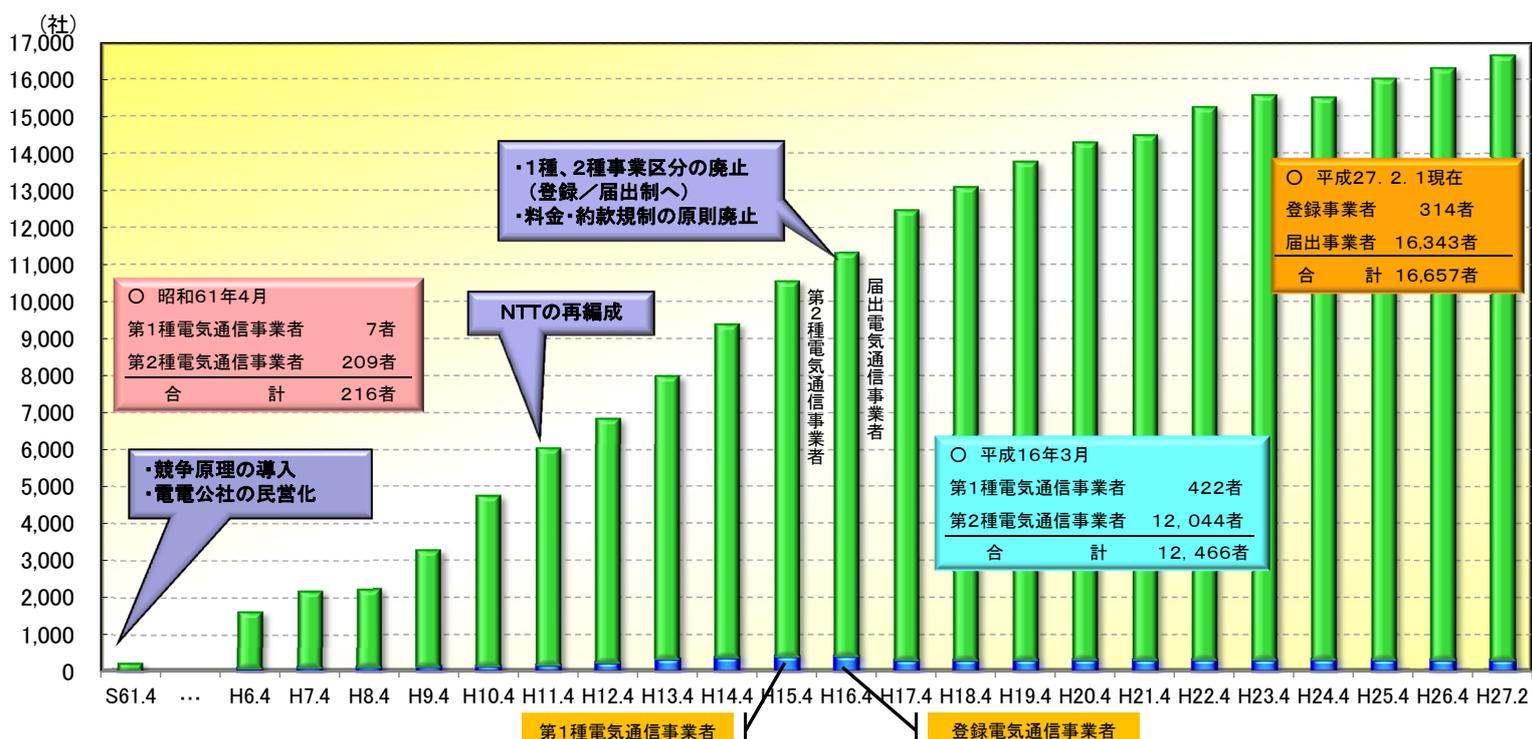
- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況(平成25(2013)年度)
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) スマートフォンの普及と移動通信トラフィックの増加
- (7) 現在の電気通信市場の競争状況
- (8) 移動系・固定系の両市場の事業者別シェア
- (9) グループ内取引の重複排除後のサービスシェア
- (10) MVNO市場の構造
- (11) MVNOサービスの契約数と移動系通信市場に占める割合

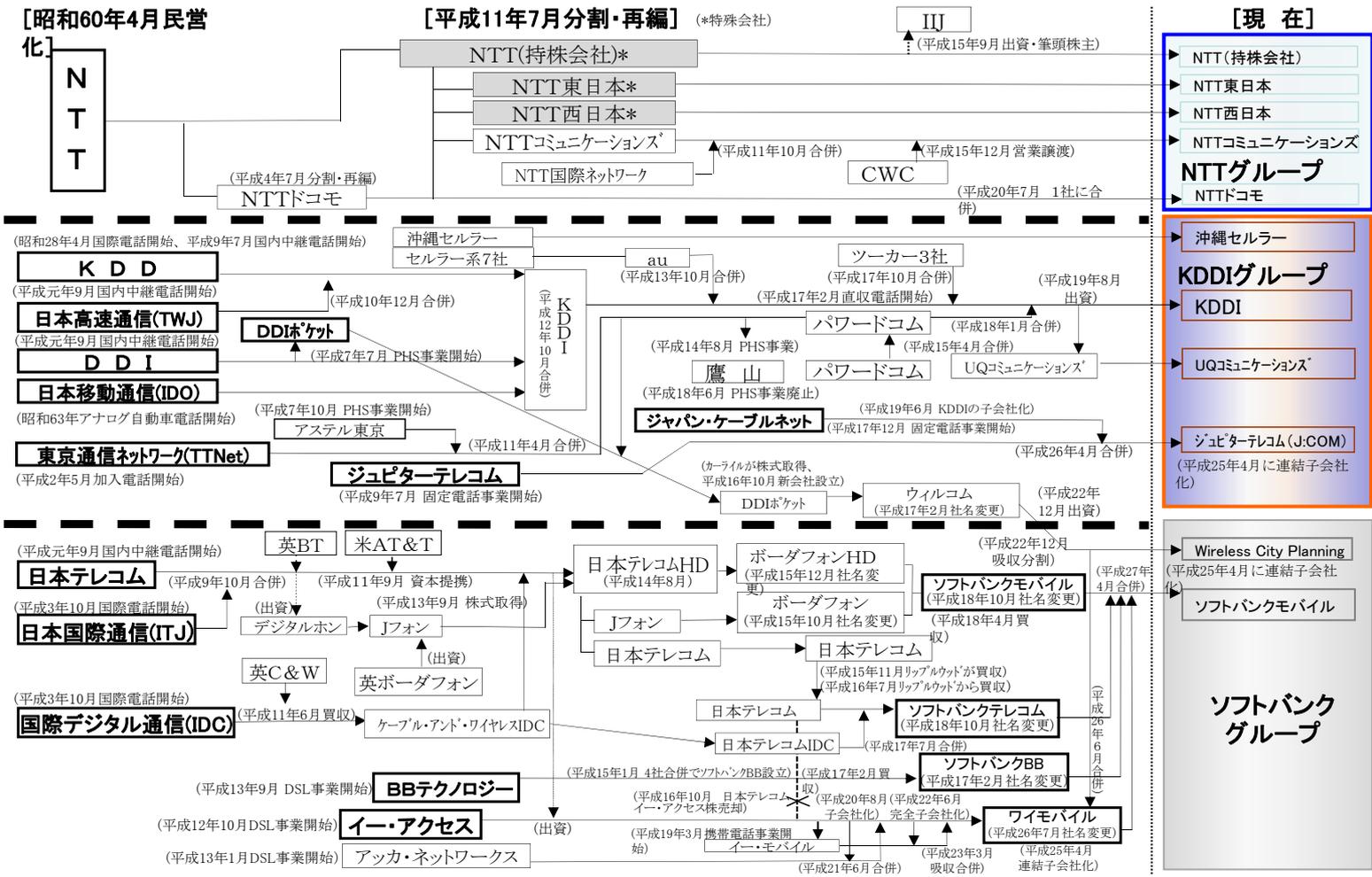
1-(1) 電気通信事業者数の推移

昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成27年2月1日現在、1万6,657者が参入。その大半(約98%)は届出電気通信事業者。

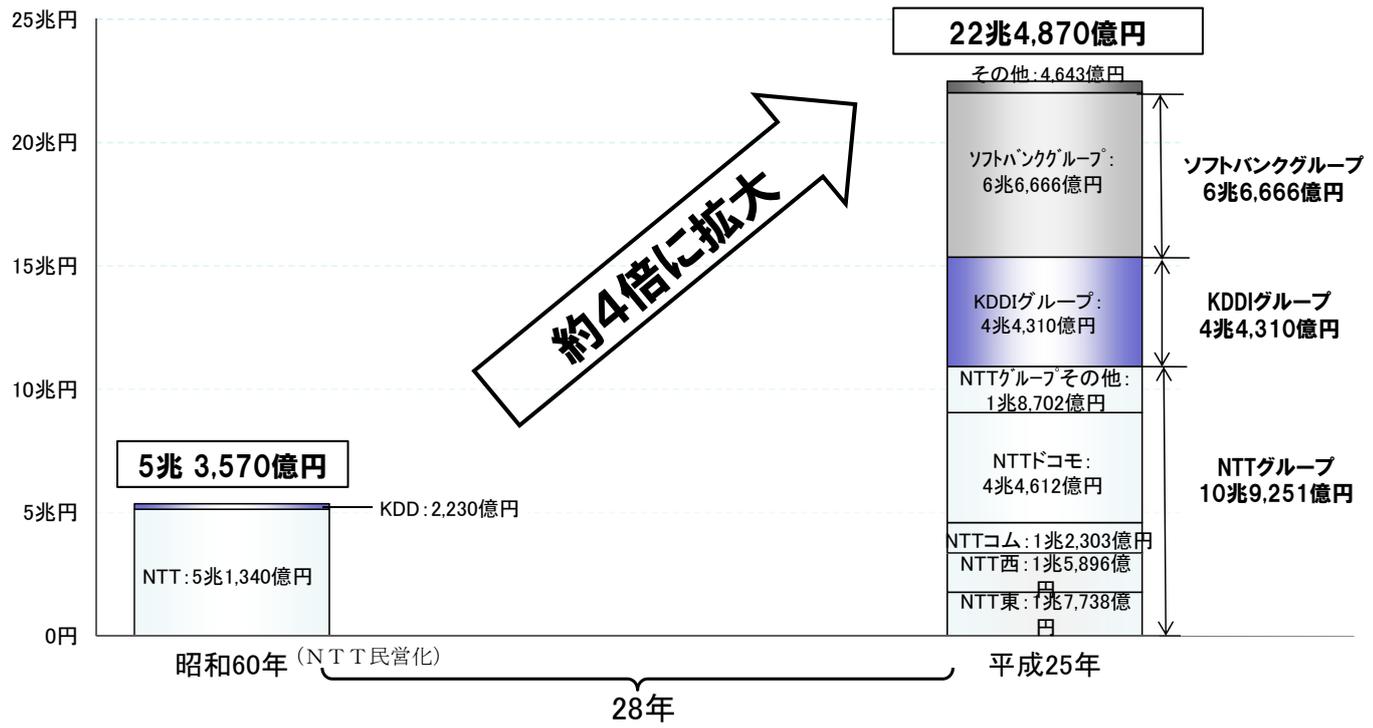


(注) 登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの)以上の事業者。
届出事業者とは、それ以外の事業者。

1-(2) 国内の電気通信業界の主な変遷



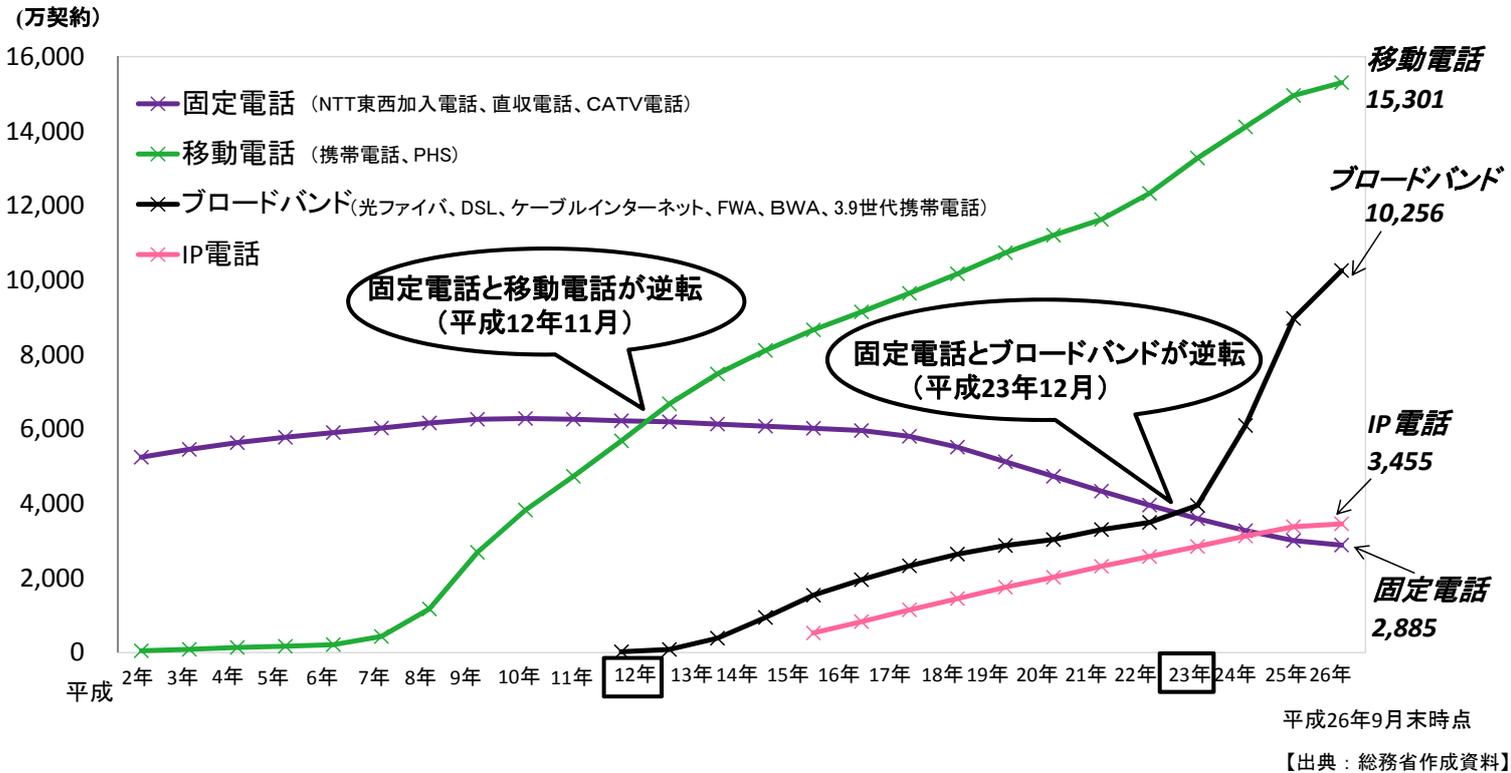
1-(3) 電気通信事業者等の売上高の状況(平成25(2013)年度)



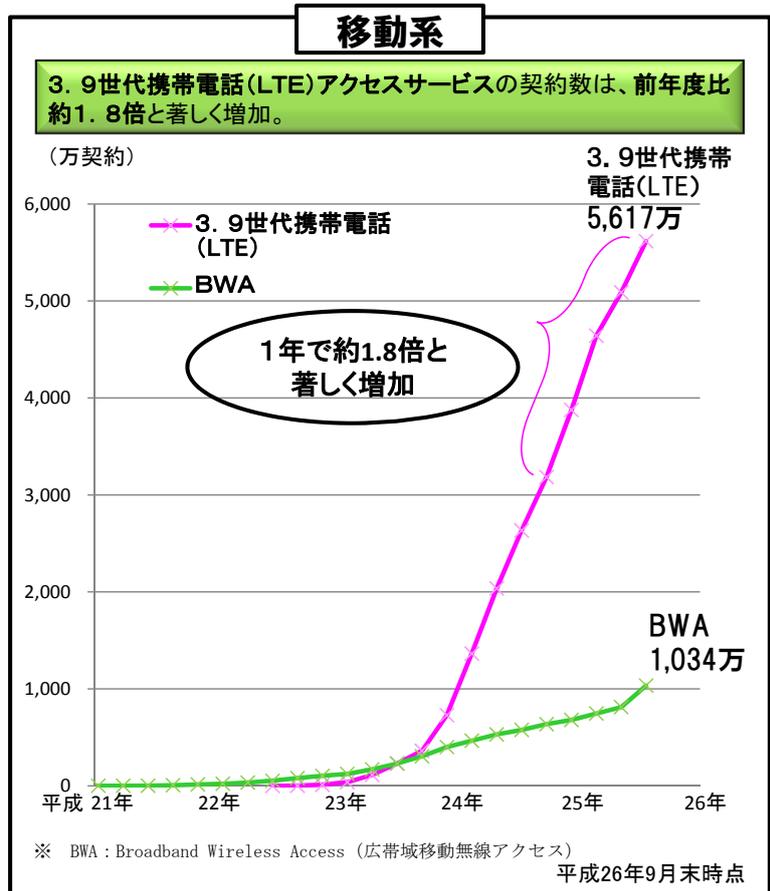
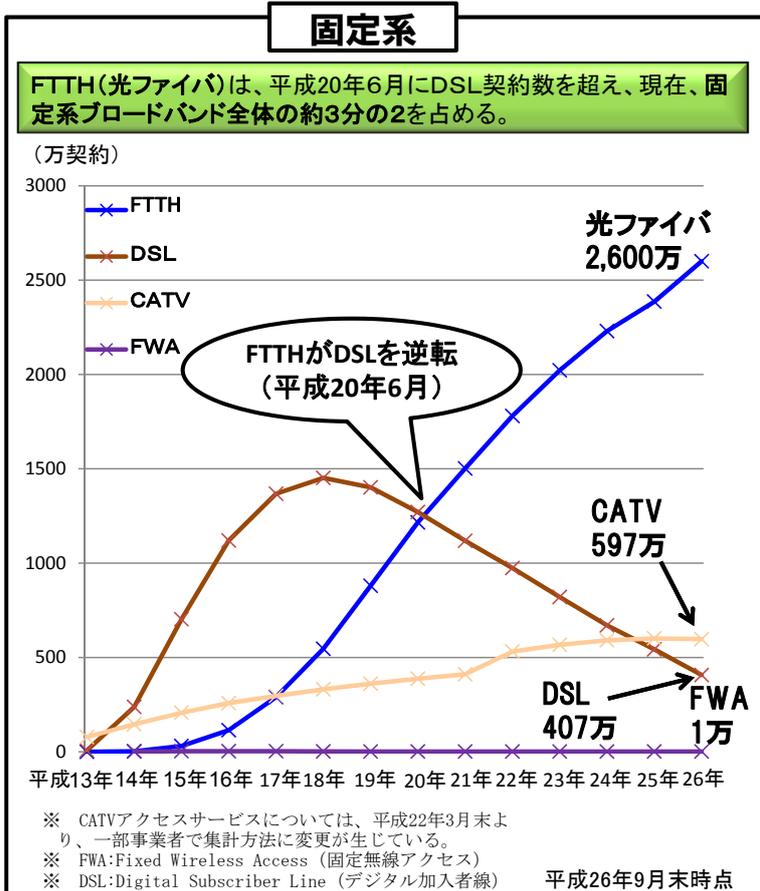
※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上げ(三大グループ合計約4.1兆円)を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

1-(4) 電気通信市場における環境変化

- 固定系: 固定電話契約数は、平成23年12月にブロードバンドに逆転され、平成9年11月のピーク時(6,322万件)の約5割に減少(2,885万件)
- 移動系: 携帯電話の契約件数は、平成12年11月に固定電話契約数を抜き、10年間で約2倍に増加(15,301万件)



1-(5) ブロードバンドサービスの契約数の推移

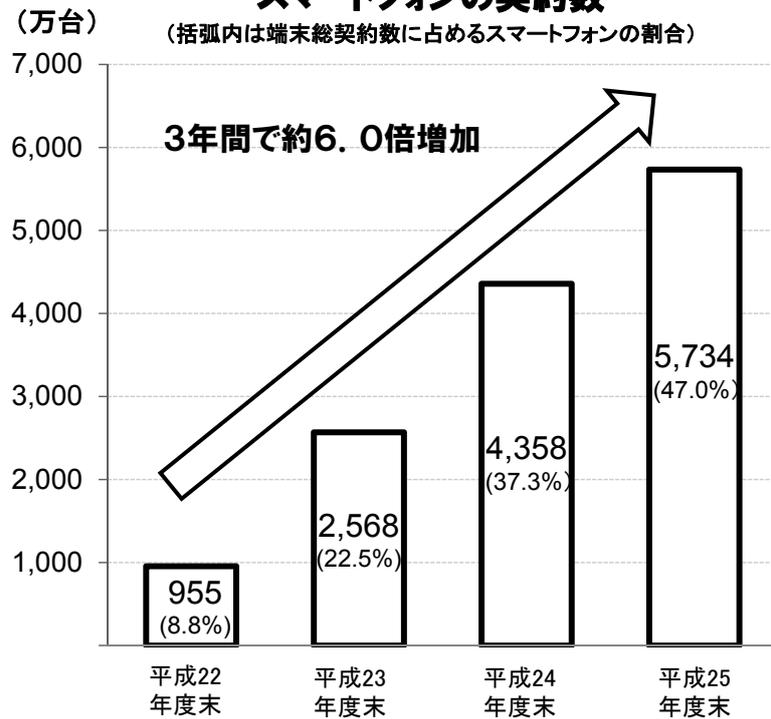


1- (6) スマートフォンの普及と移動通信トラフィックの増加

- ◆ スマートフォンの契約数は、平成25年度末時点で平成22年度末と比べ約6.0倍(5,734万台)に増加。
- ◆ 移動通信トラフィックは、平成26年12月時点で前年12月と比べ約1.5倍に増加。

スマートフォンの契約数

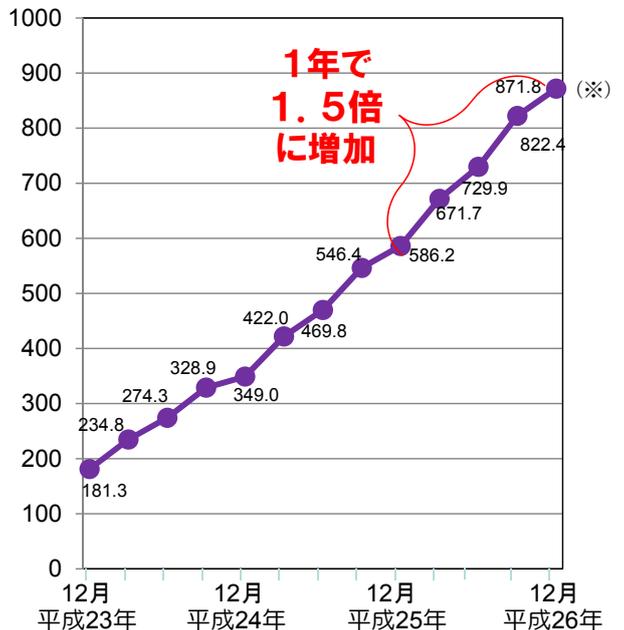
(万台) (括弧内は端末総契約数に占めるスマートフォンの割合)



【出典：MM総研】

移動通信トラフィック(月間平均)

(Gbps)



(※) 1秒間の移動通信トラフィックは映画DVD(約2時間)約30本相当(2時間の映画DVDの情報量は、約28.8Gb)

【出典：総務省作成資料】

1- (7) 現在の電気通信市場の競争状況

固定通信市場

NTT 持株

モバイル市場

100%出資

※株式会社政府保有比率36.6%

59.3%出資

NTT東西(市場支配的事業者)

(光シェア71%)(サービスベース)、
(同上 78%)*1(設備ベース)
(禁止行為規制)*2適用事業者)

※1 NTT東西は、ポトルネック設備(競争事業者の事業展開に不可欠な設備。例:加入者回線等)を有することから、現行法上、NTT東西に対し、接続約款(競争事業者にネットワーク設備を貸し出す際の料金その他の条件を記載したもの)の認可等を課している。

※2 禁止行為規制：
現行法上、NTT東西に対し、NTTグループ内の事業者のみと排他的に提携するなど、NTTグループ内の事業者を不当に有利に扱うことなどを禁止する制度。

光回線の卸売りを提供

NTTドコモ(市場支配的事業者)

(携帯電話等シェア40.2%)
(禁止行為規制)*2適用事業者)

※2 禁止行為規制：
現行法上、NTTドコモに対し、NTTグループ内の事業者のみと排他的に提携するなど、NTTグループ内の事業者を不当に有利に扱うことなどを禁止する制度。

KDDI グループ

(携帯電話等シェア28.4%)

UQコミュニケーションズ(うち、2.6%)

ソフトバンク グループ

(携帯電話等シェア30.4%)

ワイモバイル(うち、4.3%) Wireless City Planning(うち、2.2%)

ネットワークの貸出し(接続卸)

MVNO※3(シェア4.7%)

競争関係(公正競争の確保)

ネットワーク設備の貸出し(接続)
※光回線の卸売りを年内にも提供(現行法上、卸の場合、相対取引が可能)

競争事業者

CATV(光シェア2.1%)(サービスベース)
(例:近鉄ケーブルネットワーク)

電力系事業者(光シェア9%)(同上)
(例:ケイ・オプティコム)

KDDI(光シェア12%)(同上)

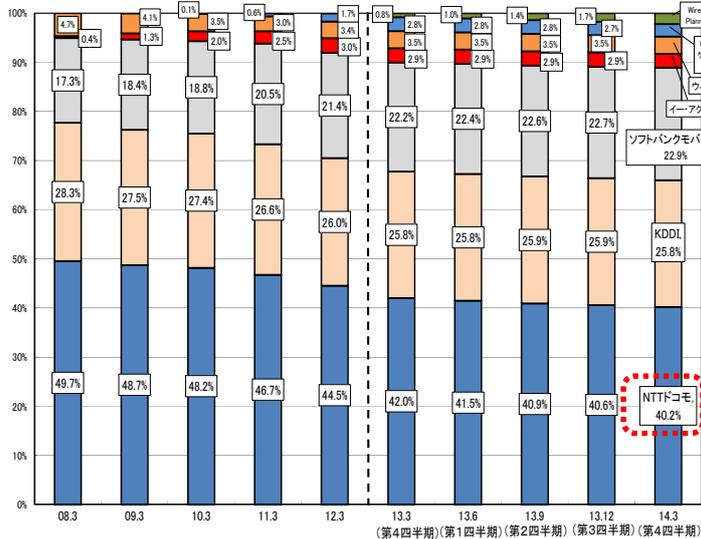
※3 MVNO(Mobile Virtual Network Operator):
電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを借りて、独自のモバイルサービス(例:カーナビを通信に接続し最新地図や音楽をダウンロードするもの)を提供する電気通信事業者。

【出典：総務省作成資料】

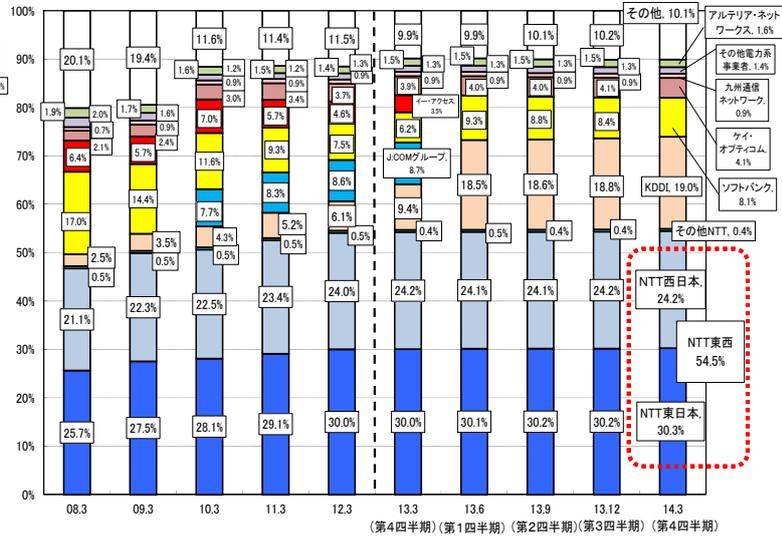
1-(8) 移動系・固定系の両市場の事業者別シェア

- 移動系通信市場(携帯・PHS・BWAサービス)におけるNTTドコモの市場シェアは、40%超。
- 固定系ブロードバンド市場におけるNTT東西の市場シェアは、50%超。

携帯電話・PHS・BWAの契約数の事業者別シェアの推移



固定系ブロードバンドサービス契約数の事業者別シェアの推移



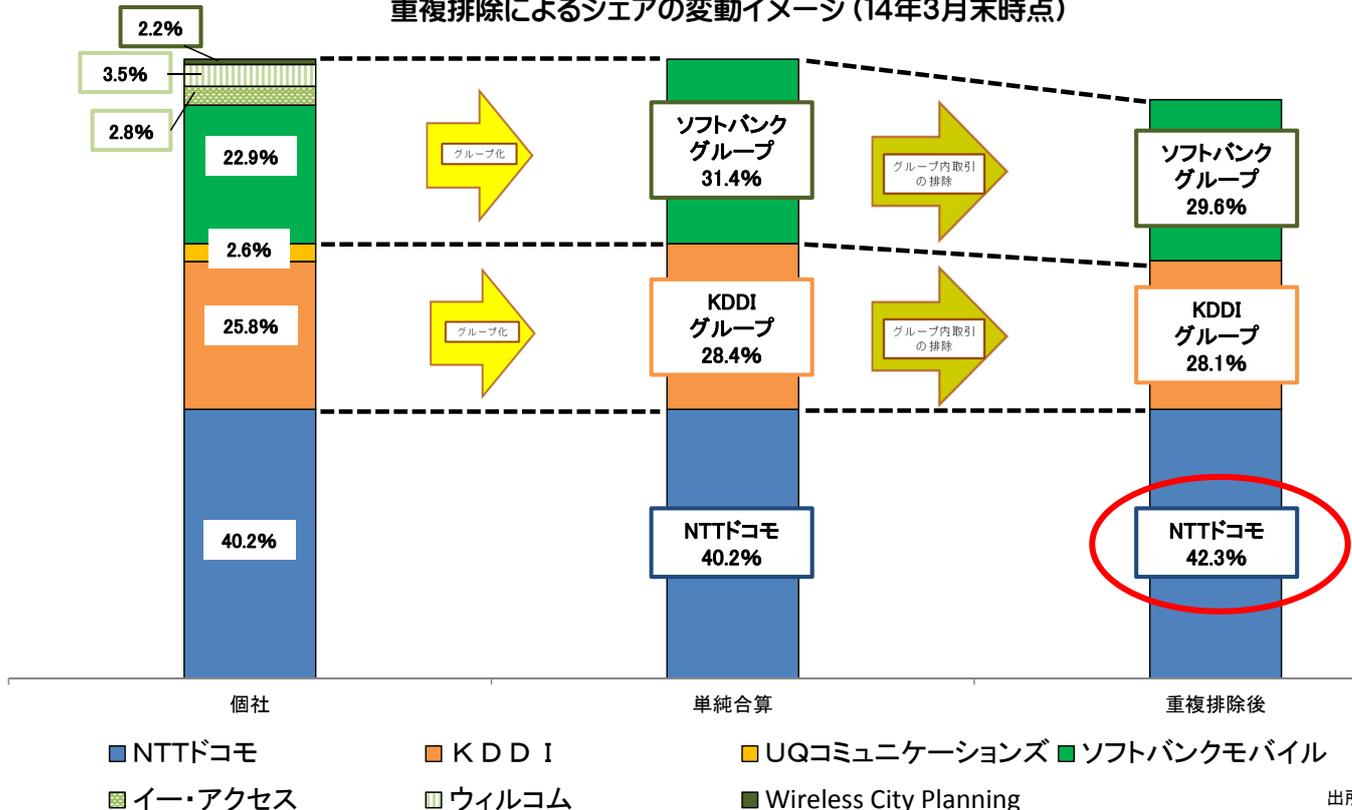
注1：四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。 注2：08年3月末までのNTTドコモにはPHS契約数が含まれている。 注3：11年3月末までは社団法人電気通信事業者協会資料による。

【出典：総務省作成資料】

1-(9) グループ内取引の重複排除後のサービスシェア

- 移動系通信市場全体において個社別の契約数を単純合算した場合、NTTドコモのシェアは40.2%。
- 他方、KDDI、ソフトバンク各グループのグループ会社内の取引について、それらの契約数の重複を排除するとシェアが変動し、NTTドコモのシェアは42.3%。

重複排除によるシェアの変動イメージ (14年3月末時点)

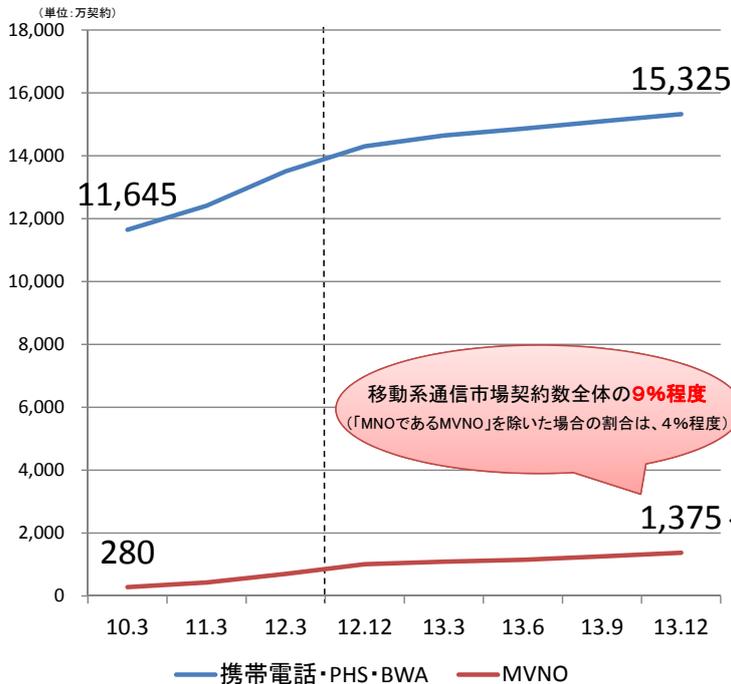


出所：総務省資料

1- (10) MVNO市場の構造

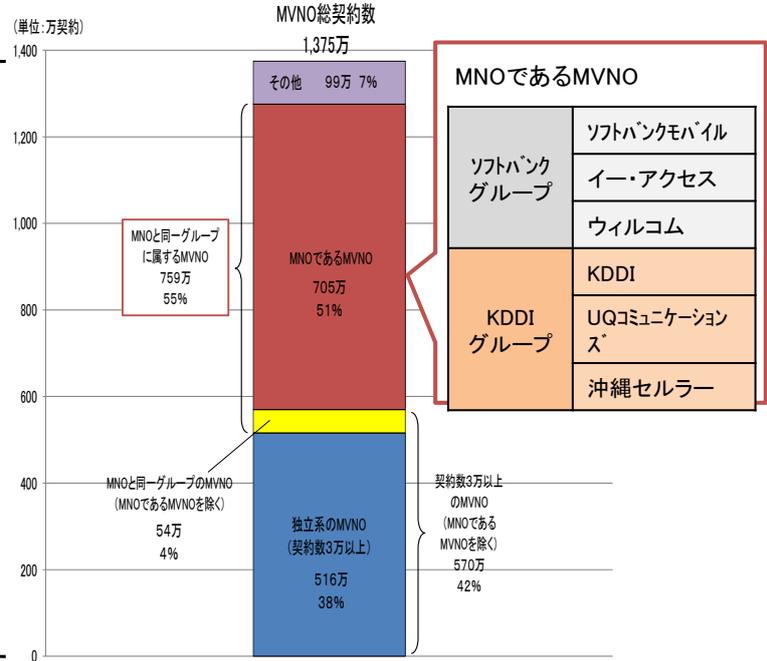
- 移動系通信市場(携帯・PHS・BWA)の中で、MVNO契約数(1,375万)の占める割合は9%程度。
※「MNOであるMVNO」を除いた場合の割合は4%、669万。
- ただし、MVNO市場における契約の55%は、主要3社のグループ内取引である。

移動系通信市場におけるMVNO契約数の占める割合



出所:総務省資料

MVNO契約数の内訳



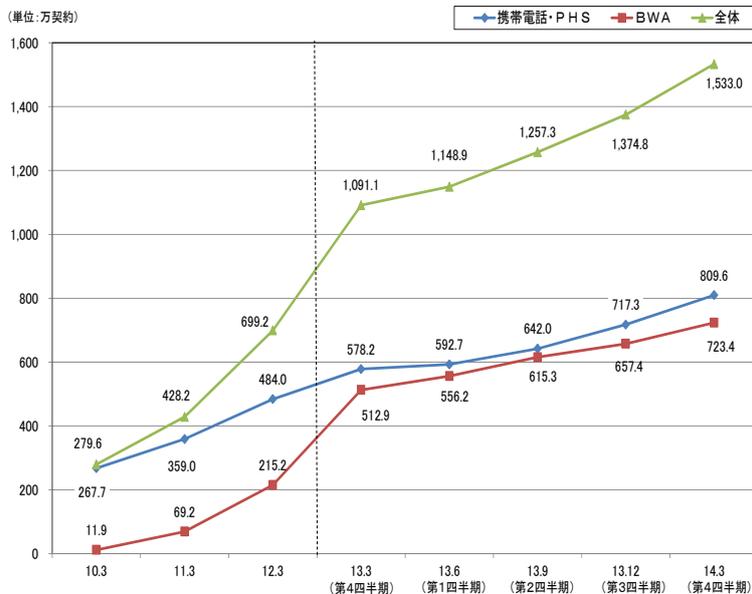
出所:総務省資料

1- (11) MVNOサービスの契約数と移動系通信市場に占める割合

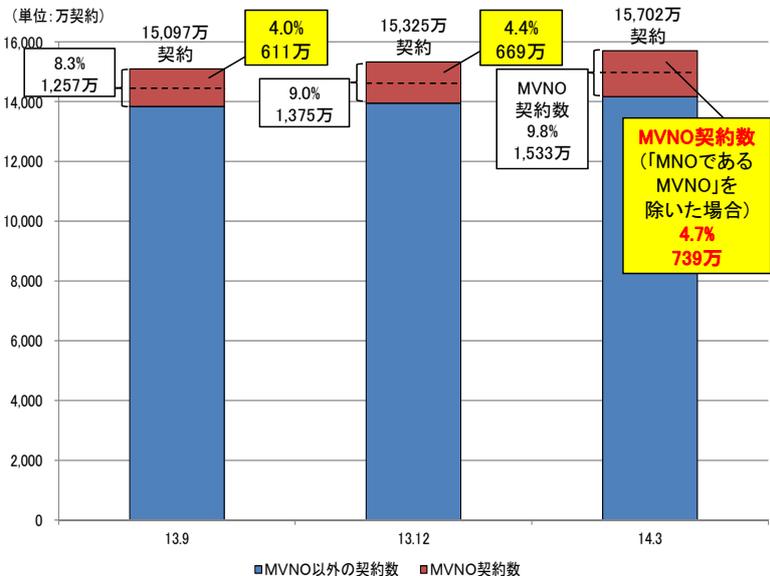
2014年3月期の動向

- MVNOサービス全体の契約数(携帯電話・PHS・BWAの契約数の内数)については、1,533万(前期比+11.5%、前年同期比+40.5%)となっている。
- 携帯電話・PHSに係るMVNOの契約数(携帯電話・PHS契約数の内数)は810万(前期比+12.9%、前年同期比+40.0%)、BWAに係るMVNOの契約数(BWA契約数の内数)は723万(前期比+10.0%、前年同期比+41.1%)となっている。
- MVNOサービスのシェアについては、MNOであるMVNOが51.8%(前期比+0.5ポイント)、契約数が3万以上であるMVNO(MNOを除く)が44.6%(前期比+0.1ポイント)となっている。
- MVNOサービスの事業者数は163社(前期比+2社)となっている。

契約数の推移



移動系通信市場におけるMVNO契約数の占める割合



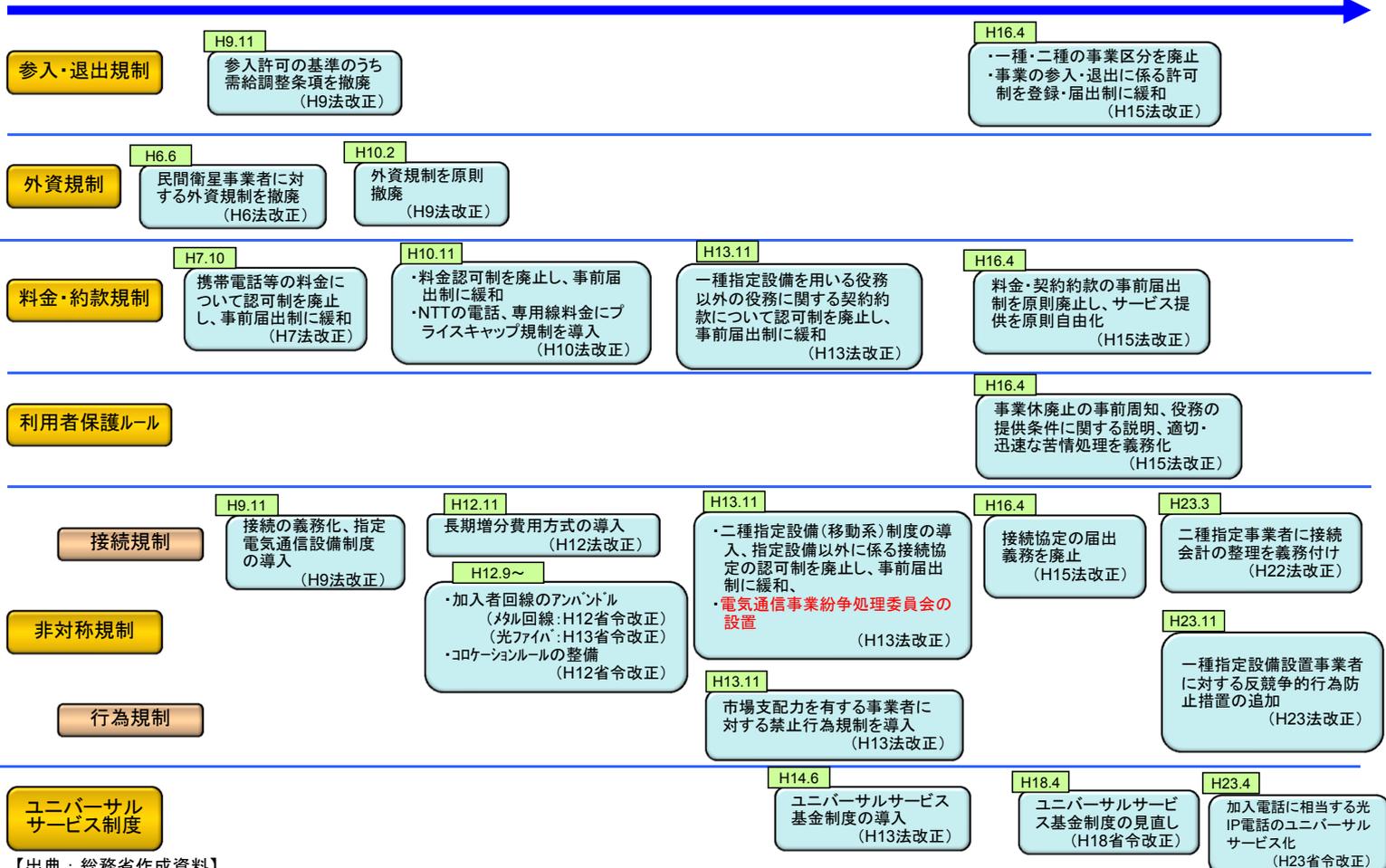
【出典:総務省作成資料】

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 電気通信事業に関する規律の変遷
- (2) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (3) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (4) 指定電気通信設備の範囲
 - 【参考】第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)
 - 【参考】第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)
 - 【参考】第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインの策定
- (5) 電気通信事業分野における接続
- (6) 接続義務・接続拒否事由
- (7) NTT東西の接続料の算定方式
- (8) 加入者光ファイバの接続料
 - 【参考】シェアドアクセス方式における「芯線単位接続料」
- (9) 加入者光ファイバ接続料の推移
- (10) モバイル接続料の推移
 - 【参考】レイヤ2接続とレイヤ3接続
- (11) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (12) 現行のNTT法の枠組み
- (13) MVNO事業化ガイドラインの概要
- (14) SIMロック解除に関するガイドラインの概要
 - 【参考】SIMロック解除の動向
- (15) 卸電気通信役務と接続の違い
- (16) 「サービス卸」に関する新しい制度的な仕組み
 - 【参考】NTT東西による光回線の卸売り(サービス卸)

2-(1) 電気通信事業に関する規律の変遷

(年月は施行時点)



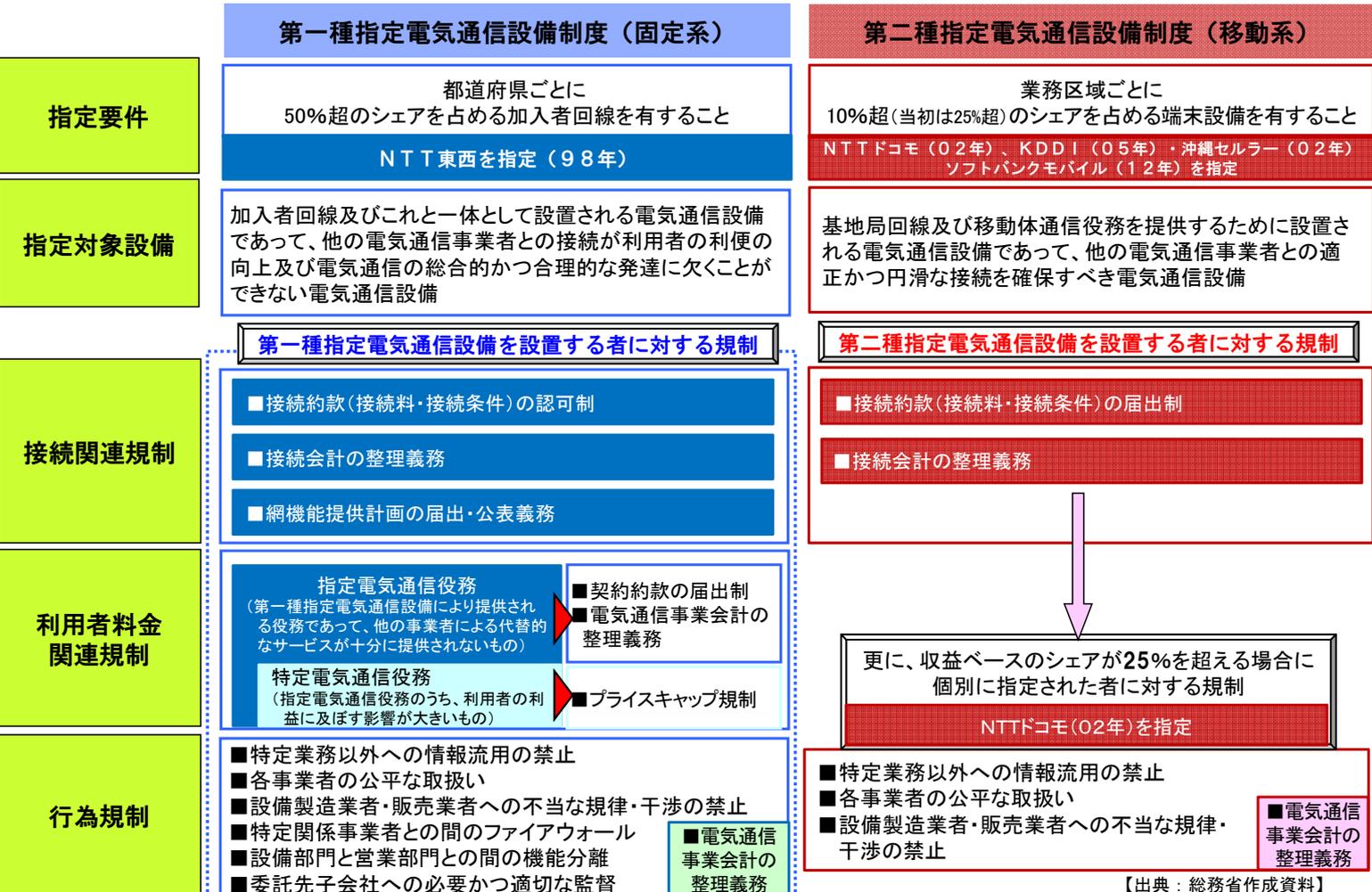
【出典：総務省作成資料】

2-(2) 現行の電気通信事業法による規律の概要

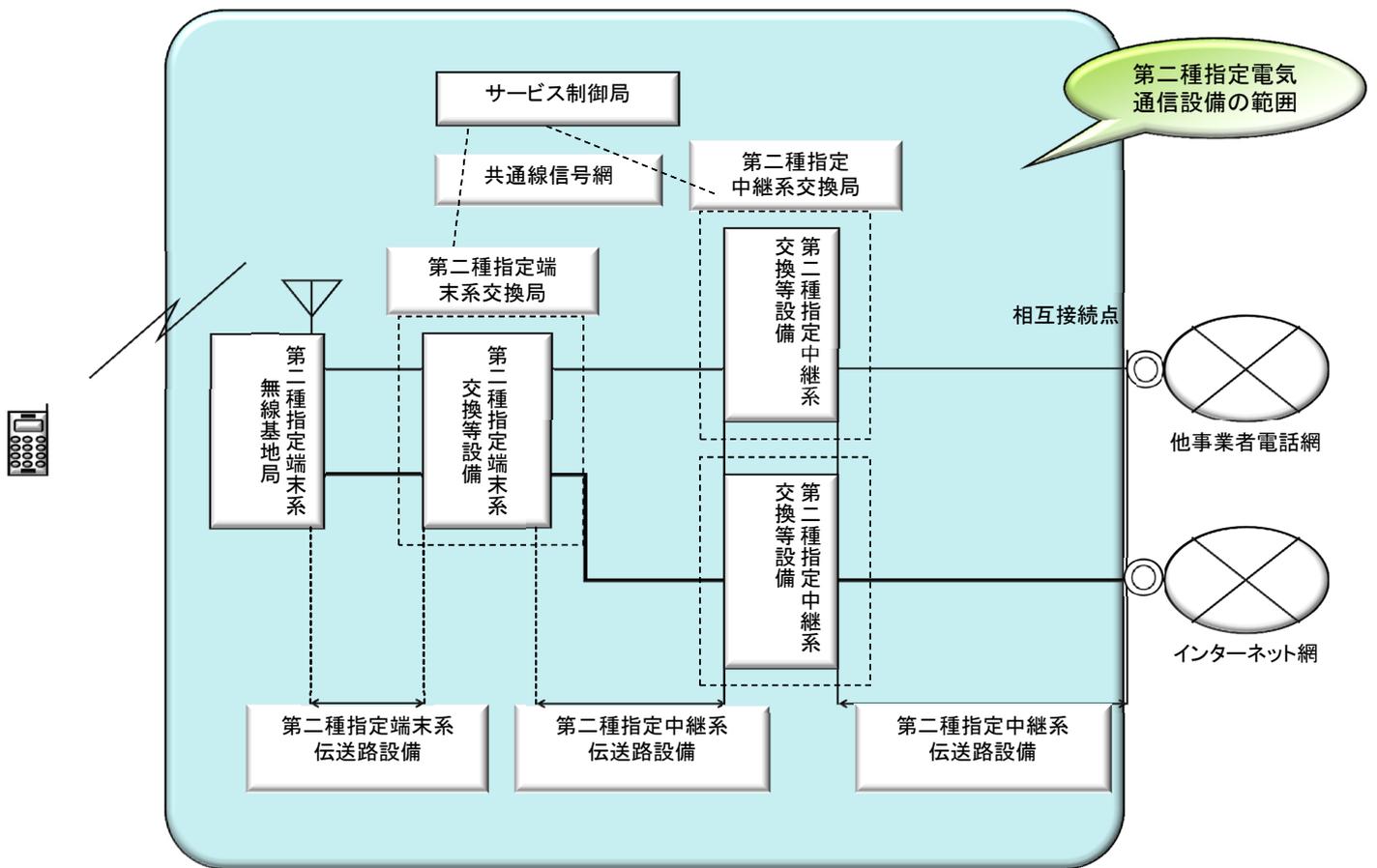
電気通信事業者		第一種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制	【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)		
料金・約款規制	原則として自由		
	【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出		
利用者保護	【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出		
		【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)	
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	
	行為規制	なし	・接続約款の届出、公表 ・接続会計の整理 【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左
ユニバーサルサービス制度	【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

(※1) 指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN、オフトーク等
 (※2) 特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等
 【出典：総務省作成資料をもとに作成】

2-(3) 指定電気通信設備制度の枠組み



【参考】 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【出典：新しい競争ルールの中在り方に関する作業部会(第1回)(H18.12.15)資料をもとに作成】

【参考】 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインの策定

- ◆ 接続ルール答申を受け、第二種指定電気通信設備との接続について、接続料の算定方法に係る考え方を明確化するとともに、アンバンドルの仕組み(通信プラットフォーム機能も対象)を設けるため、平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- ◆ ガイドラインは、二種指定事業者を対象としているが、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当としている。

I. 接続料の算定方法

1. 適正な原価の算定方法



◆ 営業費は、設備への帰属が認められる一部を除いてすべて控除

2. 適正な利潤の算定方法

$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

◆ 各項目について、一種指定制度と同様の算定式や考え方を明示

3. 需要の算定方法 (適正な原価+適正な利潤) ÷ 需要 ≧ 接続料

音声の需要 ・通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮した**総通信時間**

データの需要 ・ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される**総帯域幅**

4. 総務省に提出する算定根拠の様式を規定

II. アンバンドルの仕組み

1. プロセスと判断基準



判断基準

- ◆ 技術的に可能か?
- ◆ 過度に経済的負担を与えないか?
- ◆ 必要性・重要性の高いサービスか?
- ◆ 需要の立上げ期にないサービスか?

2. 「注視すべき機能」に該当する機能を規定 (定期的に見直し)

- SMS接続機能
- 携帯電話のEメール転送機能 など8機能

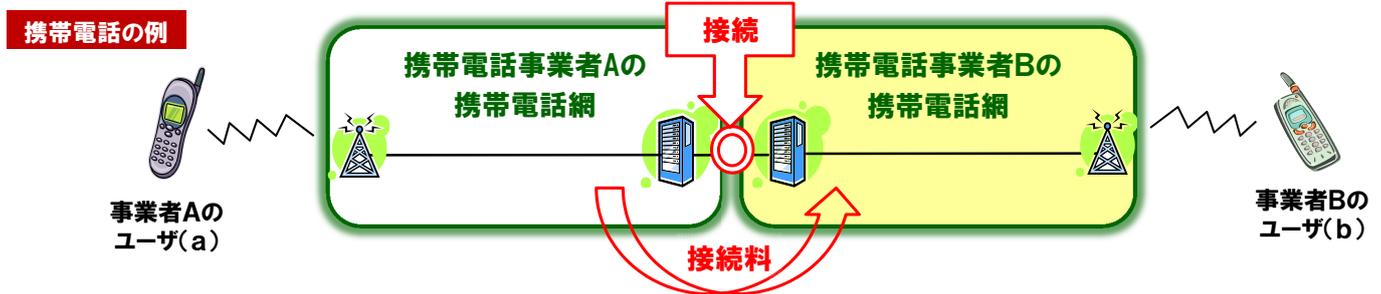
(注) 現在、アンバンドルされている機能は、「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付け

3. 事業者間協議における留意事項を整理

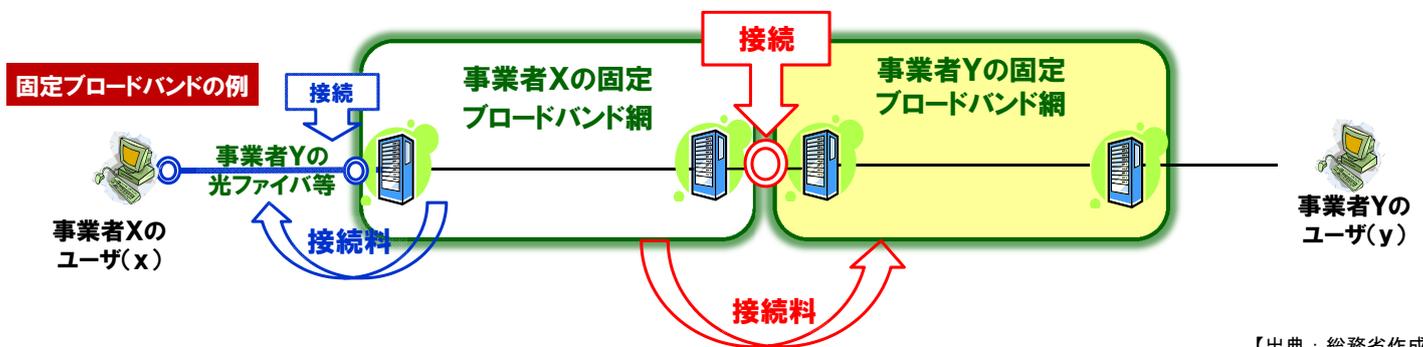
2-(5) 電気通信事業分野における接続

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)

(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の賃借料(接続料)を支払う



(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者Yの固定ブロードバンド網の賃借料(接続料)を支払う(赤字部分)さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線を賃借する(接続料を支払う)ケースもあり(青字部分)



【出典：総務省作成資料】

2-(6) 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならないとされている。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
(法第32条第1号)

- (例)
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適切な品質の保持が困難となる時(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
(法第32条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき
(法第32条第3号)

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条2号)

- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

2-(7) NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式	算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC方式)	<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された最も効率的なネットワークモデル(LRICモデル)に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機能、中継交換機能 等)
実際費用方式	将来原価方式 <ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> NGN (收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能) 加入者回線(光ファイバ)
	実績原価方式 <ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績との乖離分については「調整額」として次期接続料原価に算入 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(銅線) 中継光ファイバ回線 専用線 公衆電話 等
小売マイナス方式 (キャリアズレート)	<ul style="list-style-type: none"> 小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

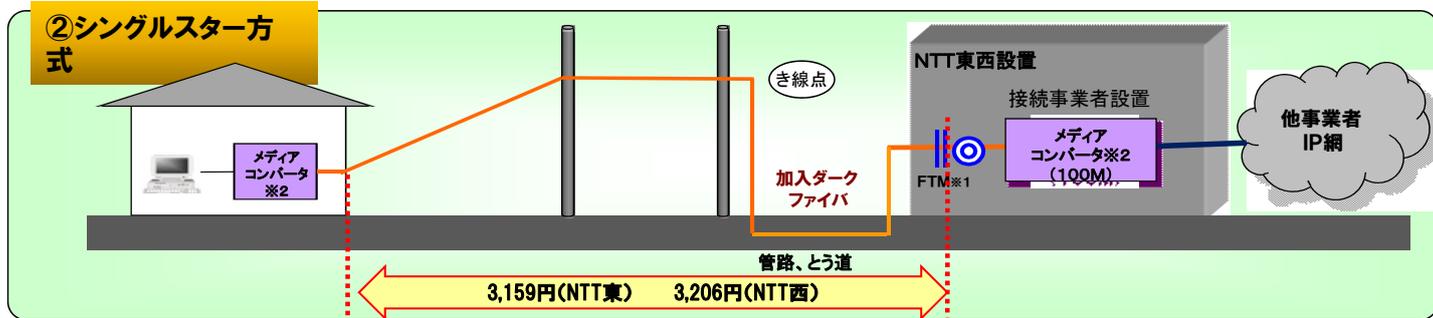
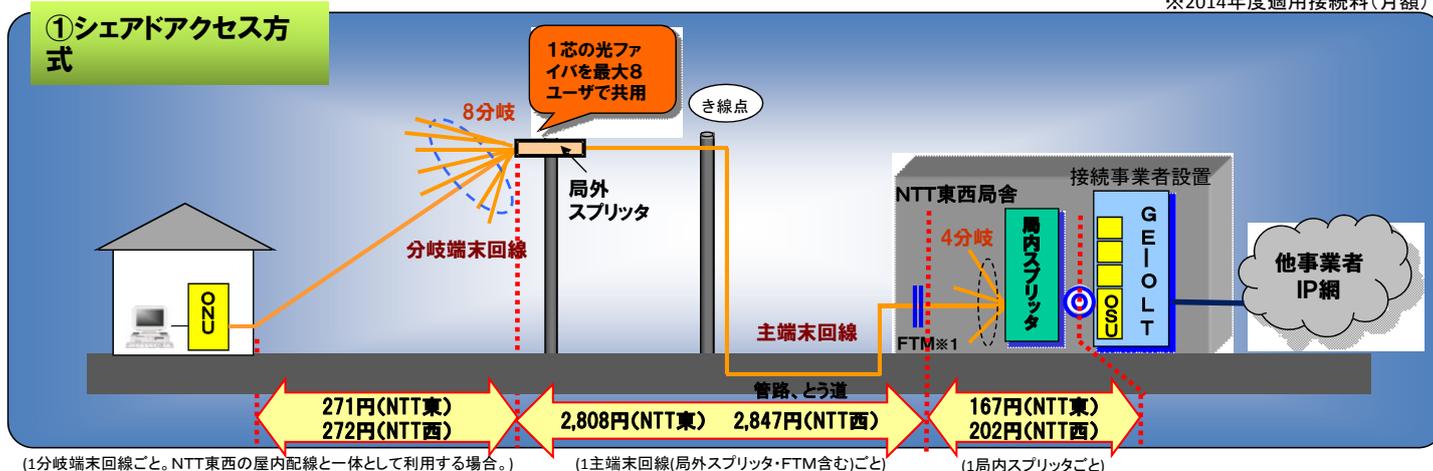
【出典：情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第22回)(H27.2.19)資料】

2-(8) 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供されている。

- ①戸建て向け(シェアドアクセス方式、局外スプリッタにおいて8分岐し、分岐端末回線と接続する方式)
- ②集合住宅向け(シングルスター方式、加入ダークファイバに接続する方式)

※2014年度適用接続料(月額)



【出典：総務省作成資料】

(1端末回線(FTM含む)ごと)

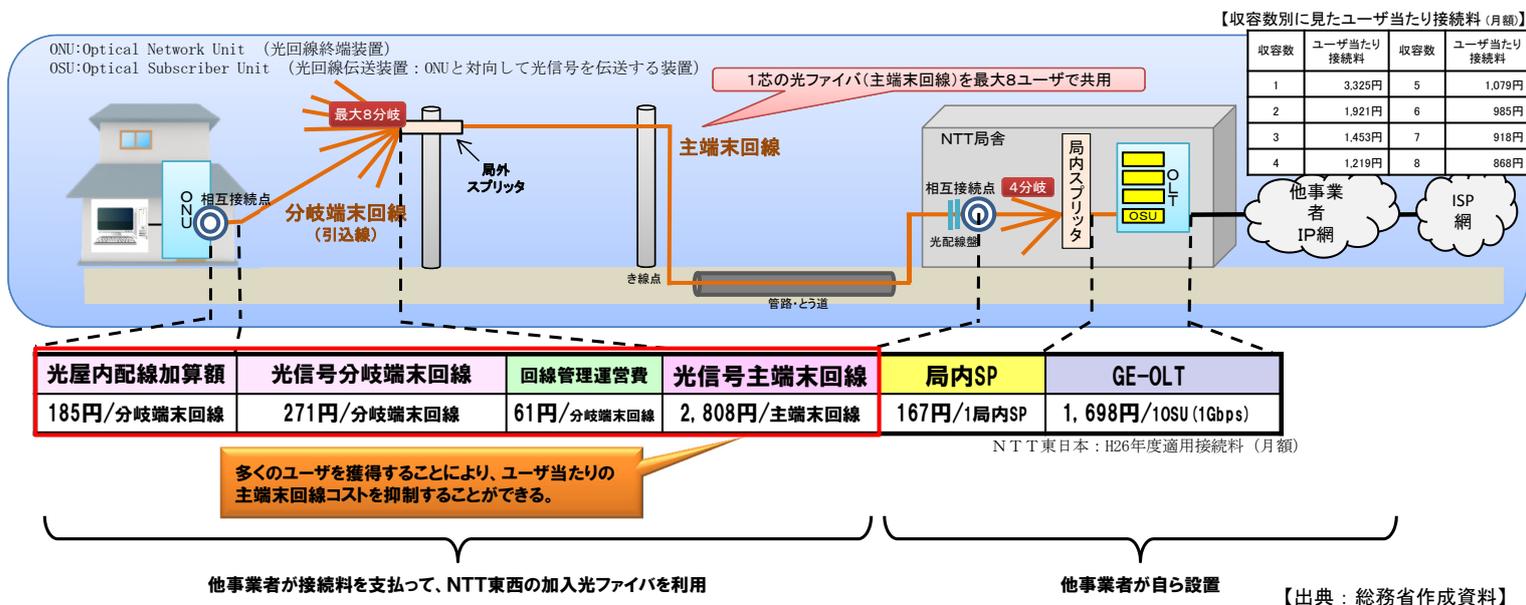
※1 加入者光ファイバー終端モジュール ※2 光信号と電気信号を変換する装置。

【参考】シェアドアクセス方式における「芯線単位接続料」

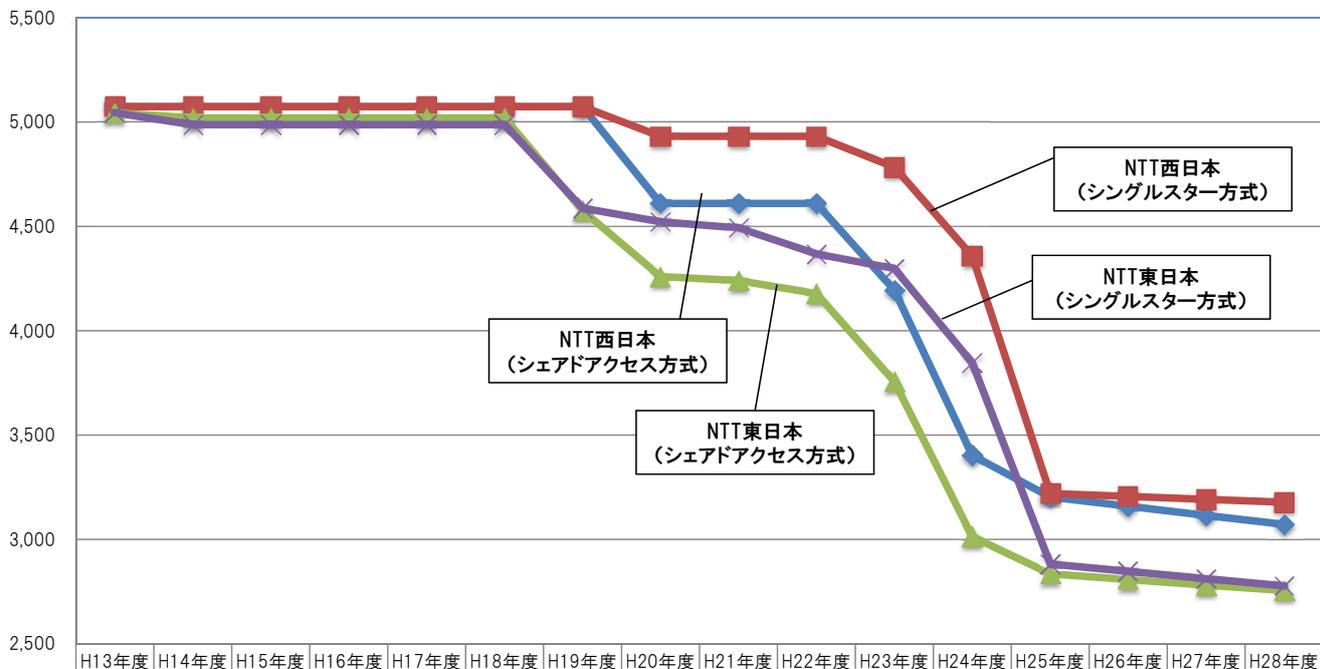
- NTT東西のシェアドアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、**NTT局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専有することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要になる。**

※ 設備効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

- このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、専用する設備の需要量に応じて、すなわち、**主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定している(「芯線単位接続料」)。**



2-(9) 加入光ファイバ接続料の推移

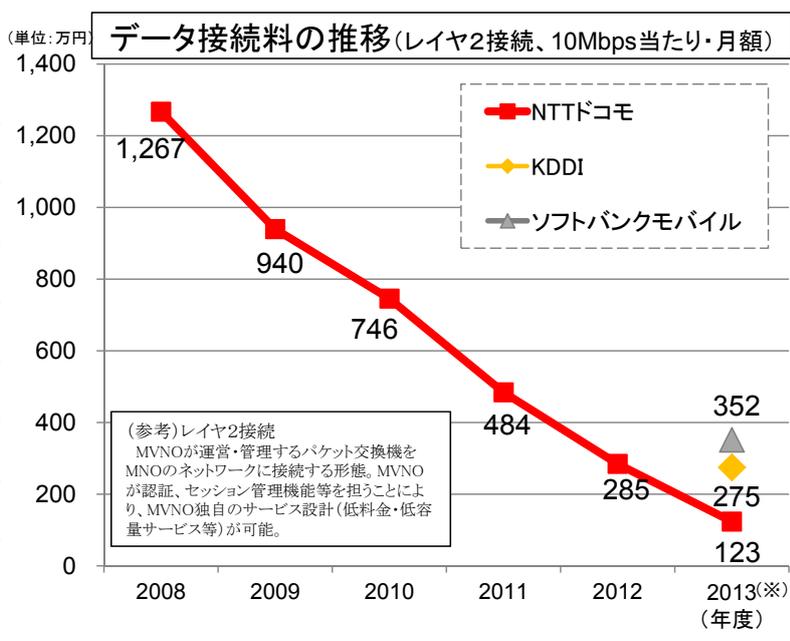
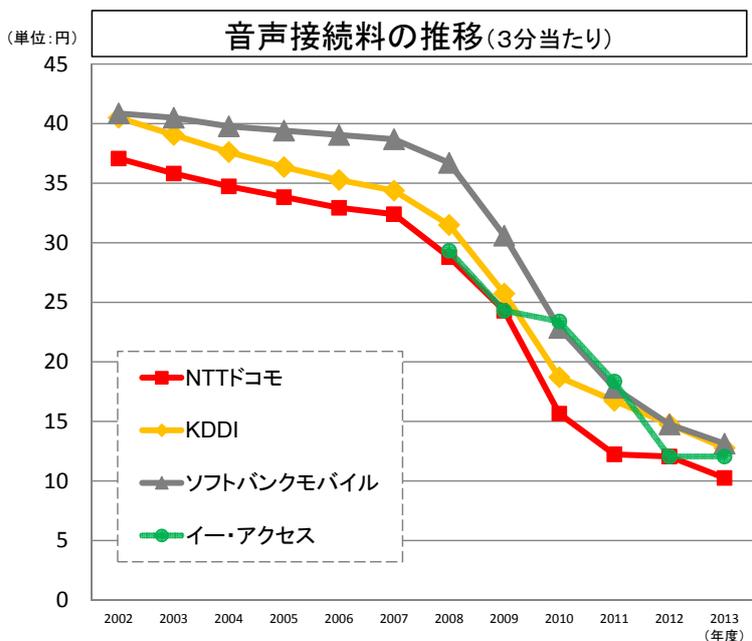


※1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(01年度~07年度)又は3年間(08年度~10年度)、(11年度~13年度)、(14年度~16年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。

※2 シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(06年度までは将来原価方式、07年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

【出典: 総務省作成資料】

2- (10) モバイル接続料の推移



(単位:円) 区域内	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013(年度)
NTTドコモ	37.08	35.82	34.74	33.84	32.94	32.4	28.8	24.3	15.66	12.24	12.06	10.26
KDDI	40.5	39.06	37.62	36.36	35.28	34.38	31.5	25.74	18.72	16.74	14.76	12.78
SBM	40.86	40.5	39.78	39.42	39.06	38.7	36.72	30.6	22.86	17.82	14.76	13.14
イー・アクセス※	-	-	-	-	-	-	29.34	24.3	23.4	18.36	12.06	12.06

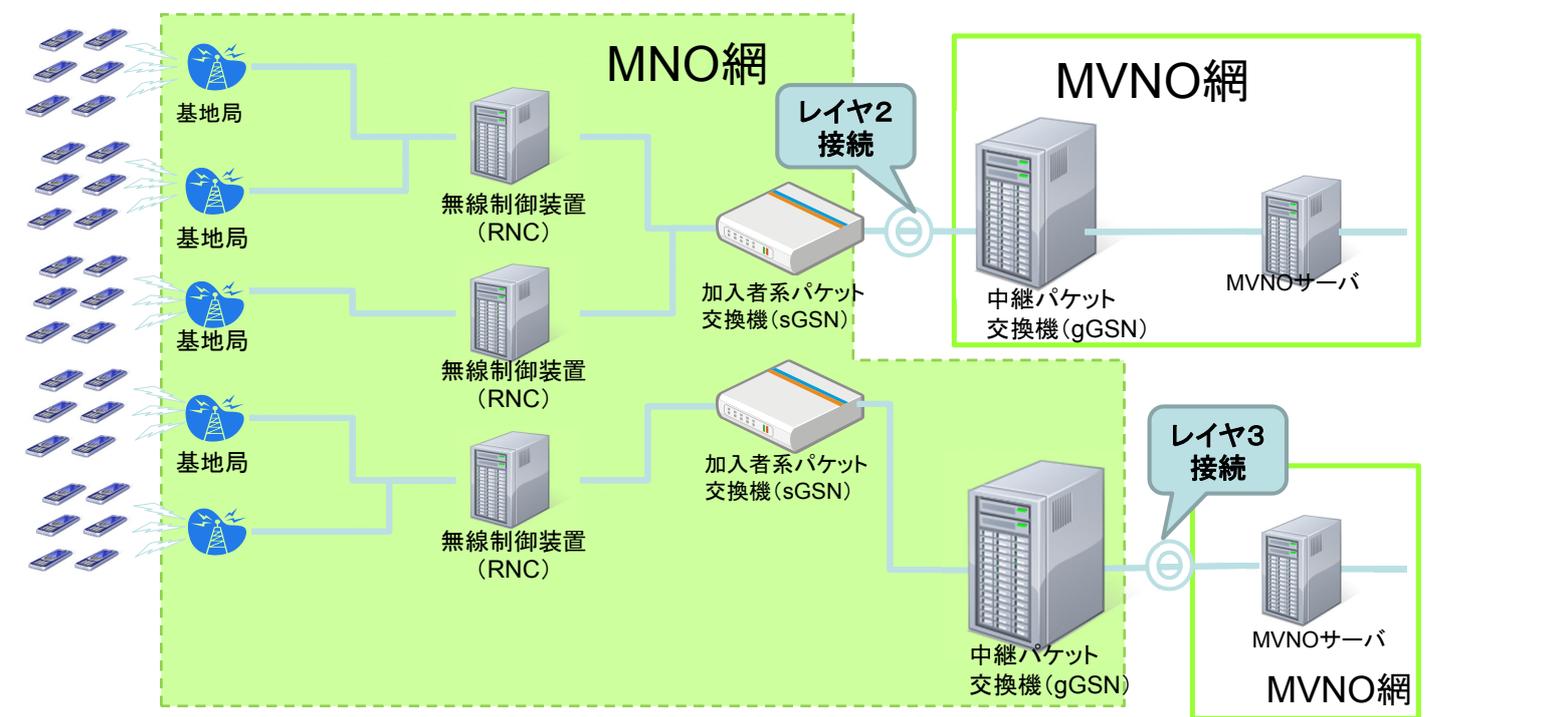
(単位:円)	2008	2009	2010	2011	2012	2013(年度)
NTTドコモ(レイヤ2)	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911
KDDI(レイヤ2)	-	-	-	-	-	2,751,142
SBM(レイヤ2)	-	-	-	-	-	3,517,286

(※)前年度実績値に基づく接続料。なお、2014年3月、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正により、2013年度適用接続料より、データ接続料の算定に用いる入力値を「前年度実績値」から「当年度実績値」に変更。各社の当年度実績値に基づく2013年度適用接続料(2014年度末頃、届出見込み)は、更なる低廉化が見込まれる。

【出典：総務省作成資料】

【参考】レイヤ2接続とレイヤ3接続

- レイヤ2接続とレイヤ3接続の違いは、「中継パケット交換機」をMNOとMVNOのどちらが管理・運営しているかの違い(レイヤ2接続:MVNOが管理・運営、レイヤ3接続:MNOが管理・運営)。
- 中継パケット交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担っており、レイヤ2接続では、これをMVNOが管理・運営するため、MVNOのサービス設計の自由度が高くなる。



【出典：総務省作成資料】

2-(11) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

(※) 第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者(NTT東日本、NTT西日本を指定)
第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定(NTTドコモを指定)

○ 禁止行為の3類型とその具体例

【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	【具体例】 ○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
【法第30条第3項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与	【具体例】 ① 優先接続(マイライン)等における利用者登録作業についての不公平な取扱い ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉	【具体例】 ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第7回)(H19.5.25)資料】

2-(12) 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまなく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

【出典：総務省作成資料】

2- (13) MVNO事業化ガイドラインの概要

- 電波の有限希少制により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNO事業化ガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2007年・2008年・2012年・2013年改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎半年ごとに契約数等の報告が必要

【出典：総務省作成資料】

2- (14) 「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成26年12月22日改正)の概要

改正ガイドラインの策定

「SIMロック解除に関するガイドライン(平成22年6月策定)」について改正案を作成し、平成26年11月1日から同年12月1日までパブリックコメントを実施。これらの意見を踏まえて、平成26年12月22日に改正ガイドラインを公表。

考え方、解除の方法等

- 電気通信事業者が正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることを明示。
- SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末(いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSBモデム)。
- SIMロック解除の手続は、可能な場合はインターネット経由や電話による手続を行うなど、迅速かつ容易な方法によって、無料で行うことが原則※。

※ ただし、端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の措置を講じることは可能。

事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続を定めた運用方針を予め定め公表。

留意すべき事項

事業者が留意すべき事項として、①利用者に説明すべき事項及びその方法、②SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化、③技術基準適合性の確認等について規定。

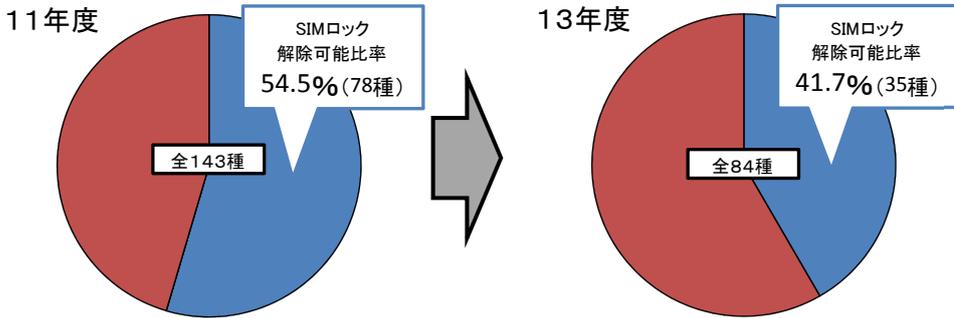
ガイドラインの適用等

- ガイドラインは、平成27年5月1日以降新たに発売される端末に適用。
- 総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じてガイドラインを見直すとともに、所要の対応を実施。

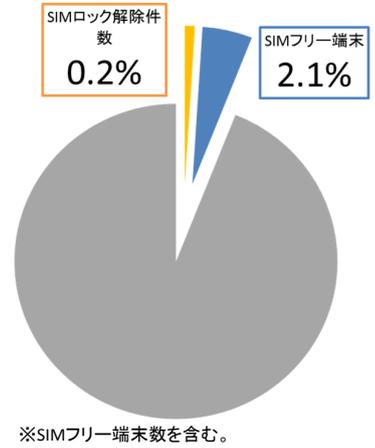
【参考】SIMロック解除の動向

過去3年間で携帯電話事業者4者の端末のラインナップが143種から84種へと少なくなるのに伴い、SIMロック解除可能な端末の比率も55%から42%へ減少。

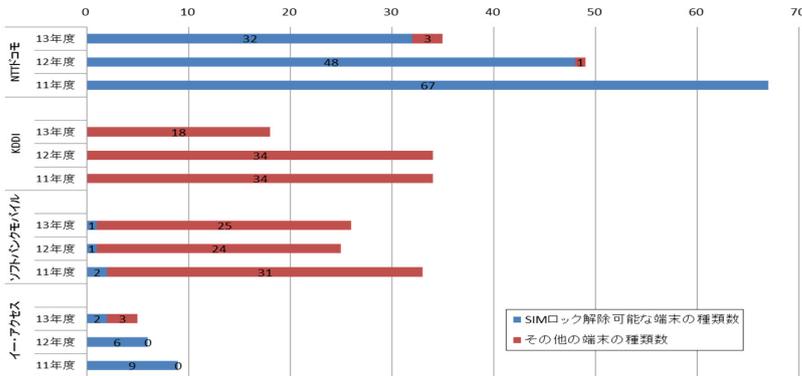
SIMロック解除可能な端末の比率 (携帯4社全体)



携帯電話契約数(2014年3月末)におけるSIMロック解除件数※比率



【参考】SIMロック解除可能な端末の種類数(各社別)



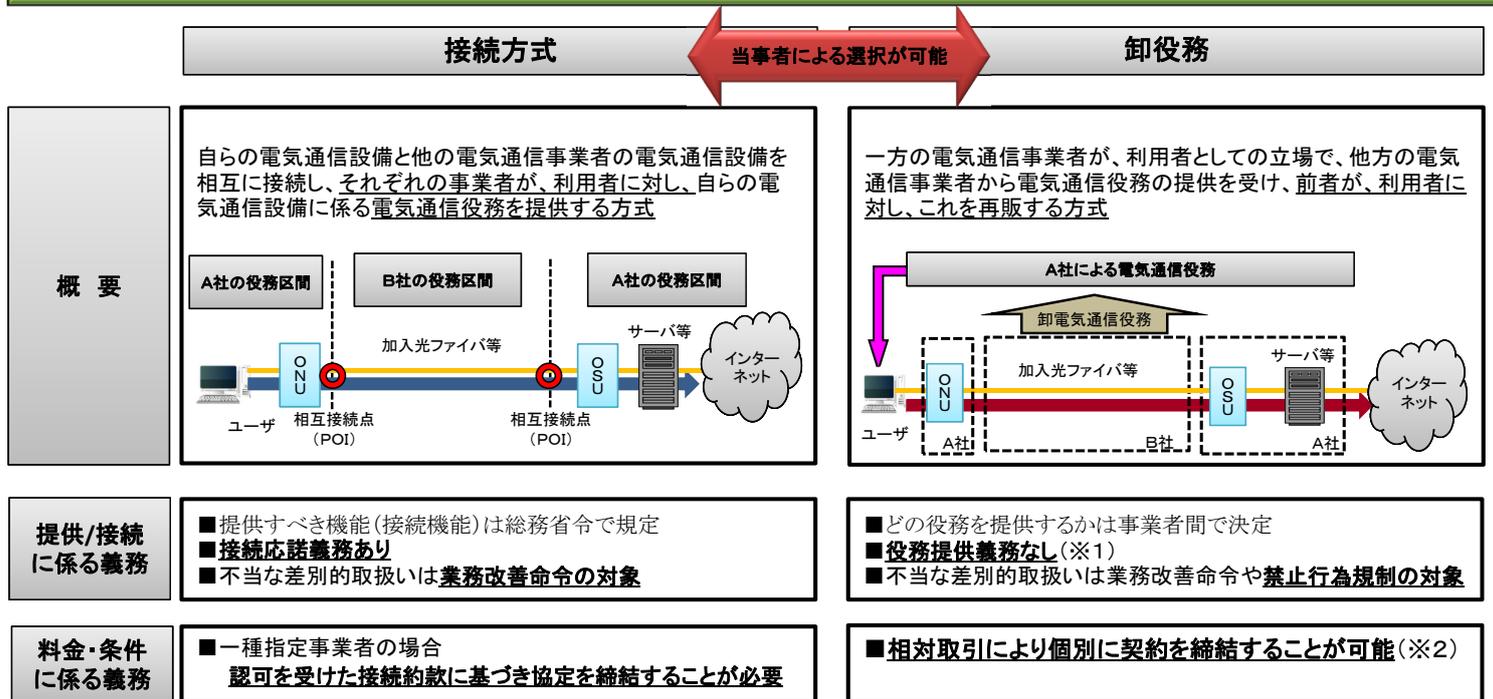
出所:競争評価2013事業者アンケート

出所:総務省資料

【出典:総務省作成資料】

2-(15) 卸電気通信役務と接続の違い

- 卸電気通信役務(卸役務)は加入光ファイバの利用形態としては、電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかの方式を当事者が任意に選択可能。
- 「接続」を利用する方式の場合、接続事業者は、総務大臣の認可を受けた接続約款に基づき、一律に適用される接続料・接続条件で接続協定を締結することが可能。他方、それ以外の接続料・接続条件では接続協定を締結できない。
- 「卸役務」を利用する方式の場合、事業者間で個別に設定した料金等により、柔軟にネットワークの提供を受けることが可能。



※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、卸役務が指定電気通信役務に該当する場合、保障契約約款の事前届出が必要(電気通信事業法第20条)。

【出典:総務省作成資料】

「サービス卸」の料金その他の提供条件について、公平性、適正性及び透明性の確保の観点等から、現行法での規律に加え、新しい制度的な仕組みを講ずることとする。

1. 公平性、適正性及び透明性を確保するための措置

- (1) NTT東西が、公正競争への影響が大きい卸役務を行う際、以下の制度的措置を講ずる。
 (公正競争への影響が大きいことが想定される**主要事業者**に対して)個別契約を締結する場合、当該**個別契約の事後届出制を導入**
 ※ ただし、卸役務に係る約款を事前に届出・公表する場合は、上記個別契約の届出は不要とする措置を講ずる
- (2) (1)による届出を受けた後、総務省においてその内容を整理し、必要に応じ、NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した**競争事業者**から**意見聴取**を行うとともに、届出を受けた内容について、**審議会に報告**を行いその結果を公表する。

2. 市場の動向等を把握・検証するための措置

- (1) NTT東西は、都道府県別の「サービス卸」の利用実態について総務省に報告を行い、総務省は、これに基づき、「サービス卸」に係る**市場動向**を分析し、定期的に公表。
- (2) 総務省は、このたび行う制度的な措置について、必要に応じ、**3年後を目途に検証**することとする。

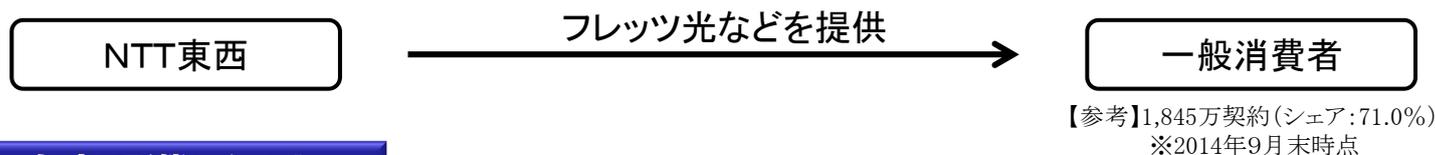
3. 現行法の業務改善命令や禁止行為規制等の解釈指針(ガイドライン)の策定

「サービス卸」に関する現行法の適用関係を明確化する(現行法上、問題となり得る行為を例示する)ことにより、公正な競争環境を整備するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、「サービス卸」に関するガイドラインを平成27年2月27日に策定。

【出典：総務省作成資料】

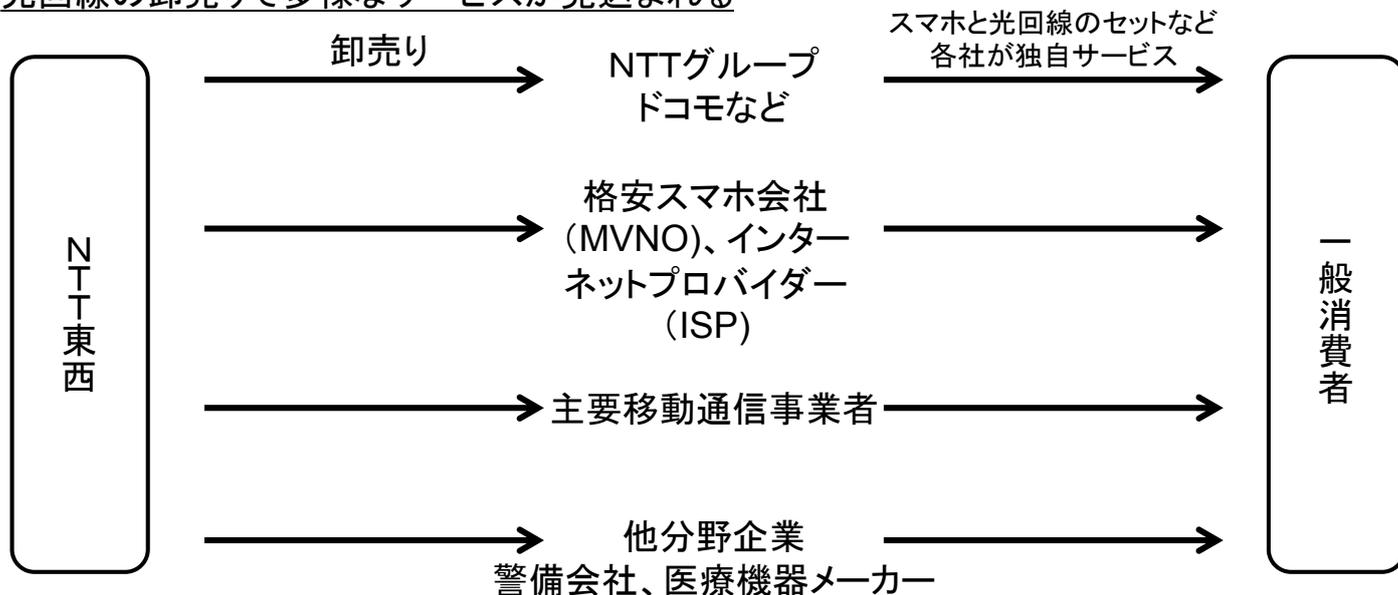
【参考】 NTT東西による光回線の卸売り(サービス卸)

現在 (NTT東西による直接販売)



卸売り形態になると

→光回線の卸売りで多様なサービスが見込まれる

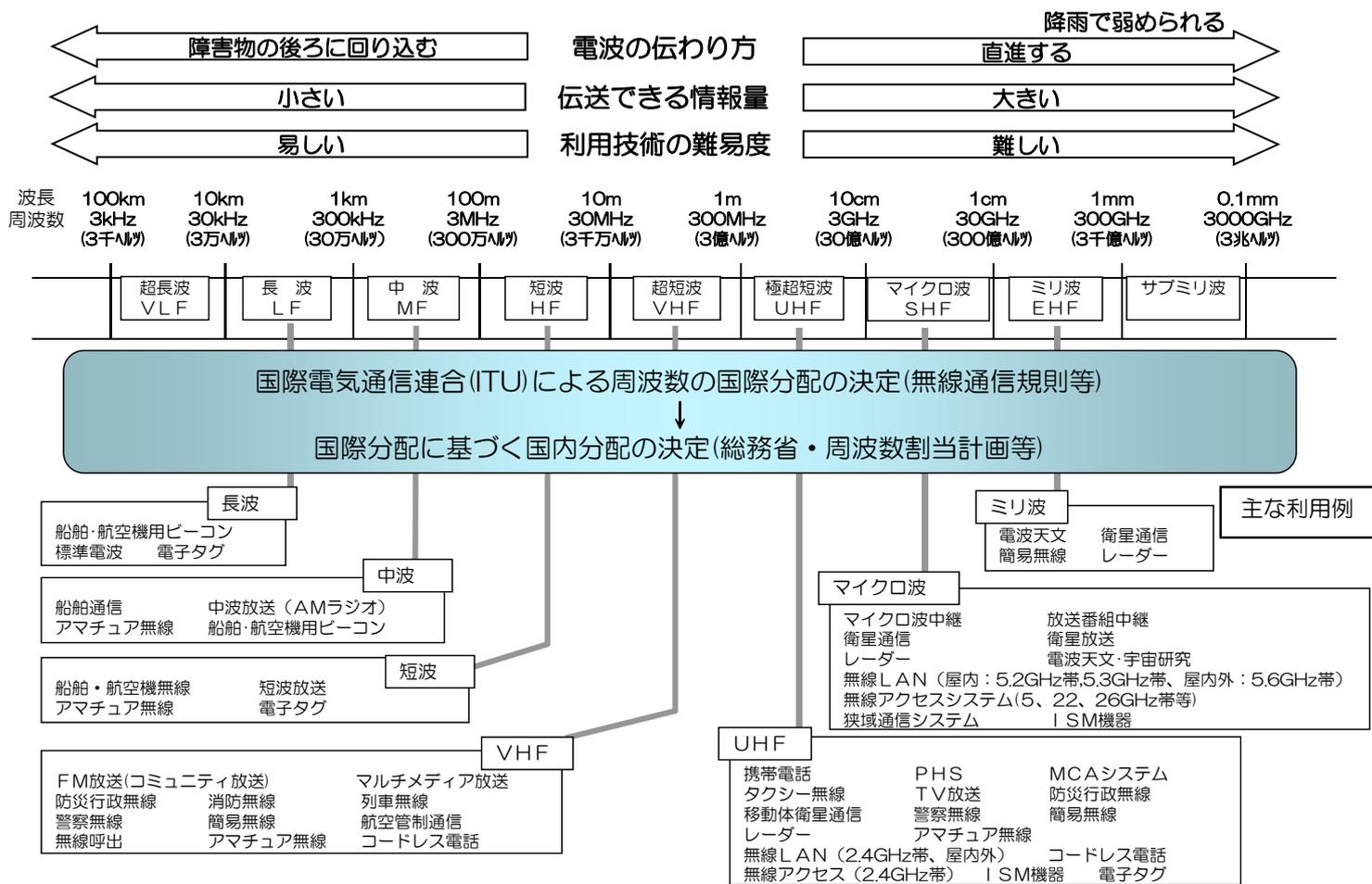


【出典：総務省作成資料】

3 電波利用の動向

- (1) 我が国の電波の使用状況
- (2) 電波の利用形態
- (3) 携帯電話等の発展
- (4) 第5世代移動通信システム推進ロードマップ

3- (1) 我が国の電波の使用状況



3- (2) 電波の利用形態

周波数	3kHz (3千Hz)	30kHz (3万Hz)	300kHz (30万Hz)	3MHz (300万Hz)	30MHz (3千万Hz)	300MHz (3億Hz)	3GHz (30億Hz)	30GHz (300億Hz)	300GHz (3千億Hz)	3000GHz (3兆Hz)
波長	100km	10km	1km	100m	10m	1m	10cm	1cm	1mm	0.1mm
	超長波 VLF	長波 LF	中波 MF	短波 HF	超短波 VHF	極超短波 UHF	マイクロ波 SHF	ミリ波 EHF	サブ ミリ波	赤外線 可視光 紫外線

主な利用分野	船舶・航空機用ビーム標準電波	船舶通信 AMラジオ 航空機用ビーム	船舶・航空機無線アマチュア無線 短波放送	防災行政無線 消防・警察無線 航空管制通信 FM放送	携帯電話・PHS 広帯域移動無線 アクセスシステム 無線LAN 地上デジタル放送 衛星測位、衛星通信	携帯電話 無線LAN 衛星通信 衛星放送	衛星通信 衝突防止レーダー(車)	環境計測 (センシング)
--------	----------------	--------------------	----------------------	----------------------------	--	----------------------	------------------	--------------

[携帯電話等への割当て状況]



事業者	合計 (周波数幅)	加入者数 (H26.12末)	周波数帯							
			700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.5 GHz帯
NTTドコモ	200MHz	6,527万	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz	40MHz	—	40MHz
KDDI	150MHz	4,238万	20MHz	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	40MHz
UQコミュニケーションズ	50MHz	715万	—	—	—	—	—	—	50MHz	—
ソフトバンクモバイル	130MHz	3,740万	—	—	30MHz	20MHz	—	40MHz	—	40MHz
ワイモバイル※ (旧イー・アクセス)	50MHz	476万	20MHz	—	—	—	30MHz	—	—	—
ワイモバイル※ (旧ウィルコム)	31.2MHz	530万	—	—	—	—	—	31.2MHz	—	—
ワイヤレス・シティ・プランニング	30MHz	774万	—	—	—	—	—	—	30MHz	—

※ イー・アクセスとウィルコムは平成26年6月1日に合併

【出典：総務省作成資料】

3- (3) 携帯電話等の発展

1. 携帯電話

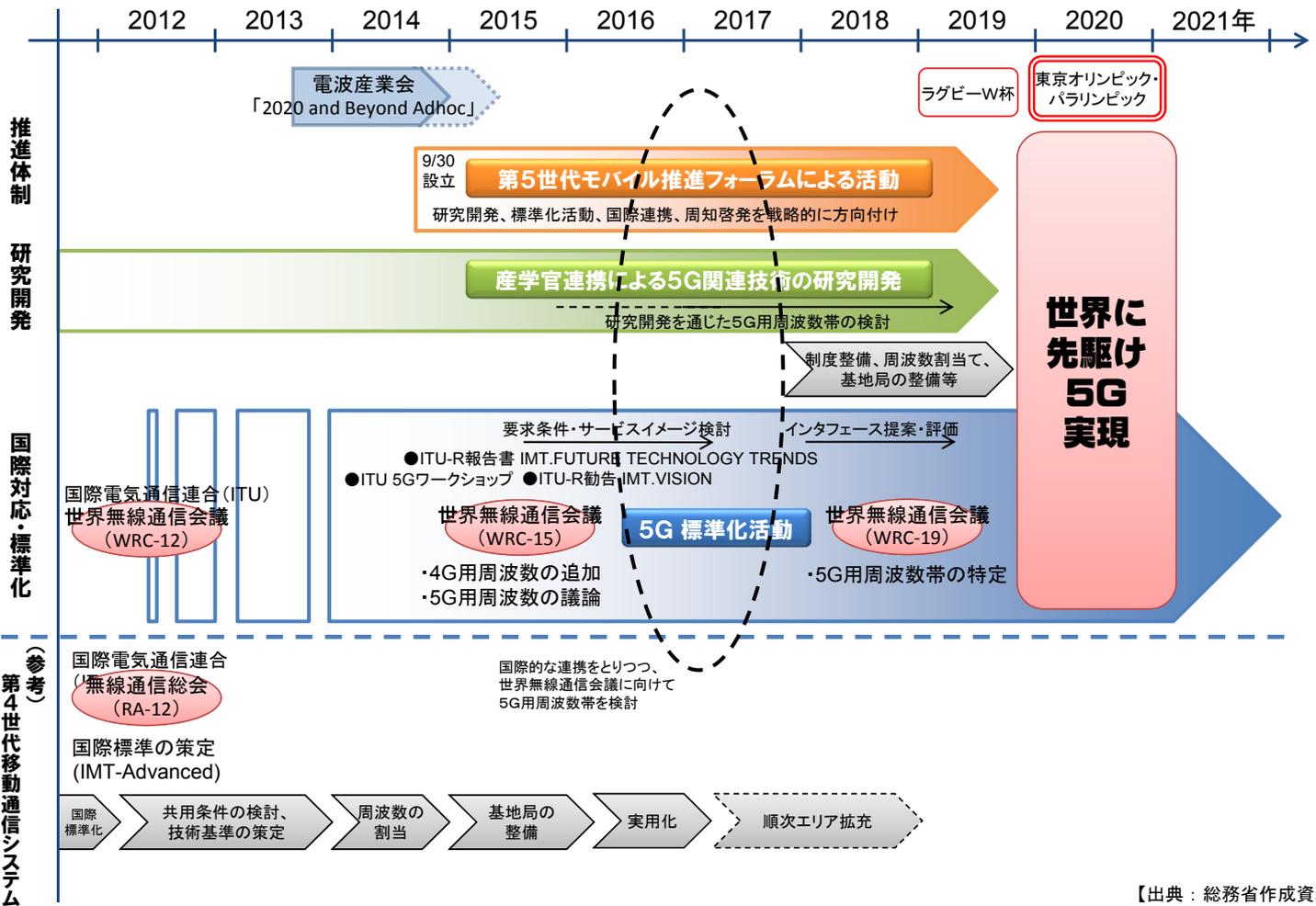
	第1世代 (1980年代)	第2世代 (1993年(平成5年)～)	第3世代(IMT) 3世代 (2001年(平成13年)～)	3.5世代 (2006年(平成18年)～)	3.9世代 (2010年(平成22年)～)	第4世代 (IMT-Advanced) (2015年(平成27年)頃)	
スピード(情報量)		数kbps	384kbps	14Mbps	100Mbps	高速移動時 100Mbps 低速移動時 1Gbps (光ファイバと同等)	
主なサービス	音声	メール インターネット接続	音楽、ゲーム、映像配信			動画	
通信方式	各国毎に別々の方式 (アナログ)	各国毎に別々の方式 (デジタル) PDC(日本) GSM(欧州) cdmaOne(北米)	【世界標準方式(デジタル)】 W-CDMA CDMA2000 HSPA EV-DO			LTE(※) (※)Long Term Evolution	① LTE-Advanced
備考		平成24年7月に終了			900MHz帯 ソフトバンクモバイルへ割当て (平成24.7～サービス開始) 700MHz帯 イー・アクセス、NTTドコモ、 KDDIグループへ割当て (平成27年頃サービス開始)	平成24年1月、国際電 気通信連合(ITU)におい て2方式の標準化が完了 3.5GHz帯 NTTドコモ、KDDIグループ、ソフ トバンクモバイルへ割当て (平成28年頃サービス開始)	

2. その他

無線アクセス 通信方式 スピード(情報量)	【屋外等の比較的広いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】 (※)BWA (Broadband Wireless Access System) 広帯域移動無線アクセスシステム	100Mbps BWA(※) (2009年(平成21年)～) WiMAX、XGP 20～40Mbps 高度化BWA 2011年(平成23年)～ WiMAX2+、AXGP 100Mbps～	② Wireless MAN-Advanced
無線LAN(Wi-Fi)	【家庭内など比較的狭いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】 	11Mbps 54Mbps 300Mbps 1Gbps	超高速 無線LAN

【出典：総務省作成資料】

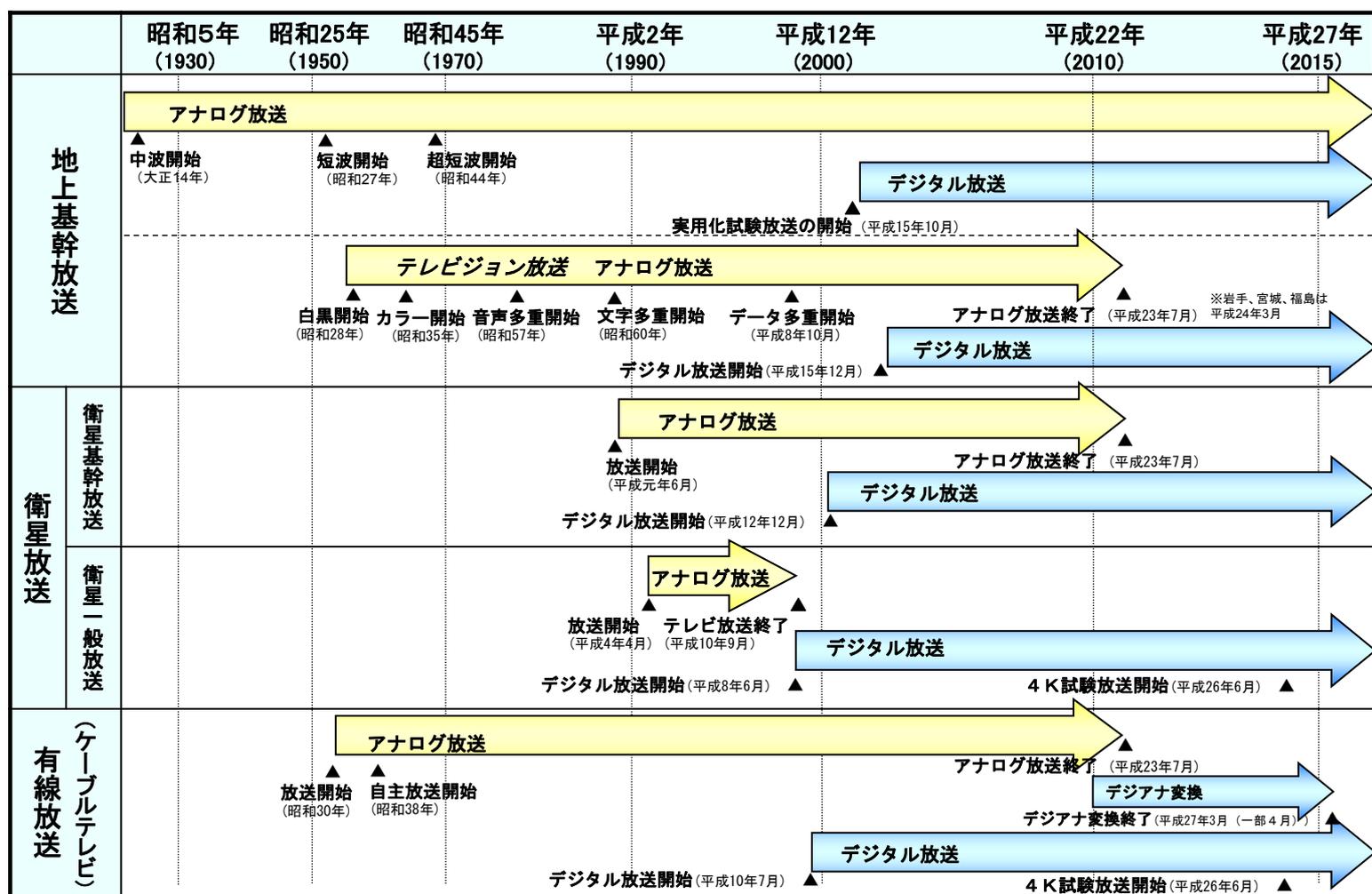
3-(4) 第5世代移動通信システム推進ロードマップ



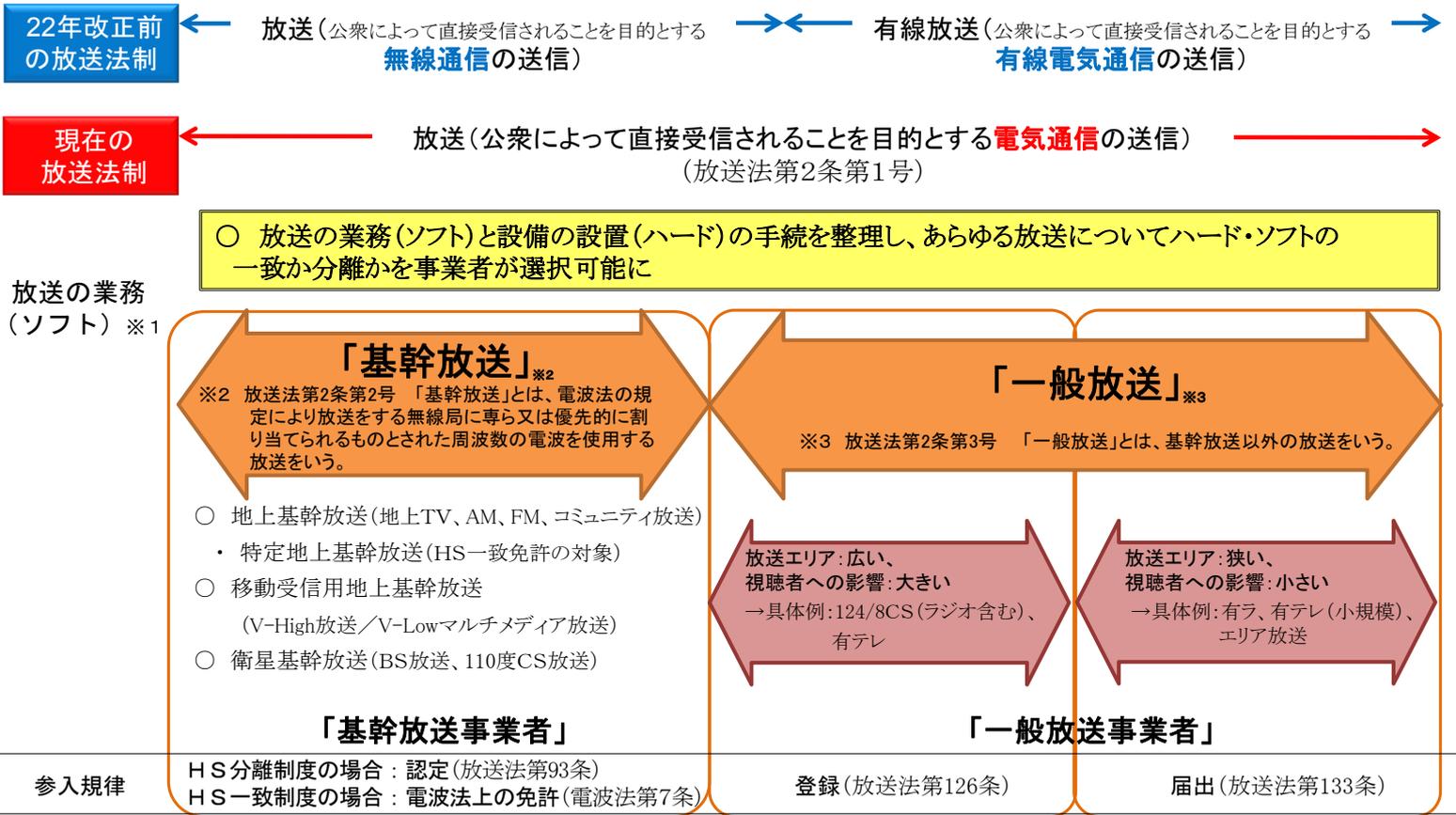
4 放送事業の動向

- (1) 我が国の放送メディアの進展
- (2) 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- (3) 放送対象地域
- (4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)
- (5) 放送メディアの市場規模
- (6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (7) ケーブルテレビ事業者の収支状況
- (8) ケーブルテレビの普及状況
- (9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (10) 区域外再放送の問題
- (11) 再放送同意と大臣裁定
- (12) 再放送同意に係る紛争処理手続きの比較

4-(1) 我が国の放送メディアの進展



4-(2) 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化



※1 ハード・ソフト分離のハード事業者は、「基幹放送局提供事業者」として、電気通信事業法の適用が除外された上で、放送法による特別な役務提供義務が課される。（電気通信事業法第2条、放送法第117条）
【出典：総務省作成資料】

4-(3) 放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第91条第2項第2号）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める（放送法第91条第3項）。

放送対象地域の効果

- 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定**
放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。
- 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務**
放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまり受信できるように努めることとされている（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）。

放送対象地域の例

- 規定の仕方**
 - 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
 - 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）等に基づき設定
- 具体例（地上テレビジョン放送）**
 - NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
 - 放送大学学園
関東広域圏
 - 一般放送事業者
広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他：上記以外の各都道府県

4-(4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)

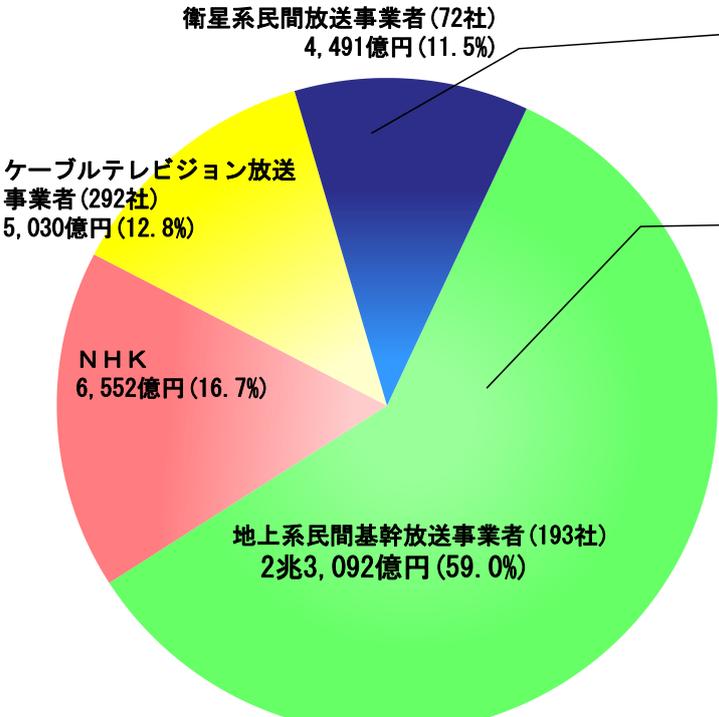
放送地域	放送事業者	番組系列
北海道	北海道放送	北海道放送
青森県	青森放送	青森放送
岩手県	岩手放送	岩手放送
宮城県	宮城放送	宮城放送
秋田県	秋田放送	秋田放送
山形県	山形放送	山形放送
福島県	福島放送	福島放送
東京都	テレビ東京	テレビ東京
群馬県	群馬放送	群馬放送
栃木県	栃木放送	栃木放送
茨城県	茨城放送	茨城放送
埼玉県	テレビ埼玉	テレビ埼玉
千葉県	千葉放送	千葉放送
神奈川県	テレビ神奈川	テレビ神奈川
新潟県	新潟放送	新潟放送
長野県	長野放送	長野放送
山梨県	山梨放送	山梨放送
静岡県	静岡放送	静岡放送
富山県	富山放送	富山放送
石川県	石川放送	石川放送
福井県	福井放送	福井放送
愛知県	中部日本放送	中部日本放送
岐阜県	岐阜放送	岐阜放送
三重県	三重放送	三重放送
大分県	大分放送	大分放送
滋賀県	滋賀放送	滋賀放送
京都府	京都放送	京都放送
奈良県	奈良放送	奈良放送
兵庫県	山陽放送	山陽放送
和歌山県	和歌山放送	和歌山放送
鳥取県	鳥取放送	鳥取放送
島根県	島根放送	島根放送
岡山県	岡山放送	岡山放送
香川県	香川放送	香川放送
徳島県	徳島放送	徳島放送
愛媛県	愛媛放送	愛媛放送
高知県	高知放送	高知放送
広島県	広島放送	広島放送
山口県	山口放送	山口放送
福岡県	RKB毎日放送	RKB毎日放送
佐賀県	サガテレビ	サガテレビ
長崎県	長崎放送	長崎放送
熊本県	熊本放送	熊本放送
大分県	大分放送	大分放送
宮崎県	宮崎放送	宮崎放送
鹿児島県	鹿児島放送	鹿児島放送
沖縄県	琉球放送	琉球放送

【出典：総務省作成資料】

4-(5) 放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、平成25年度において、3兆9,166億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が59.0%、NHKが16.7%、ケーブルテレビジョン放送事業者が12.8%、衛星系民間放送事業者が11.5%を占めている。

放送メディアの収入 平成25年度 3兆9,166億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送 (BS放送)	(20社)	1,783億円 (4.6%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送)	(23社)	674億円 (1.7%)
衛星一般放送	(46社)	2,033億円 (5.2%)

【地上系民間基幹放送事業者内訳】

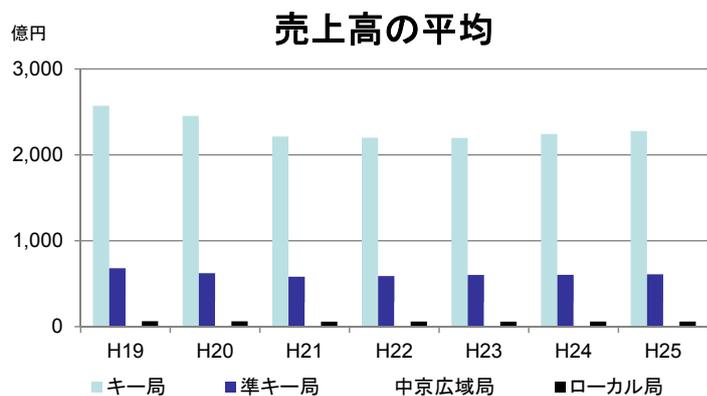
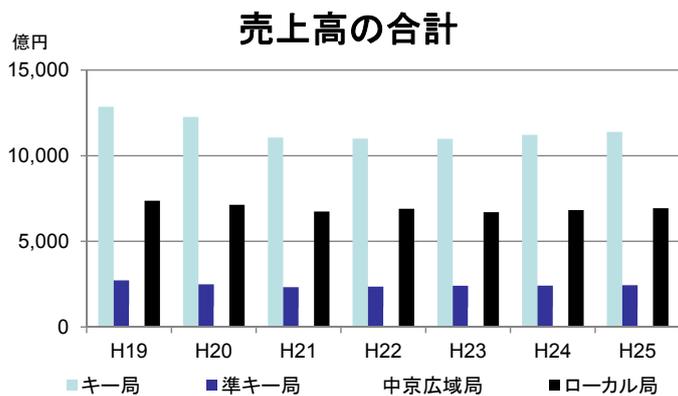
テレビジョン放送単営	(94社)	1兆8,574億円 (47.4%)
AM放送・テレビジョン放送兼営	(33社)	3,360億円 (8.6%)
その他(※)単営	(66社)	1,157億円 (3.0%)

※…AM(14社)、短波(1社)及びFM(51社)

(注1) ()内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
 小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
 (注2) 「地上系民間基幹放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
 (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入。
 (注4) 放送大学学園を除く。
 (注5) 「ケーブルテレビジョン放送事業者」とは、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者。
 (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と110度CS放送の兼営社が4社、衛星基幹放送と衛星一般放送の兼営社が14社含まれるため、総数(72社)とは一致しない。

【出典：総務省作成資料】

4-(6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況



年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
キー局 (5局)	売上高	12,859(2,572)	12,269(2,454)	11,068(2,214)	11,001(2,200)	10,989(2,198)	11,219(2,244)	11,395(2,279)
	営業損益	613(123)	343(69)	343(69)	592(118)	608(122)	653(131)	660(132)
準キー局 (4局)	売上高	2,723(681)	2,492(623)	2,328(582)	2,360(590)	2,410(603)	2,417(604)	2,443(611)
	営業損益	53(13)	-38(-9)	66(17)	133(33)	151(38)	142(35)	144(36)
中京広域局 (4局)	売上高	1,307(327)	1,207(302)	1,132(283)	1,153(288)	1,151(288)	1,152(288)	1,156(289)
	営業損益	114(29)	62(16)	68(17)	108(27)	116(29)	118(30)	110(27)
ローカル局 (114局)	売上高	7,375(65)	7,140(63)	6,743(59)	6,905(61)	6,707(59)	6,832(60)	6,941(61)
	営業損益	177(2)	61(1)	108(1)	289(3)	320(3)	466(4)	548(5)

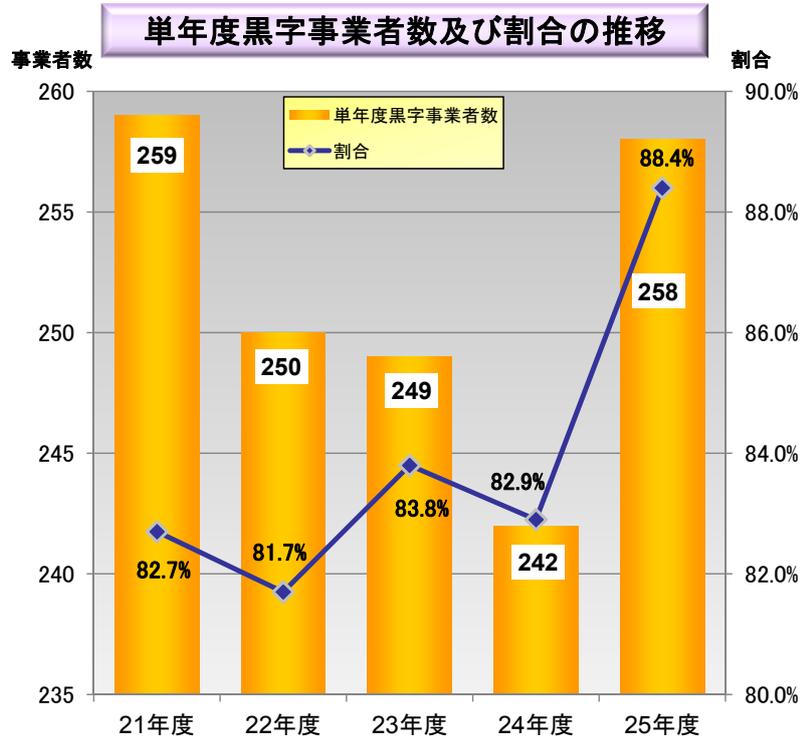
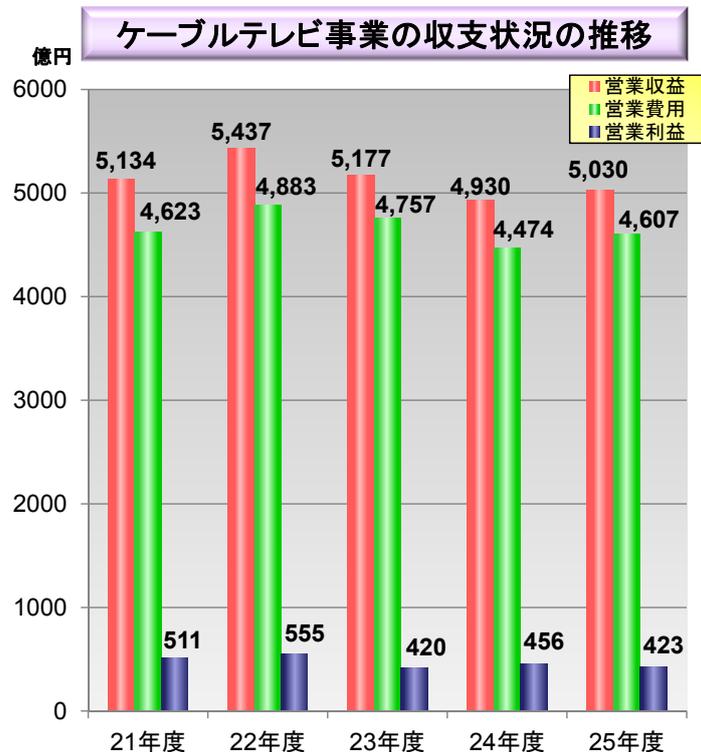
単位: 億円、()内は1社平均

【出典: 総務省作成資料】

4-(7) ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成25年度)

- ケーブルテレビ事業全体の営業収益、営業費用はともに減少となった。
- 292社中258社(88.4%)が単年度黒字を計上。

注: 調査対象は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者292社。

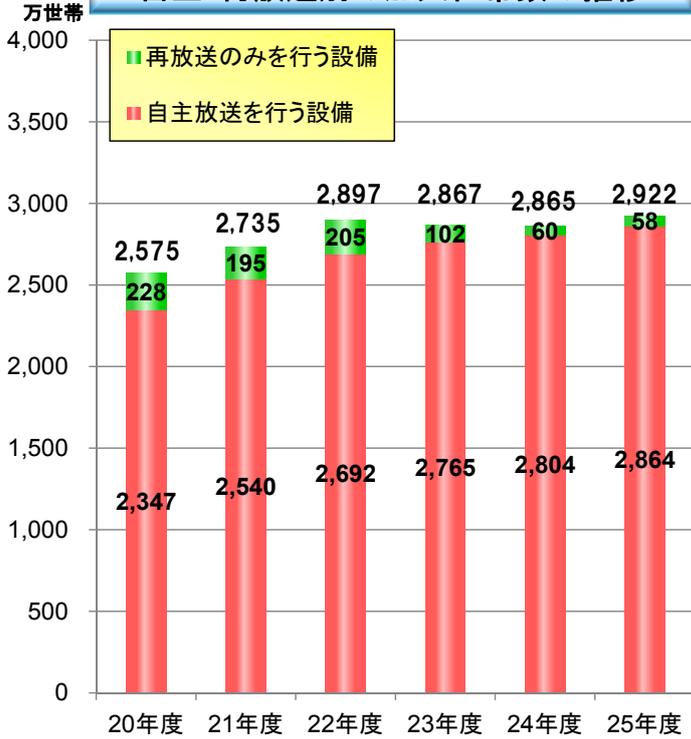


【出典: 総務省報道資料(平成25年度の民間放送事業者の収支状況(平成26年9月10日))をもとに作成】

4-(8) ケーブルテレビの普及状況(平成25年度)

- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成26年3月末で約2,864万世帯、対前年度比2.1%の増加となった。
- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する事業者数は539事業者(対前年度比1.2%減)となっている。

自主・再放送別の加入世帯数の推移



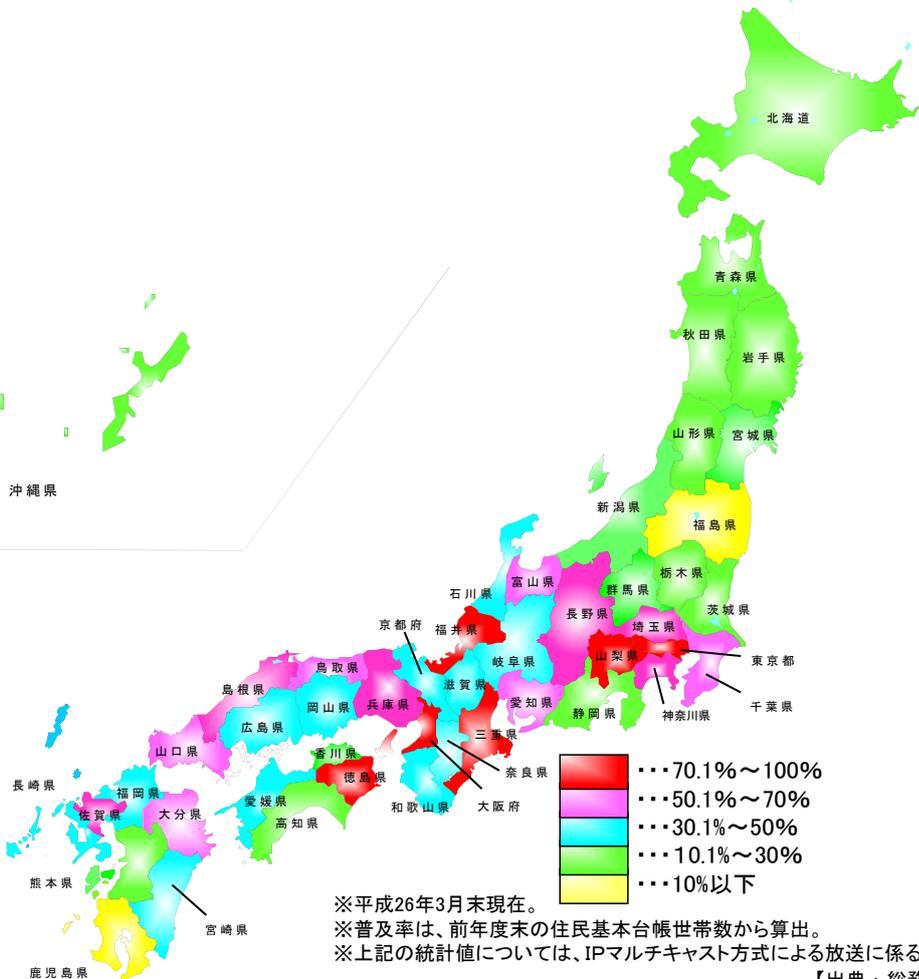
注：自主放送を行う設備による加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの設備を有する事業者数

区分	24年度	25年度	増減数	増減率	
ケーブルテレビ全体	43,123	43,841	718	1.7%	
自主放送を行うもの	登録に係る有線電気通信設備 [501端子以上]	545	539	-6	-1.1%
	届出(小規模のものを除く。)に係る有線電気通信設備 [500端子以下]	114	114	0	0.0%
	小計	659	653	-6	-0.9%
再放送のみを行うもの	登録に係る有線電気通信設備 [501端子以上]	256	253	-3	-1.2%
	届出(小規模のものを除く。)に係る有線電気通信設備 [51端子以上500端子以下]	14,526	14,202	-324	-2.2%
	届出(小規模のものに限る。)に係る有線電気通信設備 [50端子以下]	27,682	28,733	1,051	3.8%
小計	42,464	43,188	724	1.7%	

【出典：総務省報道資料(ケーブルテレビの現状(H26.6))をもとに作成】

4-(9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	22.9%	滋賀県	35.6%
青森県	18.6%	京都府	38.0%
岩手県	19.4%	大阪府	86.5%
宮城県	28.1%	兵庫県	69.7%
秋田県	16.0%	奈良県	42.6%
山形県	16.9%	和歌山県	36.1%
福島県	3.9%	鳥取県	63.0%
茨城県	21.4%	島根県	54.2%
栃木県	22.9%	岡山県	34.7%
群馬県	13.6%	広島県	30.0%
埼玉県	59.5%	山口県	58.8%
千葉県	60.8%	徳島県	88.3%
東京都	80.9%	香川県	27.1%
神奈川県	66.8%	愛媛県	35.7%
新潟県	21.3%	高知県	24.0%
富山県	64.1%	福岡県	45.5%
石川県	45.2%	佐賀県	63.1%
福井県	72.9%	長崎県	35.9%
山梨県	82.4%	熊本県	26.3%
長野県	53.2%	大分県	62.9%
岐阜県	33.8%	宮崎県	42.7%
静岡県	27.2%	鹿児島県	7.2%
愛知県	54.9%	沖縄県	21.3%
三重県	74.7%	全国	51.5%

【出典：総務省報道資料(ケーブルテレビの現状(H26.6))】

4-(10) 区域外再放送の問題

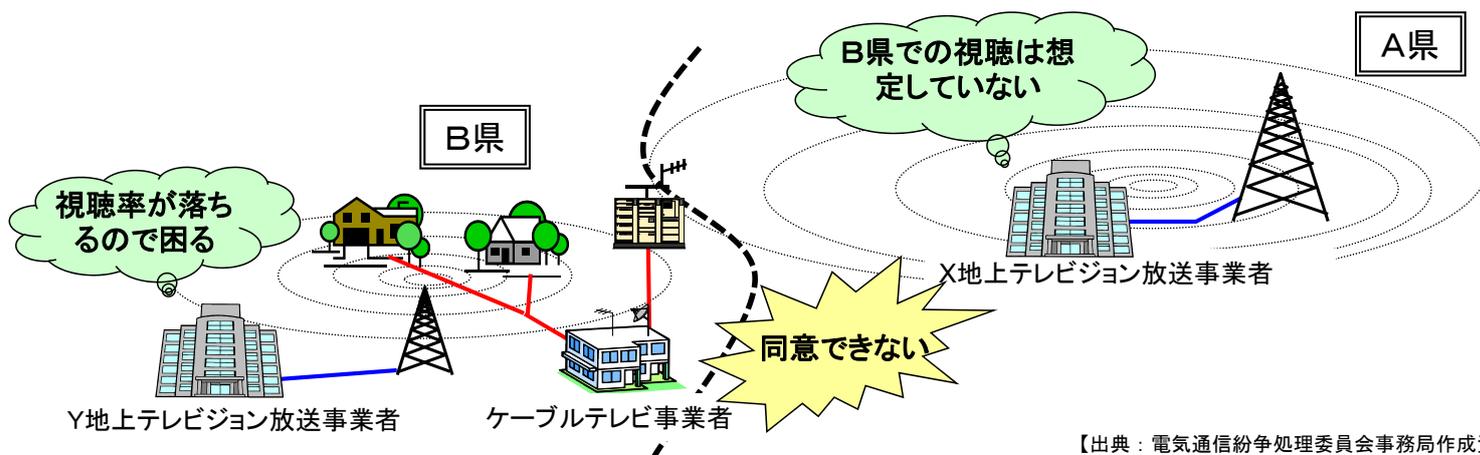
「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上テレビジョン放送事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

(地上テレビジョン放送事業者の問題意識)

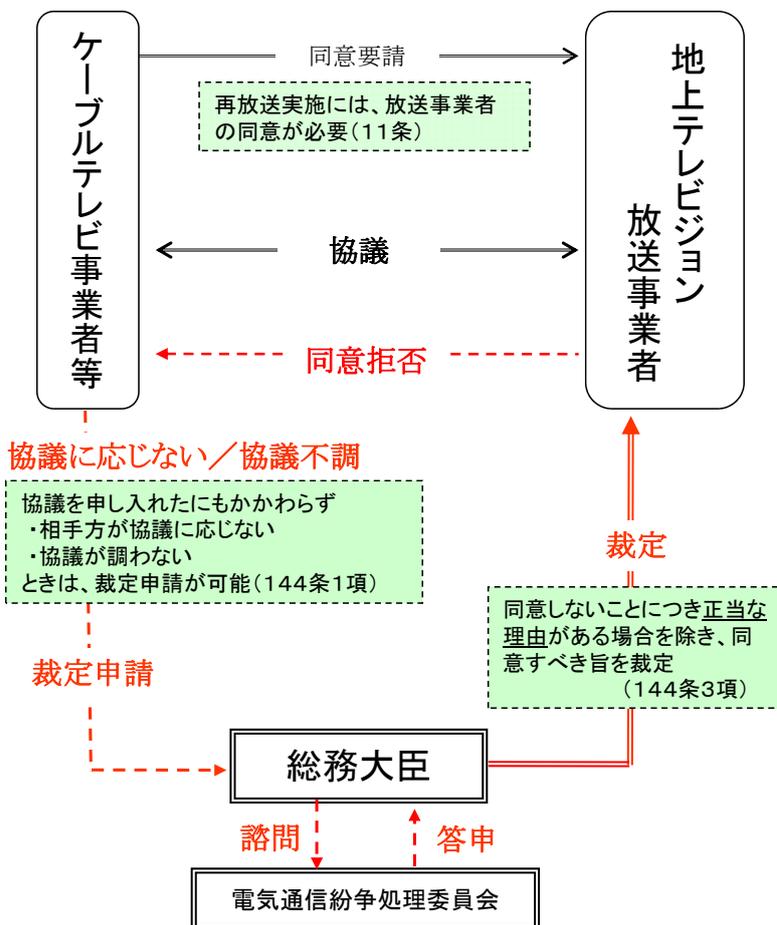
- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。



A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



4-(11) 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - 意に反して、異時再放送される場合
 - 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組が他の番組が混乱が生じる場合
 - 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - 良質な再放送が期待できない場合
 - 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

4-(12) 再放送同意に係る紛争処理手続の比較

	放送法に基づく大臣裁定	委員会によるあっせん	委員会による仲裁
紛争処理を行う主体	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣 (電気通信紛争処理委員会に諮問) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信紛争処理委員会 (指名された1名以上のあっせん委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信紛争処理委員会 (指名された3名の仲裁委員)
申請の手続/要件	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業者等が申請できる。 放送法に規定される協議手続等の申請要件を満たすかどうか判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の当事者(ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者)の一方からでも申請できる。 申請について委員会から通知し、相手方当事者が拒否しなければ手続を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の当事者の双方が申請する必要がある。 (双方が同時に申請する必要はなく、一方の申請の後、通知を受けて相手方当事者が申請することも可)
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 同意をしない「正当な理由」がある場合を除き同意裁定。 「正当な理由」の解釈は、「再放送ガイドライン」による。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし (強行法規・公序良俗に反しない範囲で当事者の合意形成を促す) 	<ul style="list-style-type: none"> 判断基準や準拠法令を何にするかは当事者の合意による。(※)
手続終了・判断の効力	<ul style="list-style-type: none"> 裁定等により終了。 電波監理審議会への不服申立てが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 両当事者による協議での合意、あっせん案の受諾、打ち切り等により終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断、和解成立による申請取下げ等により終了。 仲裁判断は確定判決と同じ効力。

※ 準拠法令をはじめ、仲裁の手続等については仲裁法を準用する。

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

電気通信紛争処理委員会

電話：03-5253-5686

ファクシミリ：03-5253-5197

e-mail：hunso-shori@ml.soumu.go.jp

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/